

平成 26 年 11 月 19 日
金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」につきまして、平成 26 年 7 月 1 日（火）から平成 26 年 7 月 31 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8 の個人及び団体より延べ 116 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF： KB）を御覧ください。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 公布・施行日等について

（1）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

本件の政令は、平成 26 年 11 月 14 日（金）に閣議決定されており、本日公布され、附則第 2 項及び第 3 項については公布の日から施行し、その他については平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

（2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

本件の府令は、本日公布され、平成 27 年 9 月 1 日（火）から施行される予定です。

（3）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正

改正後の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」は、平成 27 年 9 月 1 日（火）から適用される予定です。

具体的な内容については別紙 2～別紙 7 を御参照ください。

なお、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）」についても一部改正を行っておりますが、これは、行政手続法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 39 条第 4 項第 2 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 3687）

- （別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF： KB）
- （別紙 2）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 3）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 附則（PDF： KB）
- （別紙 4 - 1）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 4 - 2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（別紙様式） 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 5）内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 新旧対照表（PDF： KB）
- （別紙 6）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則（PDF： KB）
- （別紙 7）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（PDF： KB）

平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の概要

《28年3月1日施行》

金融商品取引法の一部を改正する法律
(平成27年5月27日成立・6月3日公布)プロ向けファンド
の届出者の要件

- 欠格事由(業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等)の導入
- 届出書の記載事項の拡充・公表

適格機関投資家の
位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定

届出者に対する
行為規制

- 適合性の原則、リスク等の説明義務等の導入
- 事業報告書の作成・提出、帳簿書類の作成等

問題のある業者
への対応

- 監督上の処分(業務改善命令等)の導入
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下→5年以下)等

政令・内閣府令のポイント

- 当局によるファンドの実態のより適切な把握のため、以下の届出を義務付け
 - ファンドの投資内容・勧誘対象
 - ファンドに出資する全ての適格機関投資家(いわゆるプロ)の名称
 - 役員等の履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書面
 - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、運用資産残高を証する書面 等
- 投資家等がファンドの実態を確認できるようにするため、以下の公表を義務付け
 - 代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、HPアドレス
 - ファンドの事業内容、適格機関投資家の数 等

- 実態を伴わない適格機関投資家として特に問題が多く認められる投資事業有限責任組合の排除等のため、以下の場合にはプロ向けファンドとして認めない(=要登録)
 - 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、5億円以上の運用資産残高(借入れを除く)を有しない場合
 - プロ向けファンドの届出者と密接に関連する者等からの出資割合が2分の1以上の場合

- 作成すべき帳簿書類として、顧客勘定元帳、運用明細書等を規定
- 提出すべき事業報告書の内容として、ファンドの詳細情報(資産構成等)を規定
- 公表すべき説明書類の内容として、出資金払込口座の所在地や資金の流れ等を規定

《ファンド出資者の範囲》

- プロ向けファンドに出資できる者の範囲を、以下の者に限定
 - 上場会社、資本金又は純資産5千万円以上の法人
 - 証券等口座開設後1年以上経過し、投資性金融資産を1億円以上保有する個人
 - 特例業務届出者の親会社等、子会社等、これらの役職員 等
- ベンチャー・ファンドに係る出資者の範囲については、上記のほか、上場会社の役員、会社の財務等に1年以上直接携わった役職員等を特例的に追加
 - ← 特例適用の条件として、ファンドのガバナンスの確保、決算情報の開示、監査の実施、公認会計士名の公表等、相応の体制整備がなされていることを規定

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年4月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メンバー	石田 英和	前 大阪ガス（株）財務部 担当部長
	石原 秀威	新日鐵住金（株）執行役員財務部長
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント（株）代表取締役社長
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	熊谷 五郎	みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小足 一寿	三井住友信託銀行（株）執行役員業務部長
	逆瀬 重郎	前（株）日立製作所財務統括本部顧問
	静 正樹	（株）東京証券取引所取締役 専務執行役員
	関根 愛子	日本公認会計士協会副会長
永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長	
橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授	
原田 喜美枝	中央大学商学部教授	
山内 公明	日本証券業協会執行役 自主規制本部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	日置 純子	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

（敬称略・五十音順）

制度開示に係る自由度の向上と
対話に資する情報の充実による、
効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との
建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と
中長期的な企業価値の向上

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○ その他

- ① 単体IFRSの任意適用の検討
- ② フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施
- ③ 投資者のリテラシー向上等に向けた取組みの充実

平成 28 年 3 月 25 日
金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について (平成 28 年 3 月期以降)

平成 28 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項を、以下のとおり取りまとめました。有価証券報告書提出会社は、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

平成 28 年 3 月期に新たに適用となる開示制度のうち、主なものは以下のとおりです。新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項の詳細については[別紙 1](#)をご参照ください。

- ・ [「企業結合に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正](#)

2. 平成 27 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査及び情報等活用審査）を踏まえた留意すべき事項

現在、実施中である平成 27 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査及び情報等活用審査）に関して、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を[別紙 2](#)のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

(参考)

- ・ 有価証券報告書レビューの概要については、[「有価証券報告書レビュー（概要）」](#)を参照してください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 2769、3666)

平成 28 年 3 月 25 日
金融庁**有価証券報告書レビューの実施について（平成 28 年 3 月期以降）**

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビュー（「有価証券報告書レビュー（概要）」参照）を実施しています。平成 28 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、以下の内容で実施します。

1. 法令改正関係審査

本審査は、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項について審査を実施するものです。

今回は、平成 25 年 9 月に公表された「企業結合に関する会計基準」等を踏まえて改正された連結財務諸表規則等が適用されることから、同規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかについて審査を実施します。

このため、連結財務諸表を日本基準で作成している有価証券報告書提出会社は、別添の「調査票」に回答していただき、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等にご提出ください。なお、具体的な提出方法等については、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

2. 重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる会社を抽出し、当該会社に対して所管の財務局等から個別に送付します質問事項に回答していただくことで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 28 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる会社には、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

〔重点テーマ〕

- ・ 工事契約に関する会計処理・開示
- ・ 棚卸資産に関する会計処理・開示
- ・ 包括利益計算書
- ・ 1 株当たり情報

3. 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査を実施するものです。審査対象となる会社には、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（[ディスクロージャー・ホットライン](#)）

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 2769、3666)

平成 27 年 11 月 20 日
金融庁

平成 26 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用 審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 26 年度についても、平成 26 年 3 月 31 日に公表した[「有価証券報告書レビューの実施について\(平成 26 年 3 月期以降\)」](#)のとおり実施し、この度、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の実施結果を取りまとめましたので、[別紙](#)のとおり公表します。

(概要)

- 平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社(4,027 社)のうち、重点テーマに着目するなどにより抽出した会社(360 社)に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施しました。この結果、今回の重点テーマ等に係る開示項目について、例えば、別紙に記載したような有価証券報告書の記載が適切ではないと考えられる事例が確認されました。

(参考)

- 有価証券報告書レビューの概要については、[「有価証券報告書レビュー\(概要\)」](#)を参照してください。
- 平成 27 年度(平成 27 年 3 月期以降)の有価証券報告書レビューの実施内容については、[「有価証券報告書レビューの実施について\(平成 27 年 3 月期以降\)」](#)(平成 27 年 3 月 31 日公表)を参照してください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3666、2769)

資料3-3-6 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

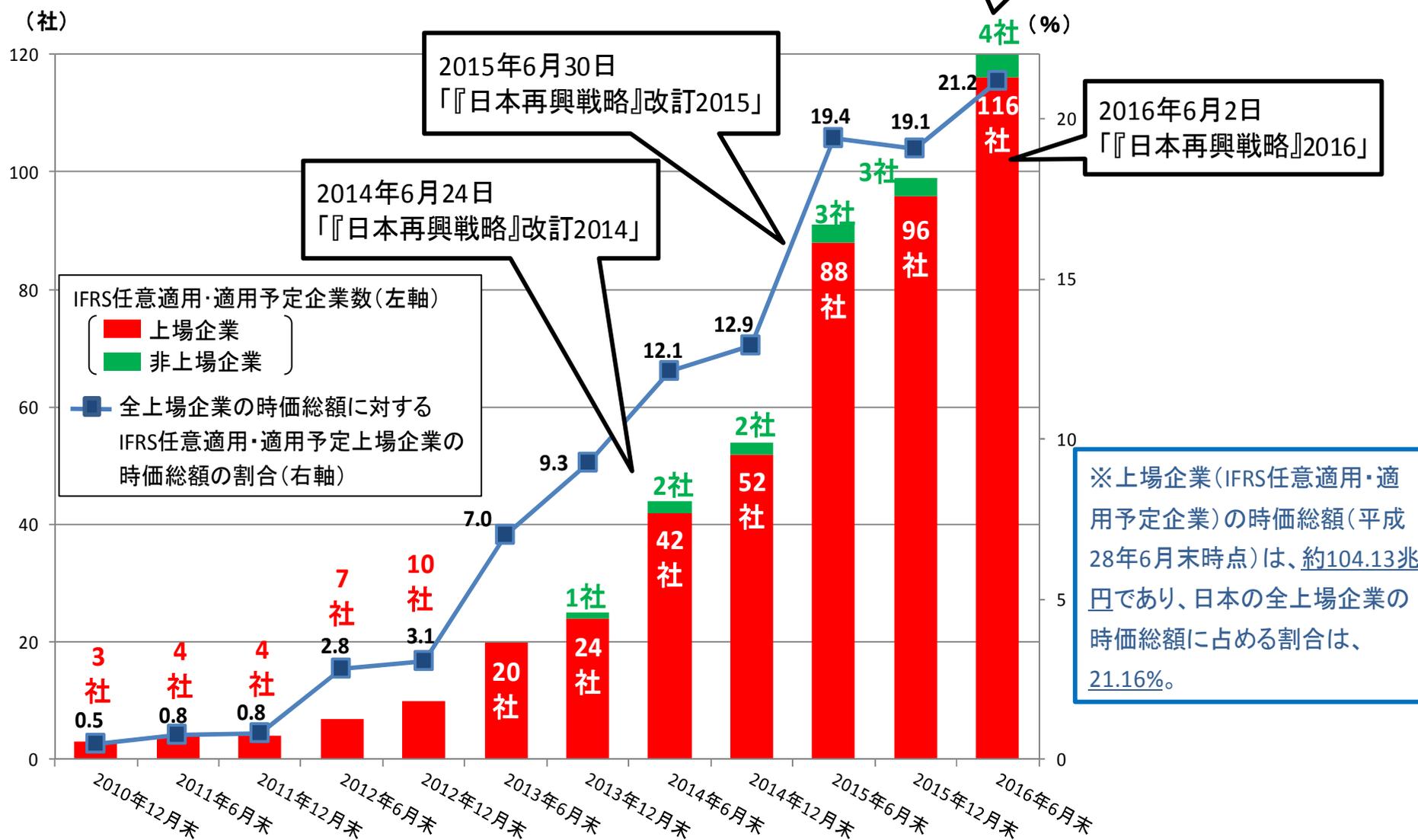
○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
グローバルアジアホールディングス株式会社	東京都港区西新橋二丁目22番1号		平成27年8月
ライビスマネジメント株式会社	名古屋市千種区今池五丁目3番6号	旧所在地：名古屋市中区丸の内一丁目1番13号	平成27年5月
プリベントホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号		平成27年1月
株式会社ユリアインターナショナル	東京都新宿区新宿二丁目4番2号		平成26年9月
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町2-1	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目2-22、 東京都中央区日本橋蛸殻町1-2-3	平成26年2月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪1859番地7	旧所在地：大阪府中央区天満橋京町2番6号	平成24年10月
株式会社NSJ	大阪府中央区今橋一丁目7番19号	旧所在地：大阪府西区北堀江一丁目1番23号	平成24年6月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒326番地9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町571番地	平成22年11月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋2-23-11 御成門小田急ビル9階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成22年10月

※平成22年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

平成 28 年 3 月 31 日
金融庁

国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例の公表について

金融庁は、平成 22 年 3 月期から IFRS の任意適用が開始される際、企業が IFRS に基づく連結財務諸表を作成するにあたっての実務の参考として、「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を公表（平成 21 年 12 月）しました。

その後、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015』において、「IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRS の任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS 適用企業の実際の開示例や最近の IFRS の改訂も踏まえ、IFRS に基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う」こととされました。

これを受け、IFRS に基づく連結財務諸表の作成にあたって企業の実務の参考となるものを示す観点から、今般、「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を改訂し、「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例（以下、「開示例」という。）」として取りまとめました。

IFRS に基づく連結財務諸表の開示例

本開示例のポイントは以下のとおりです。

○ 最新の IFRS に対応

これまでの開示例は、IFRS 任意適用開始時点（平成 22 年 3 月期）の基準に基づくものでしたが、本開示例は、その後の IFRS 第 9 号（金融商品）の改訂など、平成 28 年 3 月期までの IFRS の改訂を反映しています。

○ IFRS の規定に基づく説明の充実

これまでの開示例は、表形式による開示例と、その根拠となる IFRS の規定を記載していましたが、本開示例は、企業が IFRS に基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例と根拠となる IFRS の規定とを結びつける説明を充実させています。

本開示例は、IFRS において明示的に開示を求められていないものは義務的な開示であるとの誤解をさけるため含めないこととするとともに、IFRS 任意適用企業の実際の開示を参考に多くの企業において必要になると考えられる項目に絞り込むことで、企業の開示負担にも配慮したものとしています。

金融庁においては、今後も継続的に開示例について検討していくこととして
います。開示例について御意見がありましたら、平成 28 年 9 月 30 日（金）ま
でに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあ
つては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を付記の上、
kaijirei@fsa.go.jpにお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

本意見募集は、法令等に係る意見募集とは異なり、開示例の検討に活用する
観点から行うものですので、お寄せ頂いた御意見について回答することはいた
しません。

なお、本開示例はあくまでも例示であり、IFRS に基づく連結財務諸表の様式
及び内容を拘束するものではありません。また、個々の企業の事業内容や重要
性等によって必須の開示を求めるものではないことにご留意下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課（3887、3657）

平成 27 年 9 月 4 日
金融庁

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 7 月 30 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、4 団体・1 個人から 16 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は（別紙 1）を御覧ください。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の改正に当たっての参考とさせていただきます。

また、具体的な改正等の内容については、（別紙 2）～（別紙 9）を御参照ください。

2. 公布・施行日

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は本日付で公布・施行されました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課

（連結財務諸表規則等関係 内線 3810、3887）

（開示府令関係 内線 3665）

総務企画局市場課

（金商業等府令関係 内線 3943）

総務企画局企画課信用制度参事官室

（銀行法施行規則等関係 内線 3684、3577）

（別紙 1）コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

- (別紙 2) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令
- (別紙 3) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等 新旧対照表
- (別紙 4) 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令
- (別紙 5) 労働金庫法施行規則 新旧対照表
- (別紙 6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件
- (別紙 7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件 新旧対照表
- (別紙 8) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)等 新旧対照表
- (別紙 9) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について 新旧対照表

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

—会計監査の信頼性確保のために—

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成 28 年 3 月 8 日

目 次

I. はじめに.....	1
II. 会計監査の信頼性確保のための取組み	2
1. 監査法人のマネジメントの強化.....	2
(1) 監査法人のガバナンス・コード.....	4
(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備.....	4
2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実.....	5
(1) 企業による会計監査に関する開示の充実.....	5
(2) 会計監査の内容等に関する情報提供の充実.....	6
3. 企業不正を見抜く力の向上.....	8
(1) 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮.....	8
(2) 不正リスクに着眼した監査の実施.....	9
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック.....	9
(1) 監査人の独立性の確保.....	10
(2) 当局の検査・監督態勢の強化.....	10
(3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化.....	11
5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備.....	12
(1) 企業の会計監査に関するガバナンスの強化.....	12
(2) 実効的な内部統制の確保.....	13
(3) 監査における IT の活用.....	13
(4) その他.....	14
III. おわりに.....	15

会計監査の在り方に関する懇談会メンバー

(平成28年3月8日現在)

	氏名	現職
座長	脇田 良一	名古屋経済大学大学院教授 明治学院大学名誉教授
メンバー	引頭 麻実	(株)大和総研常務執行役員
	倉貫 浩一	読売新聞東京本社論説委員
	斎藤 静樹	東京大学名誉教授
	関 哲夫	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役
	初川 浩司	公認会計士
	八田 進二	青山学院大学大学院教授
	森 公高	日本公認会計士協会会長

[50音順、敬称略]

I. はじめに

資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と共有することが不可欠である。

会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

このため、公認会計士法第1条においては、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」ことが規定されている。

これまで、関係者においては、会計監査の充実に向けて累次の取組みが行われてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている。

このような状況のもと、昨年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という）が設置され、会計監査をとりまく環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く議論を行ってきた。

本提言は、懇談会における会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめ、公表することとしたものである。

Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み

会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。

こうした背景には、

- ・これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していない、
- ・こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない、
- ・そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない、

といった要因があるのではないかと考えられる。

また、不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきである。

このような観点から、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の5つの柱に整理される。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

その具体的な施策の内容は以下のとおりである。

1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これ

により、

- ・ 監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていなかった、
 - ・ 当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
 - ・ 監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、
- などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員（パートナー）が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業（以下「大手上場企業等」という）の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

(1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上市企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則（プリンシプル）がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。

一方、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシプルの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい。

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」（以下「コード」という）が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上市企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

(2) 大手上市企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査

法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

また、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準を向上させていくことも、大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やしていくための環境整備につながるものと考えられる。

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

企業の株主は、会計監査の最終的な受益者であり、株主総会において、監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている。

このような株主の判断が適切に行われるためには、監査役会・監査委員会・監査等委員会（以下「監査役会等」という）による監査人の評価を含め、株主に必要な情報提供が行われることが前提となる。諸外国においてもこのような観点から様々な取組みが行われており、我が国においても、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に取り組み、会計監査の透明性向上に努めるべきである。

会計監査の透明性の向上を通じて、企業の株主によって監査人の評価が適正に行われるようになり、高品質と認められる会計監査を提供する監査法人等が評価され、企業がそのような評価に基づいて監査を依頼するようになることが期待される。これにより、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、そのような監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等を通じて、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環が確立されることが望まれる。

(1) 企業による会計監査に関する開示の充実

会計監査の透明性向上による好循環を実現していくためには、まず、企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行っているか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、

株主に対して適切に情報提供することが必要である。こうした観点から、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させるべきである。

また、例えば、監査人の独立性を評価するにあたっては、当該監査人がその企業の監査に従事してきた期間などは重要な情報であり、こうした情報を有価証券報告書等に記載することを検討すべきである。

(2) 会計監査の内容等に関する情報提供の充実

会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきである。また、当局等においても情報提供の充実に努めるべきである。

① 監査法人等のガバナンス情報の開示

株主等が監査法人等を適正に評価するためには、監査法人等が、その運営状況等の情報を適切に提供することも必要である。イギリスやオランダでは、監査法人等の運営状況等について株主・投資家等に情報提供するための報告書の公表が求められており、コードにおいて、監査法人のガバナンス情報等についても、当該報告書に盛り込むことが求められている。

適正に会計監査が評価されるよう、我が国においても、監査法人がそのガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組み等について開示・説明することを求めるべきである。

② 監査報告書の透明化等

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EU も本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進

めるべきである。¹

③ 監査人の交代時における開示の在り方

監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。このため、監査人の交代の理由等は、企業が臨時報告書で開示することが求められており、対象となった監査法人等の意見も同報告書における企業の開示を通じて記載されることとなっている。しかしながら、臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考になっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出にくいケースがある、との指摘がある。

このため、監査人の交代の理由等の開示について、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することが必要である。したがって、監査人の交代の理由等についてより充実した開示を求めるとともに、例えば、日本公認会計士協会（以下「協会」という）において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて、改めて検討がなされるべきである。こうした取組みは監査人の独立性の確保にも資するものと期待される。

④ 当局による会計監査に関する情報提供の充実

このほか、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）によるモニタリング活動の成果を、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するような形で整理して公表する（「モニタリングレポート」）ことが適当であると考えられる。²

¹ このほか、会計監査の透明性を向上させる観点からは、アメリカを中心に、監査の品質を測定する指標（Audit Quality Indicators）の策定に向けた取組みも進んでいる。このような指標をめぐることは、共通の基準に基づく客観的な監査品質の評価を可能とすることが期待される一方、そのような指標の実現可能性や指標を念頭に業務を行う形式主義への懸念なども示されているところである。このため、まずは諸外国における指標をめぐる動向等をフォローしていくことが考えられる。

² 協会の品質管理レビューの成果についても、同様の公表を行うことが適当であると考えられる。

3. 企業不正を見抜く力の向上

最近の不正会計事案においては、

- ・ 製造原価がマイナスとなる異常値を監査チームの担当者が認識したにも関わらず、更なる検証や上司への連絡を行わなかった、
- ・ 製造工程における多額の原価の調整について企業側から説明を受け、一方の工程の仕訳について確認しながら、当然必要となるもう一方の工程の仕訳を確認しなかった、
- ・ 工事進行基準が適用される事案について、経営者が使用した重要な仮定の合理性や見積りの不確実性に関して当然行うべき検証を行わなかった、

など、会計士個人として、また組織として、企業不正を見抜く力が欠如していたことが指摘されている。

このような事態の再発を防ぐため、企業不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙して臆することなく意見を述べることができる気概を有する会計士を、どう育成し、確保するかが大きな課題である。また、会計士個人の力量の向上と同時に、監査法人等が組織として企業不正に適切に対応できるよう、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントのもとに、しっかりとした監査の態勢を整備することが不可欠である。

(1) 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

会計士個人の不正を見抜く能力を向上させ、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙できる気概を養っていくため、各監査法人等において、監査チーム内でのやり取りや上司による監査調書の査閲・指導を通じた監査の現場での訓練（OJT）を改めて強化していくことが重要である。

また、個々の会計士が初めて企業不正に直面する際に、その不正を見逃すことのないよう、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めることも必要である。このほか、各監査法人等において、関連する資格の取得や企業への出向等の懲憑等、会計士の力量向上のための幅広い取組みが検討されるべきである。

監査の現場において企業不正に適切に対応するためには、会計士個

人の力量の向上に加え、会計士による職業的懐疑心の発揮を確保するための、組織としての態勢整備が必要である。例えば、監査チームの構成にあたり、監査先企業のビジネスモデルや想定されるリスク等を踏まえて個々の会計士の能力・経験を適切に組み合わせる、また、適切な審査体制を構築するなどの対応が必要である。

(2) 不正リスクに着眼した監査の実施

冒頭で述べたとおり、会計監査の充実にに向けた累次の取組みを通じ、監査基準や品質管理基準、不正リスク対応基準等、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、これらの規制・基準をしっかりと現場にまで定着させ、不正リスクに対応した適切な監査を確保するための態勢が十分整備されていないことが問題とされている。

したがって、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることにより、これらの基準等の実施を徹底させ、不正について特段の注意を払うとともに、不正リスクに着眼した適切な監査手続を確保することが求められる。

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

監査業務は個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、時に「ブラックボックス」とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難である。その結果、特に企業と監査人の関係が長期間にわたる場合、監査人の独立性が損なわれたり、職業的懐疑心の発揮が鈍らされたりすることとなり、適正な会計監査が確保できないおそれがある。

最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、不正会計を見逃した一因として指摘されている。

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。

(1) 監査法人の独立性の確保

監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、EU では、監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度の導入が決定されており³、我が国においても有効な選択肢の一つであると考えられる。

他方、監査法人のローテーション制度については、監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、あるいは、大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もある。

このため、まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。

また、監査人の独立性を確保するため、監査チーム全体のローテーションを義務付けるべきといった議論がある。これについては監査法人のローテーションと同様、監査人の知識・経験の蓄積が中断され、監査の品質が低下するおそれがあるとの指摘に加え、同一法人内でローテーションを行うことにどこまで効果があるのか疑問視する見方等もあることを踏まえ、検討することが必要である。

(2) 当局の検査・監督態勢の強化

① 検査

審査会の大手監査法人に対する検査の頻度は、現状、2年に1度であることから、機動的な検査や必要なフォローアップが実施できていないのではないかと指摘がある。

³ 上場企業等に対して、一定期間毎に監査法人等を交代させる義務を課す EU の規則（レギュレーション）が平成 26 年 6 月に発効し、本年 6 月から適用される予定となっている。上場企業等に対する同一の監査法人等による監査期間は最長 10 年とされており、公開入札や共同監査を実施する場合は、より長い監査期間が許容されている。一度交代した監査法人等が再び監査人となるには、4 年間のインターバルが必要とされる。

実際にも、大手監査法人を中心に、審査会の指摘事項に対する改善策がガバナンスやマネジメント上の問題から監査の現場まで徹底されず、同様の指摘を繰り返し受けるケースが見られる。このため、大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、コードの実施状況にも依拠しながら、根本原因であるガバナンスやマネジメントの状況の検証を含むフォローアップを強化するなど、検査の適時性・実効性を向上させるべきである。その際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要がある。

② 監督

大手監査法人等について、ガバナンスやマネジメントの在り方が課題とされていることを踏まえれば、金融庁による監督においても、大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保するための監督にとどまらず、適正な会計監査の実施を確保するためのガバナンスが確立されているか、マネジメントが有効に機能しているかなど、問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督を行うことで、その実効性向上を図っていく必要がある。こうした観点から、監督の枠組みについて検証し、必要があれば見直しを行うべきである。

(3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化

公認会計士は、高い専門性を有する職業専門家として、企業の財務書類の監査証明を行う独占的な地位を与えられている。このようにして行われる会計監査が社会の信頼を確保していくためには、適正な会計監査の確保のため、会計士が自らその行動を厳しく律することが不可欠である。この意味で協会の自主規制機関としての役割は極めて重く、最近の不正会計事案の発生も踏まえ、自主規制機能の強化に真摯に取り組んでいく必要がある。

まず、協会の品質管理レビューによる監査の品質チェックについては、形式的なチェックに留まっているのではないかと、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかと指摘がある。このため、レビューを各法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきである。加えて、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な

運用に努めるべきである。

このほか、協会による教育研修についても、企業不正の発見・防止や企業との対話等に係る能力の向上により重点を置いた見直しを行うべきである。

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

最近の不正会計事案においては、上場企業のガバナンスや内部統制は形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義のもとで予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指摘されている。

財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。このため、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が、適正な会計監査の確保のために不可欠である。また、高品質な会計監査を実施するためには、ITの活用にも努めることが必要である。

(1) 企業の会計監査に関するガバナンスの強化

最近の不正会計事案においては、不正会計に関与していた元 CFO（最高財務責任者）が監査委員長に就任していた以外に、財務・経理に関する適切な知見を有する監査委員が存在しなかったことにより、監査委員会が独立性・客観性を確保できず、監査機能を適正に発揮できなかったことが、不正会計を発見できなかった一因として挙げられている。また、企業の側から監査人に対して十分な情報提供を行う態勢が整備されていなかったこと、内部通報制度が機能しなかったことも不正会計が発見できなかった要因として指摘されている。

不正会計の端緒を早期に発見し、これを防止するためには、各上場企業が、財務・経理に関して適切な知見を有する社外監査役等を選任するなど、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高める必要がある。この点に関して、監査等委員会設置会社への移行は、監査役会等の独立性を高める観点から有効な対応の1つであるとの意見があった。

また、監査役会等及び取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保

するための適切な態勢整備に取り組むことが求められる。

内部通報制度については、その窓口の存在を周知徹底するとともに、通報者が安心して意見を言える制度とするため、例えば、社外取締役・社外監査役を内部通報のレポートラインとするなどの取組みが求められる。

更に、監査人の報酬については、監査役会等の同意のもとで取締役会が決定する仕組みとなっているが、監査人の独立性の確保を図る観点から、監査報酬の決定の在り方については、引き続き幅広い観点から検討されることが望ましい。

(2) 実効的な内部統制の確保

最近の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。我が国の内部統制報告制度については、制度実施のためのコスト負担が過大とならないようにするための方策を講じつつ、内部統制の実効性確保に努めてきたところである。

こうした考え方は引き続き維持されていくべきものとするが、例えば経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかなど、内部統制報告制度の運用状況については必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべきである。

(3) 監査における IT の活用

企業活動の国際化、複雑化が進展する中、取引等をより網羅的にチェックし、問題をより効果的に抽出していくため、各国の監査法人等を中心に、IT を活用した会計監査の手法に関する調査・研究が進められている。協会においても、IT を利用した監査の動向について研究を行っているところである。⁴

⁴ このほか、例えば国際監査・保証基準審議会（IAASB）においては、昨年、監査における IT の活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や、監査手続に与える影響について調査を実施している。

監査の現場における IT の活用が、業務の効率化や深度ある監査に繋がっていくことが期待される。また、電子化された監査調書等を有効に活用することにより、査閲や審査の高度化・効率化も期待される。

より多くの監査法人等において IT の有効な活用に向けた検討が進められ、リスクに応じたより深度ある会計監査の実施が可能となるよう、協会が積極的な役割を果たして、監査における IT の効果的な活用に向けた取組みを進めていくことが期待される。

(4) その他

適切な資質・力量を備えた会計士を育成・確保する観点からは、引き続き公認会計士資格の魅力の向上に取り組むとともに、公認会計士試験制度や実務補習等の在り方についても、継続的に検討を行っていくことが重要である。

Ⅲ. おわりに

以上が、会計監査の信頼性確保に向けた対応についての懇談会による提言である。会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組むことにより、

- ・ 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- ・ 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる、
- ・ このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

さらに、このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。

提言のうち、関係者において直ちに実施可能なものについては、速やかに実施に向けた作業が進められることを期待するとともに、懇談会としてもその進捗をフォローしていく。また、提言のうち、更なる調査・分析を必要とするものについては、関係者において速やかに調査等が行われることを求めたい。懇談会としても、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて更なる検討を行っていく。

会計監査の在り方をめぐっては、なお様々な議論が行われているところである。懇談会としても、会計監査が資本市場を支える欠くことのできないインフラとしての役割を適切に果たしていく観点から、関係者による前向きな議論が引き続き行われることを期待するとともに、こうした議論を注視し、会計監査の在り方について、必要に応じて更なる検討を加えていくこととしたい。

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の 5 つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- ・ 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- ・ 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- ・ 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

¹ 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- ・ 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- ・ 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・ 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- ・ 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- ・ 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- ・ 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・ 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・ 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・ 監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

平成 27 年 1 月 23 日
金融庁

公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

1. 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融 4 団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂しています。
2. アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大は進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。
3. このため、本年も意見交換会を開催し、関係者によるアクションプランに基づく取組状況を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。
4. なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。
 - (1) 組織内会計士のネットワークの促進
全国各地で活躍する組織内会計士について、日本公認会計士協会各支部での組織化を進め、組織内会計士のネットワークを全国各地で進める。
 - (2) 会計大学院協会との連携
公認会計士試験受験者の質・量を充実させる観点から、会計プロフェッションの育成を担う会計大学院協会と日本公認会計士協会が共同で、会計大学院の学生、公認会計士試験受験者、合格者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、実態把握を行う。
 - (3) 若年層を対象とした広報活動等
若年層を対象とした、会計教育のすそ野の拡大や公認会計士資格の魅力に係る広報活動により、公認会計士を目指す若者の増加に取り組む。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

- (別紙 1) 当面のアクションプラン（平成 26 年度改訂）
- (別紙 2) 公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会参加者

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局 企業開示課 開示業務室
(内線 2768)

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
 - ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
 - ▶ グループの法令遵守体制の整備
- 等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- ▶ 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備
- 等

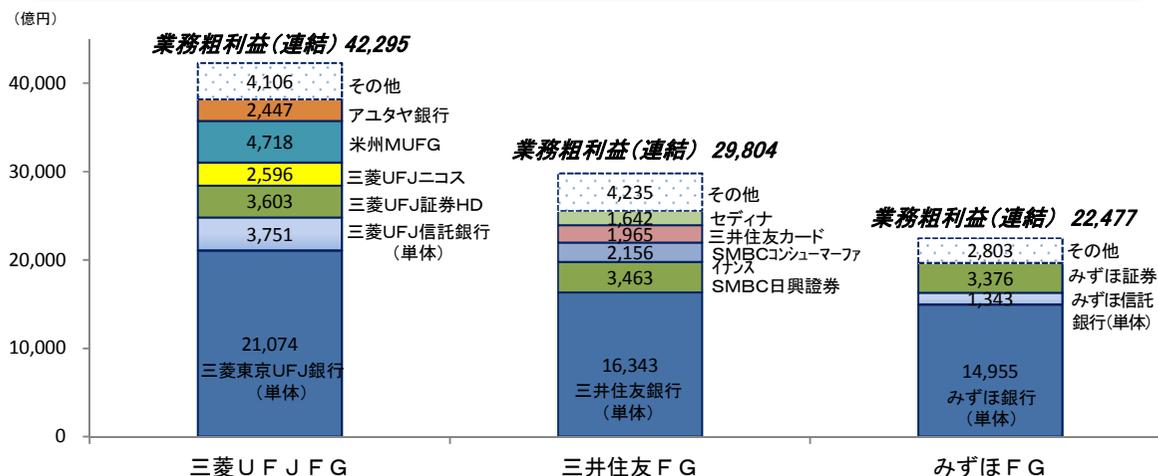
「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための
銀行法等の一部を改正する法律」
に係る説明資料

平成28年6月
金融庁

金融グループの経営管理の充実

メガバンクグループ

金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向



→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合が増加



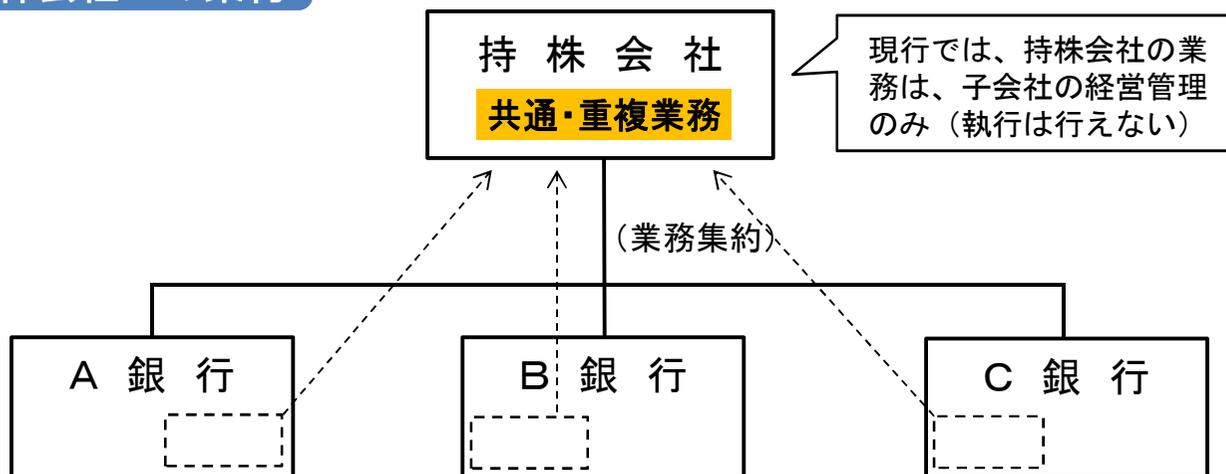
金融グループにおける経営管理の充実

金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、銀行持株会社(銀行持株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀行)が果たすべき「機能」を明確化

- ・グループの経営の基本方針等の策定及びその適正な実施の確保
- ・グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ・グループのコンプライアンス体制の整備等

金融グループ内の共通・重複業務(システム管理業務、資産運用業務等)の集約

持株会社への集約



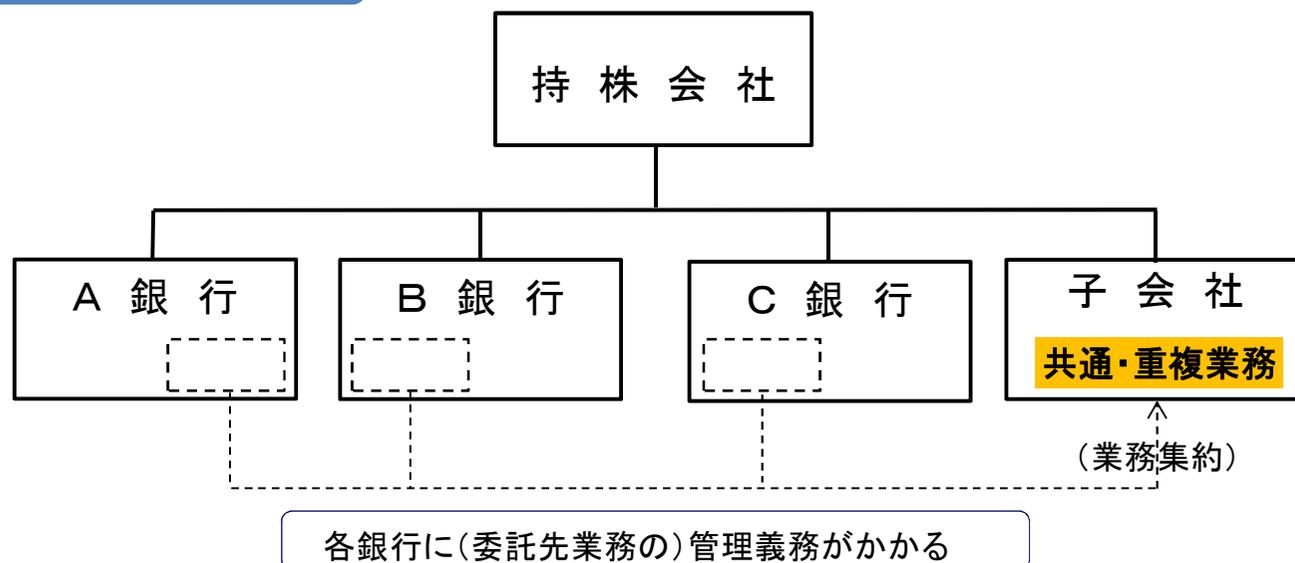
共通・重複業務の集約の容易化

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする



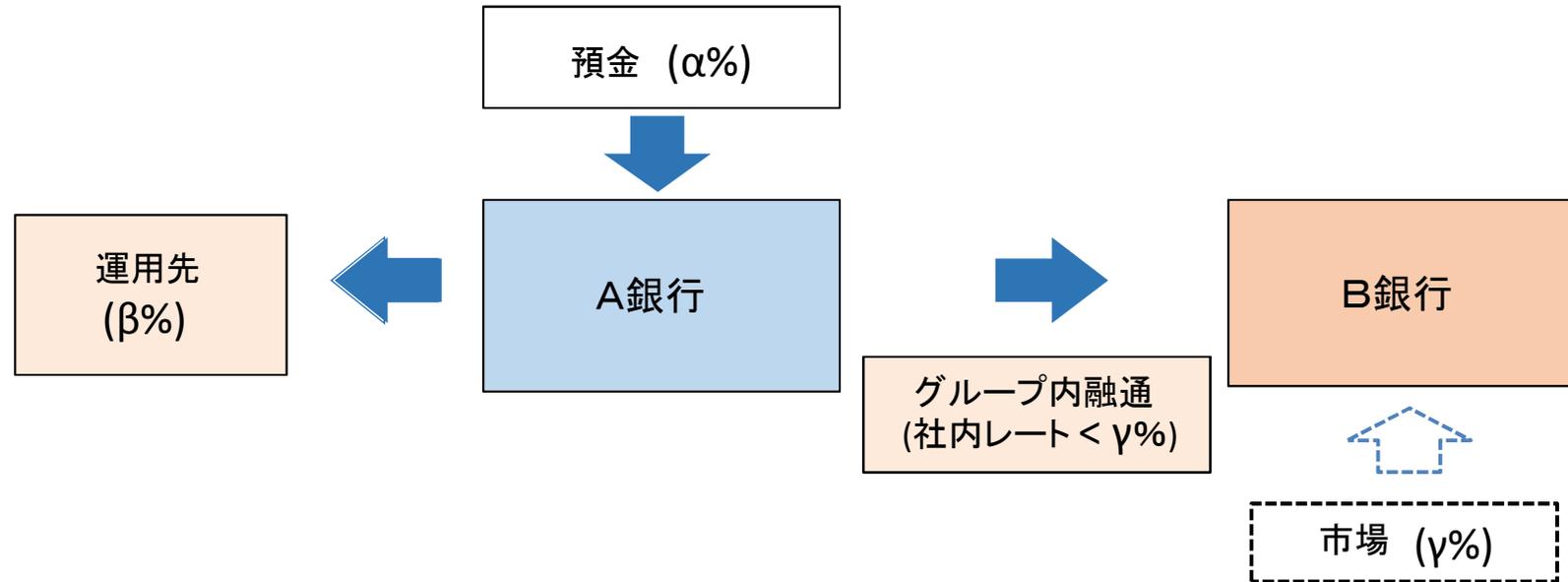
- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

子会社への集約



グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。



アームズ・レンジス・ルールの概要

銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止。

グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

金融関連IT企業への出資の柔軟化

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO



売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人



売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。
・Ecount: 小売業者向けのプリペイド・カード・プラットフォーム開発業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

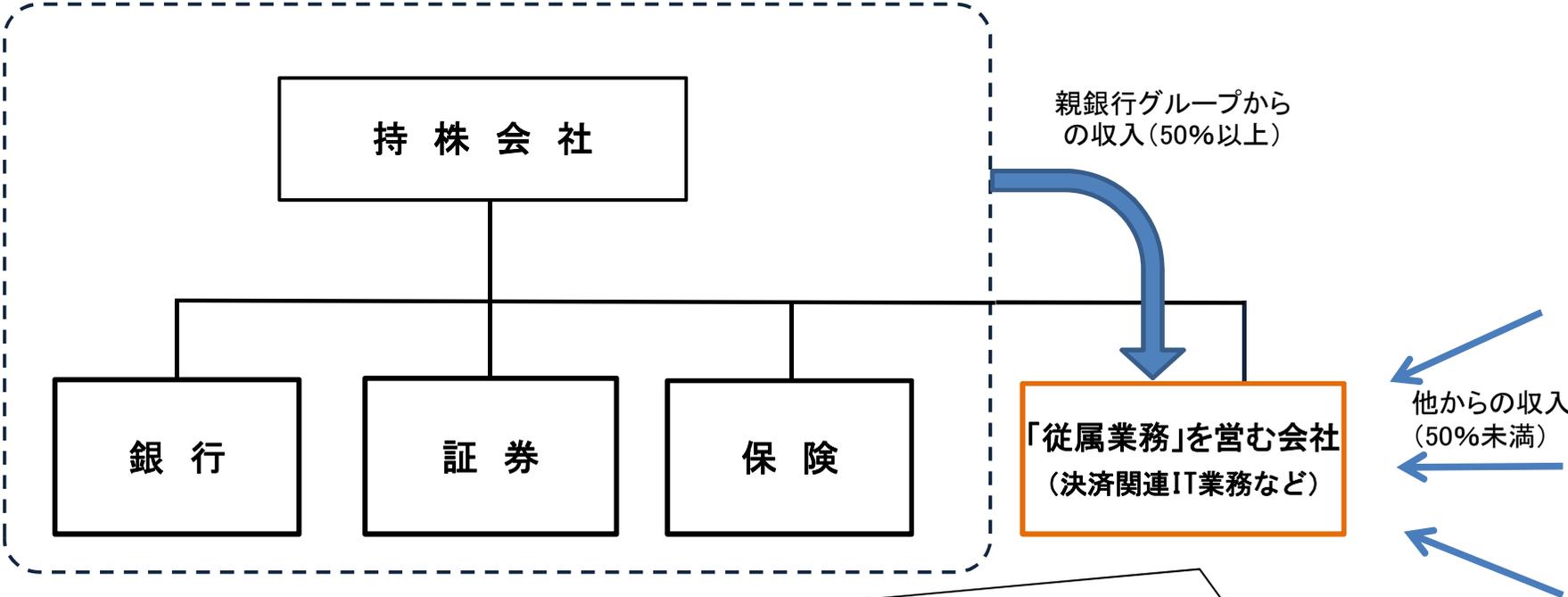
(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

金融関連IT企業等への出資の特色

- 出資が成功した場合には、現行法でも認められている金融関連業務等への出資になりうるものの、
- 出資段階では、成功の見込みは不明確（それでもなお、戦略的に出資をしていく必要）

銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、
当局の認可を得て出資することを可能に

決済関連事務等の受託の容易化



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要(いわゆる「収入依存度規制」)。



決済関連事務等の受託の容易化

システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度(50%以上)を緩和

ITの進展に対応するその他の措置

ITの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化

電子端末型プリカへの対応

- 近年、スマホなどと連動させて利用する「電子端末型プリペイドカード」が登場
- 他方、現行制度では、プリペイドカード（右の例では、腕時計や指輪）自体に、利用限度額などを表示する義務あり



- プリペイドカードが電子端末である場合等、有体物に記載することが合理的でない場合には、インターネットでの情報提供を可能に

電子記録債権の利便性向上

記録機関間の移動

- 現在4つある記録機関の間で電債を移動させることは、制度上、認められていない



- 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備

- プリペイドカードの利用拡大に伴って、利用者がトラブルに巻き込まれる事案が増加



- プリペイドカードの利用等に関する苦情について、その発行者は、苦情処理体制を整備する必要があることを明確化

G7エルマウ・サミット首脳宣言（H27.6.8）

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27.6.26）

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

G7各国の規制導入状況

米国	○
ドイツ	○
フランス	○
カナダ	○
イタリア	○
英国	△ 今国会で 法制化予定
日本	H28.5.25成立

仮想通貨に係る法制度の整備 – MT GOXの事案について

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
社名: 株式会社MTGOX 業務内容: ビットコインの交換所 所在地: 東京都渋谷区	H26.2	東京地裁に民事再生手続開始の申立て
	H26.4	東京地裁、民事再生手続開始の申立てを棄却・破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料及び各社報道)

- 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円 (約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、昨年 (H27)、業務上横領 (ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等) 等の容疑で逮捕

仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入し、以下の法制度を整備

1. マネロン・テロ資金供与対策

- 口座開設時における本人確認
- 本人確認記録、取引記録の作成・保存
- 疑わしい取引に係る当局への届出
- 社内体制の整備

2. 利用者の信頼の確保

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 最低資本金・純資産に係るルール
- 分別管理及び財務諸表についての外部監査
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等

資料4-2-1

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」
メンバー名簿

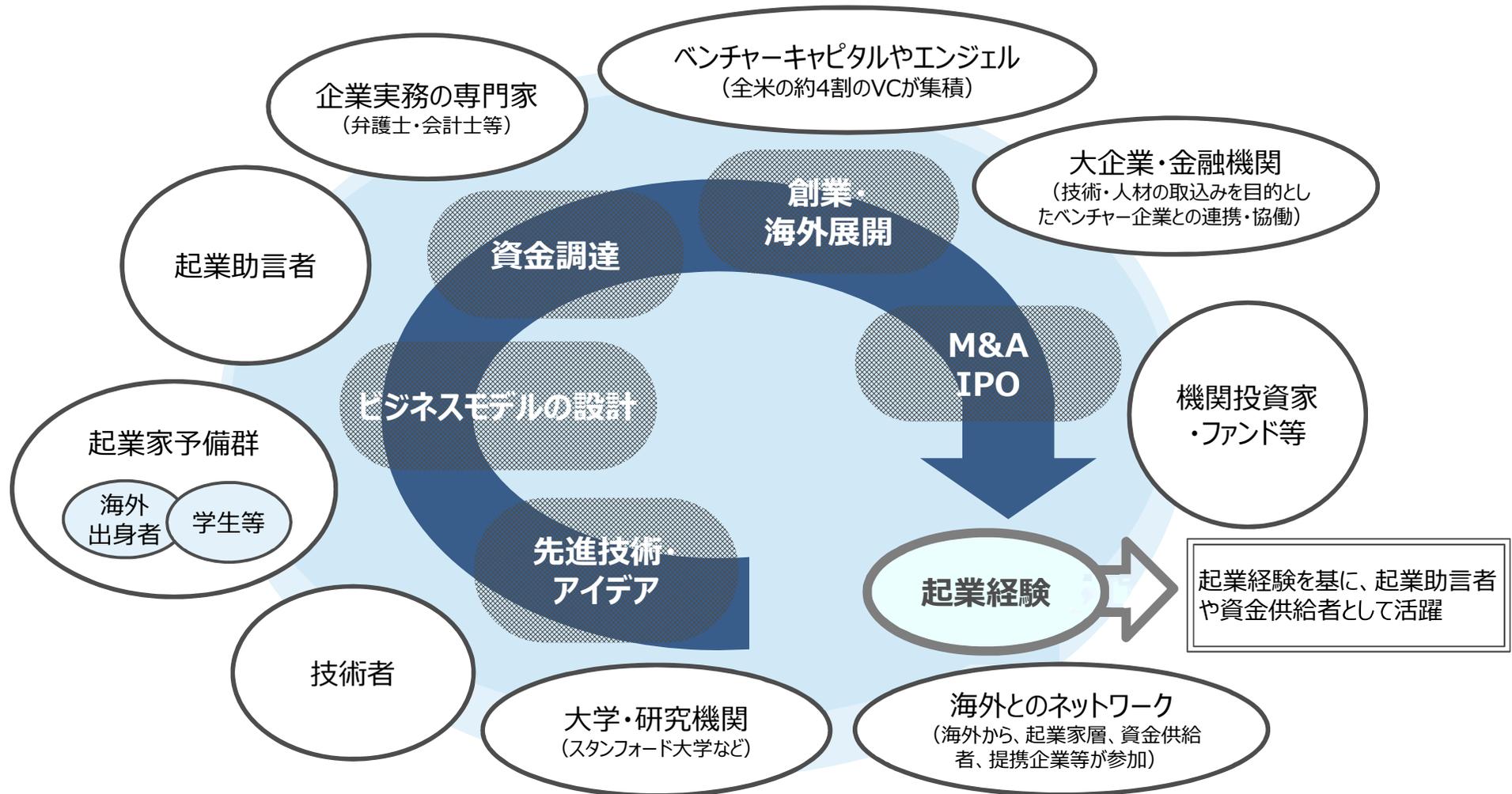
平成28年5月16日現在

座長	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	伊藤 穰一	MITメディアラボ所長
	金子 恭規	スカイライン・ベンチャーズ社代表
	仮屋 蘭 聡一	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
	郷治 友孝	株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード取締役
	田中 正明	株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問
	仲津 正朗	株式会社Orb代表取締役CEO
	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科准教授
オブザーバー	中山 知章	株式会社三井住友銀行ITイノベーション推進部長(全銀協)
	鎌田 沢一郎	日本証券業協会政策本部参与
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長
	岩下 直行	日本銀行金融機構局審議役(金融高度化センター長) 兼 決済機構局審議役(FinTechセンター長)

(敬称略・五十音順)

シリコンバレーのエコシステム

約4,800平方キロの地域に、関係者が集積。この中で、世界トップレベルのIT企業が成長し、年間約1.7万社のベンチャー企業が創業。



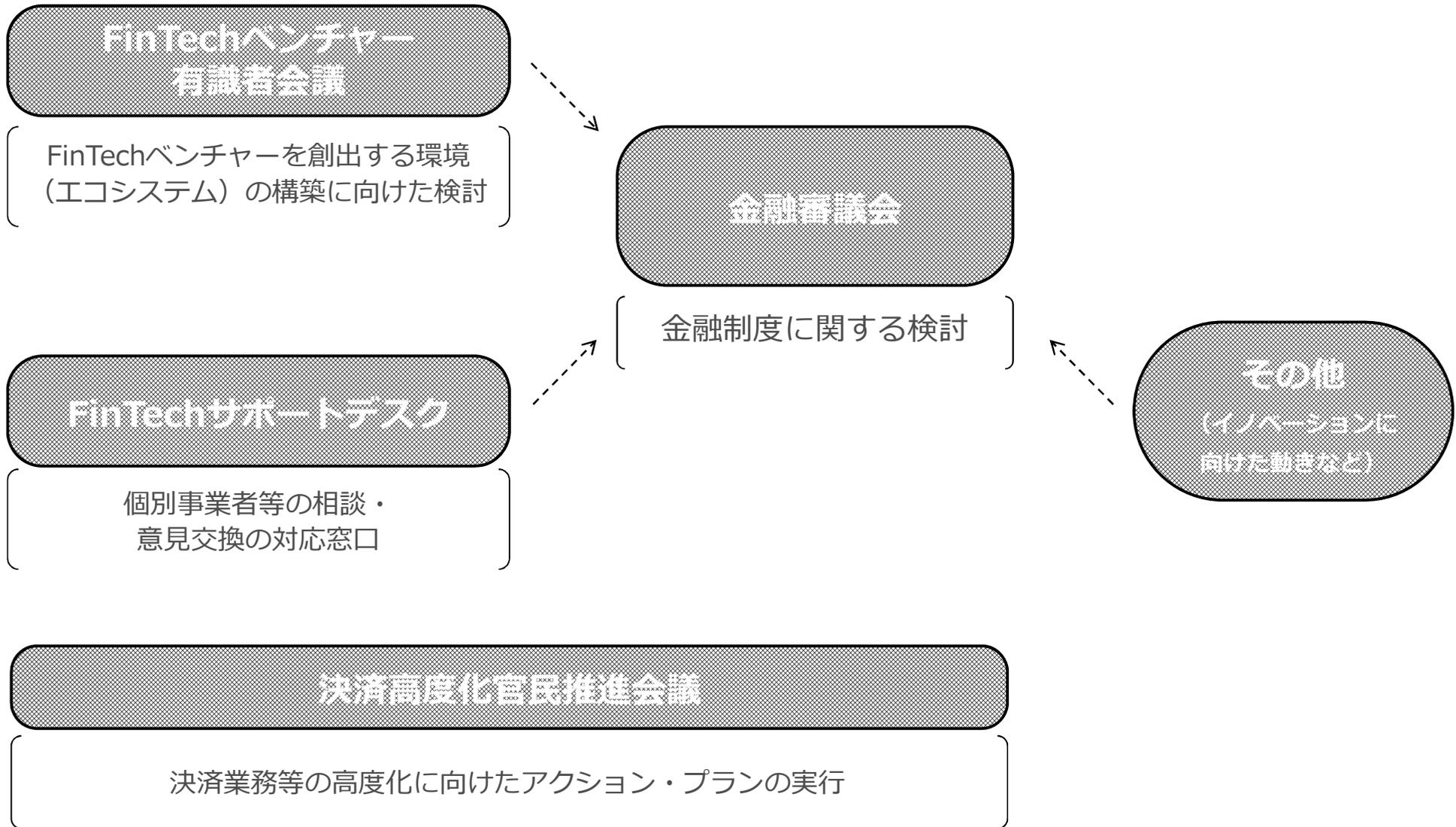
日本のFinTechベンチャーを巡る環境

- 学生や若手研究者、海外出身者らが我が国でFinTechベンチャーの起業を目指す動きは、限定的。
- 技術コミュニティ（技術者、大学・研究機関等）と金融・ビジネス・コミュニティの関係構築は、発展途上。
- 起業経験者や専門家等が関わりながら、アイデアを実際のビジネスとして孵化（インキュベーション）させていく循環が形成されていない。
- グローバルに展開するFinTech企業が少ない。FinTechに関する国際的な連携やネットワークが弱い。

検討の視点（例）

- 学生や研究者等の潜在的な人材が、実際に起業を目指す流れを作り出していくための課題は何か。
- イノベーション促進の観点から、FinTech分野におけるビジネスと技術コミュニティの関係をどう考えるか。
- 様々な領域の人材が集積し、連携していけるような環境のイメージ、またその構築のために何が必要か。
- 日本発の国際的FinTechベンチャーを産み出していくための取組みとして何が必要か。
- FinTechの進展は金融機関のビジネスにどのような影響を、どのような速度で及ぼすか。

FinTech等の金融サービスを巡る環境変化への対応



「決済高度化官民推進会議」メンバー名簿

平成28年6月8日現在

座長	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
委員	飯尾 秀人	株式会社静岡銀行常務執行役員
	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
	内田 貴和	三井物産株式会社執行役員財務部長
	内田 満夫	全国信用協同組合連合会システム業務部長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー株式会社決済金融カンパニー金融事業本部本部長
	小林 寿太郎	公益財団法人金融情報システムセンター企画部長
	滝島 啓介	ウェルネット株式会社取締役執行役員営業部長
	田村 直樹	一般社団法人全国銀行協会企画委員長 (株式会社三井住友銀行常務執行役員)
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	鳥海 巖	一般社団法人国際銀行協会事務局次長
	中野 征治	ユーシーカード株式会社事業開発部長
	浜 俊明	富士通株式会社財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	林 和久	イオンアイビス株式会社ビジネスサービス本部 AS 業務部長
	藤井 文世	株式会社北洋銀行常務取締役
	前川 秀幸	多摩信用金庫常勤理事
	牧野 秀生	花王株式会社経理企画部長
	山上 聰	株式会社NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長
	與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長
オブザーバー	金沢 敏郎	日本銀行決済機構局決済システム課長
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長

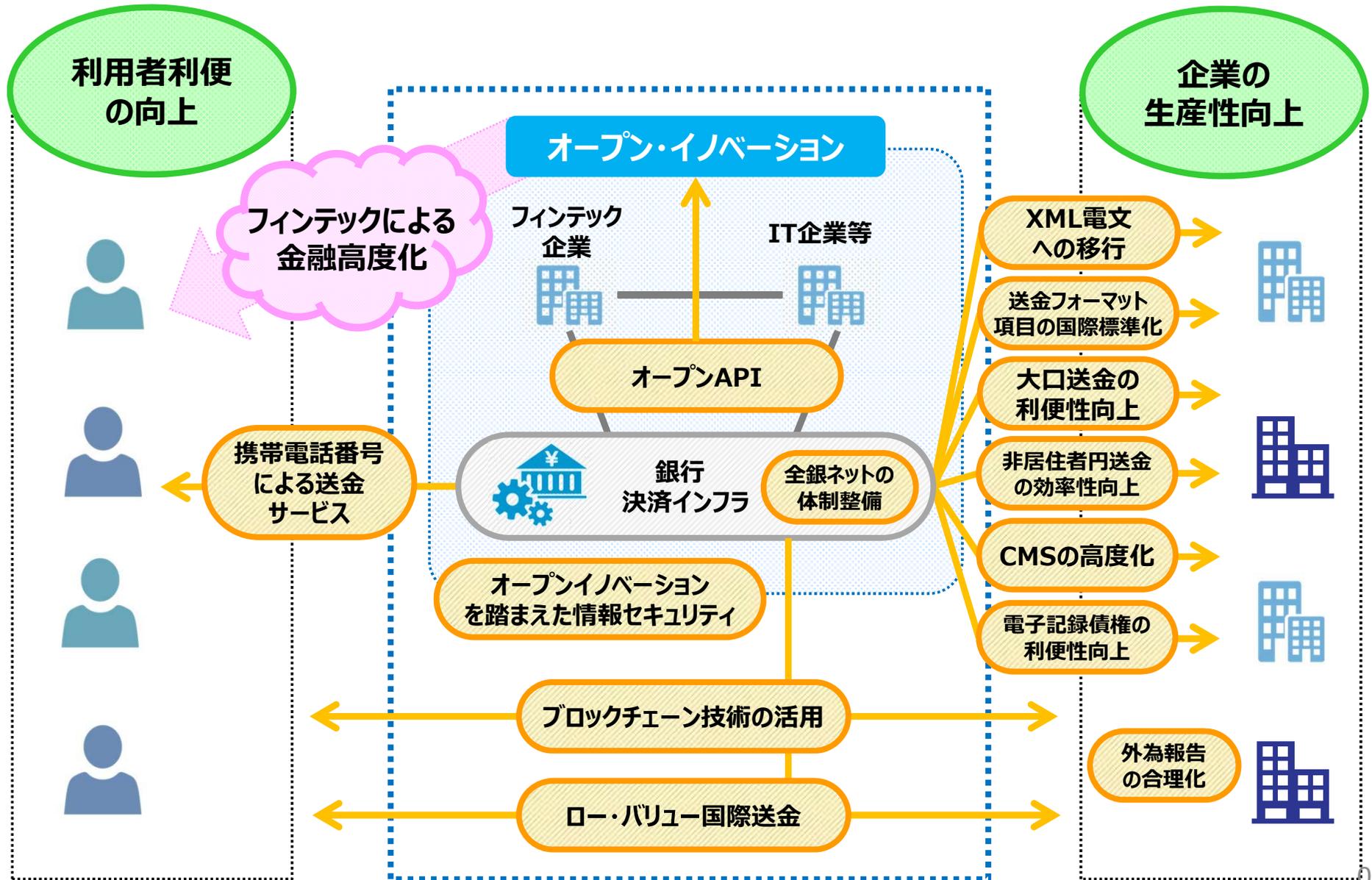
(敬称略・五十音順)

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション						
金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]		2015年度より検討				
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]		2015年度より検討	2016年度中に報告とりまとめ			
[オープンAPIのあり方に関する作業部会]		2015年度中に設置	2016年度中に報告とりまとめ			
業務横断的な法体系の検討		検討				
ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し		制度の見直し				
ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化						
邦銀のCMS高度化等		特に主要行における取組みの推進				
		貸金業規制の適用関係の見直し				
外為報告の合理化等		制度面の対応や取扱いの合理化を検討				
地方自治体における電子記録債権の活用		早期に活用が図られるよう積極的に取り組む				
電子記録債権の利用者利便向上		実効性ある方策に向け、早急に検討				
[記録機関間での債権移動を可能とする制度整備等]		制度の整備				
[でんさいファクタリングの導入]		遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入				
電子記録債権制度の海外展開		事業化に向けた取組みを展開				

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革						
決済インフラの抜本的機能強化						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始	2020年までにXML電文に全面移行*	
						* 企業間送金が対象
国内外一体の決済環境の実現等						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]			国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供	2016年度中を目途に「単一化」の論点整理		
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]				2018年を目途にサービス提供		
[改革4：大口送金の利便性向上]				早期に結論		
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]				早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始		
情報セキュリティのあり方						
情報セキュリティのあり方に関する検討		検討				
仮想通貨に関する制度のあり方						
仮想通貨に関する規制の導入				制度を整備		
継続的取組みに向けた体制整備						
継続的取組みに向けた体制整備				官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定／		

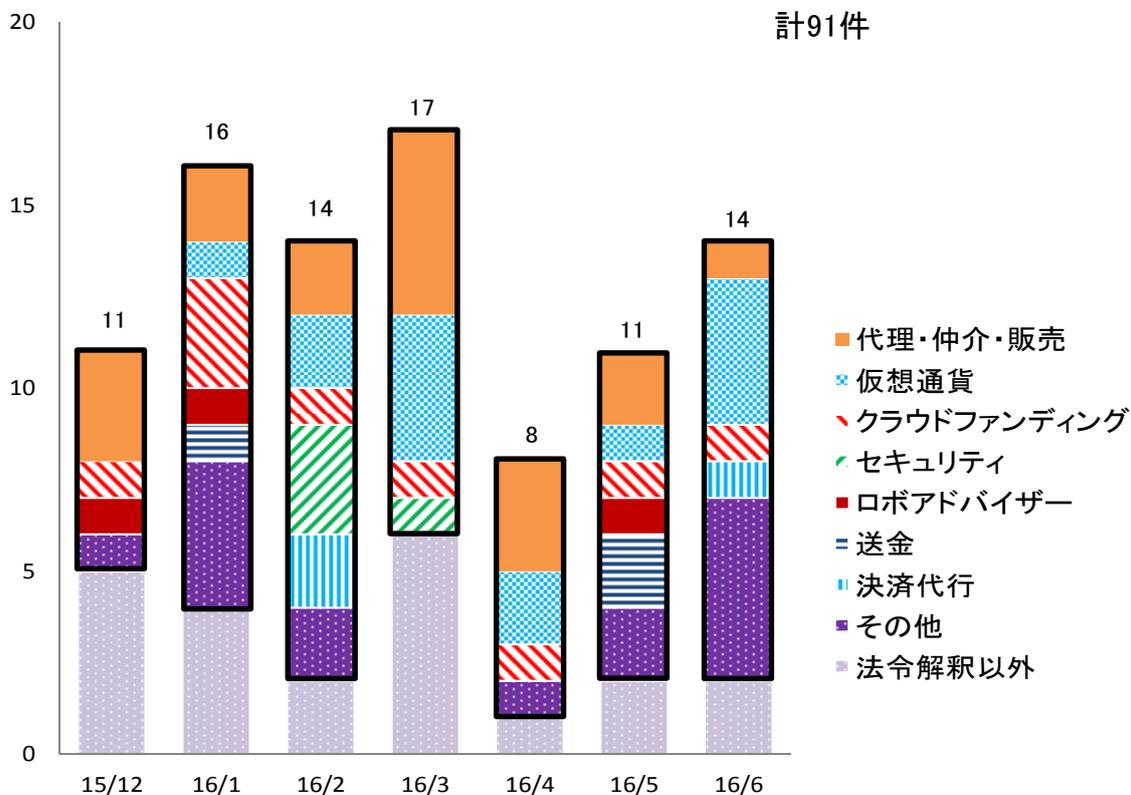
① XML電文への移行
② 送金フォーマット項目の国際標準化
③ ロー・バリュー国際送金の提供
④ 大口送金の利便性向上
⑤ 非居住者円送金の効率性向上
⑥ 携帯電話番号による送金サービスの提供
⑦ ブロックチェーン技術の活用等に関する検討
⑧ オープンAPI のあり方に関する検討
⑨ 全銀ネットの体制整備
⑩ 電子記録債権の利便性向上
⑪ 邦銀のCMS高度化
⑫ 外為報告の合理化等
⑬ 情報セキュリティのあり方に関する検討

アクションプランの全体像



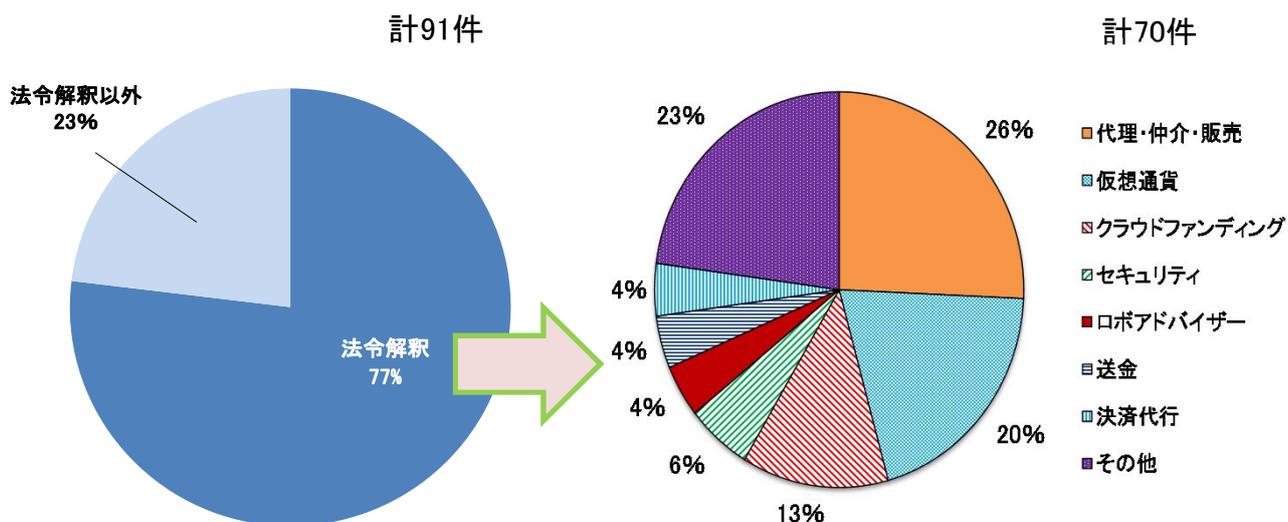
FinTechサポートデスクの活動状況

16年6月30日時点

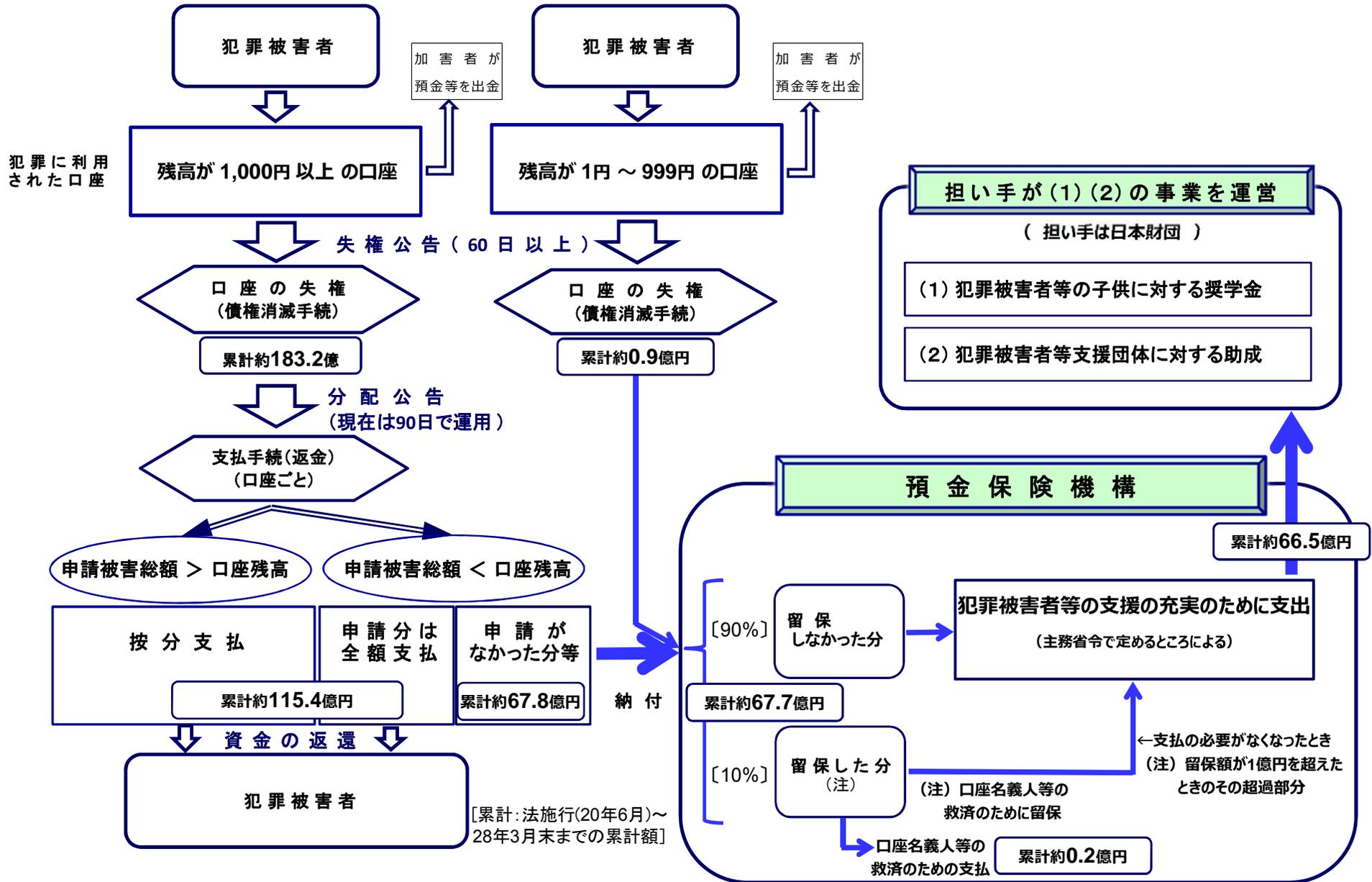


(問い合わせ内容別)

(サービス分野別)



振り込め詐欺救済法の制度概要 (平成28年3月末時点)



「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生数は低調
- ⇒ [要望] 貸与制から給付制へ変更すべき

団体助成事業

現行

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒ [要望] 支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

月	大学生：5万円、大学院生：5万円、
額	高校生：2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格

- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

✓ 相談員の育成に対する助成

・既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

(注) 上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」につきまして、平成 27 年 8 月 7 日（金）から平成 27 年 9 月 7 日（月）及び平成 27 年 9 月 15 日（火）から平成 27 年 10 月 14 日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、16 の個人及び団体より延べ 22 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、別紙 1 を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

また、具体的な改正の内容については、別紙 2 ～別紙 14 を御参照ください。

2. 公布日等

本件の内閣府令等及び監督指針は、本日付で公布及び施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局企画課（内線 3645、3520）

○コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 1） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF:262KB）

○本件で公表する内閣府令

（別紙 2） 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令【新旧対照表】（PDF:3,861KB）

○本件で公表する共管命令

（別紙 3） 電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】
（PDF:123KB）

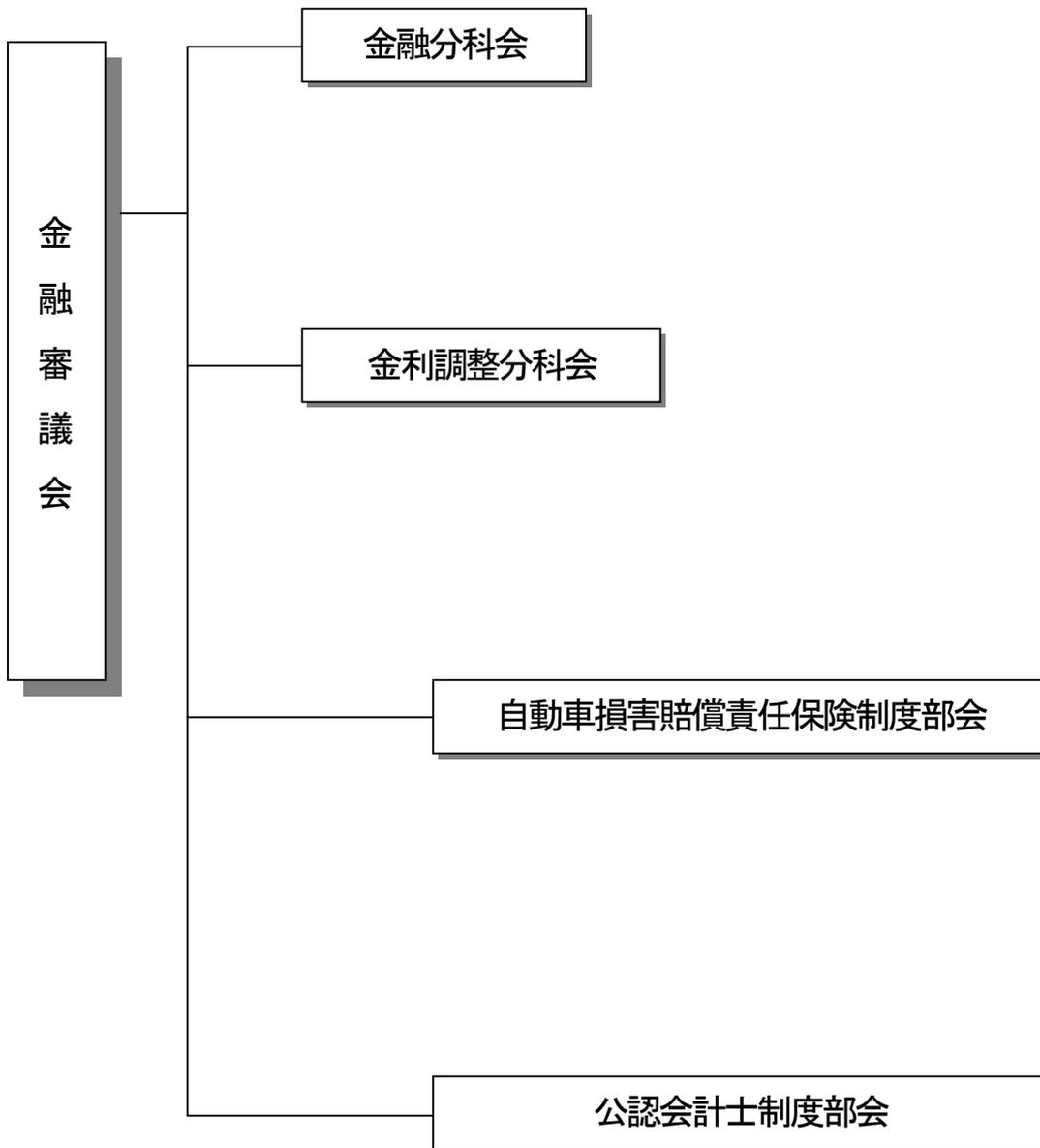
（別紙 4） 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】（PDF:171KB）

（別紙 5） 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令【新旧対照表】（PDF:294KB）

○本件で公表する監督指針

- (別紙 6) 主要行等向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:56KB）
- (別紙 7) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:122KB）
- (別紙 8) 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:20KB）
- (別紙 9) 少額短期保険業者向けの監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:20KB）
- (別紙 10) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:19KB）
- (別紙 11) 貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:107KB）
- (別紙 12) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:76KB）
- (別紙 13) 系統金融機関向けの総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】（PDF:32KB）
- (別紙 14) 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（本編）【新旧対照表】
（PDF:33KB）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成28年4月19日現在

会 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	下関市立大学長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	元(株)リクルート代表取締役社長・会長
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)
	田邊 栄一	三菱商事株式会社副社長執行役員
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
臨時委員	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授

[計19名]

(敬称略・五十音順)

平成 27 年 10 月 23 日

金融審議会

会長 岩原 紳作 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

○ 企業の情報開示のあり方等に関する検討

企業と投資家の建設的な対話を促進する観点も踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討を行うこと。

平成 28 年 4 月 19 日

金融審議会

会長 岩原 紳作 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

○ 市場・取引所を巡る諸問題に関する検討

情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと。

「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」メンバー名簿

平成27年12月22日現在

座長	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
メンバー	沖田 貴史	ベリトランス（株）取締役共同創業者フェロー
	翁 百合	（株）日本総合研究所副理事長
	廉 了	三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）調査部主席研究員
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニープロデュース本部本部長
	関 聡司	楽天（株）執行役員 渉外室室長
	滝島 啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
	田中 祐司	（株）みずほフィナンシャルグループトランザクション業務部長
	田邊 栄一	三菱商事（株）常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	鳥海 巖	一般社団法人国際銀行協会事務局次長
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	浜 俊明	富士通（株）財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	堀 天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所 パートナー）
	牧野 秀生	花王（株）経理企画部長
松井 秀征	立教大学法学部法学科教授	
宮野 雅志	（株）ジェーシービーブランド事業統括部長	
安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科准教授	
山上 聡	（株）NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長	
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	坂本 里和	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長
	金沢 敏郎	日本銀行決済機構局決済システム課長

環境
変化

● 金融・IT融合（FinTechの登場）によるイノベーション

● 先進的な決済サービスに対するニーズの高まり

決済高度化に向けた戦略的取組み

1. 金融・IT融合に対応したイノベーション

- 決済サービスや決済に関連する銀行業務の革新。
- 「オープン・イノベーション」を推進し、銀行のみならず多様なプレーヤーが競争的にイノベーションを進められるようにすることが重要。

金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

- ・複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討
- ・ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方を銀行界において検討

「横断的法制」の構築に向けた検討

- ・様々な新しいサービスの登場可能性も踏まえ、業務横断的な法体系の構築を検討

ITの進展に対応した決済関連サービスの提供を容易化

- ・電子端末型プリカの登場に対応し、インターネットによる表示義務の履行を拡大
- ・コンビニやスーパーのレジでのキャッシュアウトサービスの提供を可能に 等

2. 企業の成長を支える決済サービスの高度化

- 企業の競争力強化の観点から、キャッシュ・マネジメントの高度化と電子記録債権の利便性向上等を図る。

邦銀、特に主要行のキャッシュ・マネジメント・サービスの高度化

日本企業のキャッシュ・マネジメント高度化に向けた環境整備

- ・金融子会社（トレジャリー・センター）の活用等に対応した法適用の見直し
- ・クロスボーダーの財務管理に係る「外為報告義務」の合理化

電子記録債権の利便性向上等

- ・地方自治体における電子記録債権の活用
- ・資金調達円滑化のため、記録機関にかかわらず、企業が自社の取引先銀行で債権の割引を受けられるようにする方策の検討

3. 決済インフラ改革（「5つの改革」）

- 全銀システム等について、利用者利便と国際競争力強化の観点から改革。決済インフラの抜本的機能強化

- 2020年までに、企業間送金をXML電文に全面移行（2018年より新システム稼働）

国内外一体の決済環境の実現

- 送金フォーマット項目の国際標準化（2016年度中を目的に論点を整理）
- 早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃（国内円送金）
- 2018年を目的に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す
- 大口送金の利便性向上（100億円以上の送金の容易化）

4. 仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7首脳会議の合意等も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護のルールを整備。

- ・仮想通貨と法定通貨の交換所について、登録制を導入し、マネロン・テロ資金供与規制の対象に追加。併せて、利用者保護のための規制を導入。

決済高度化に向けて戦略的取組みを官民で推進していくための体制の整備

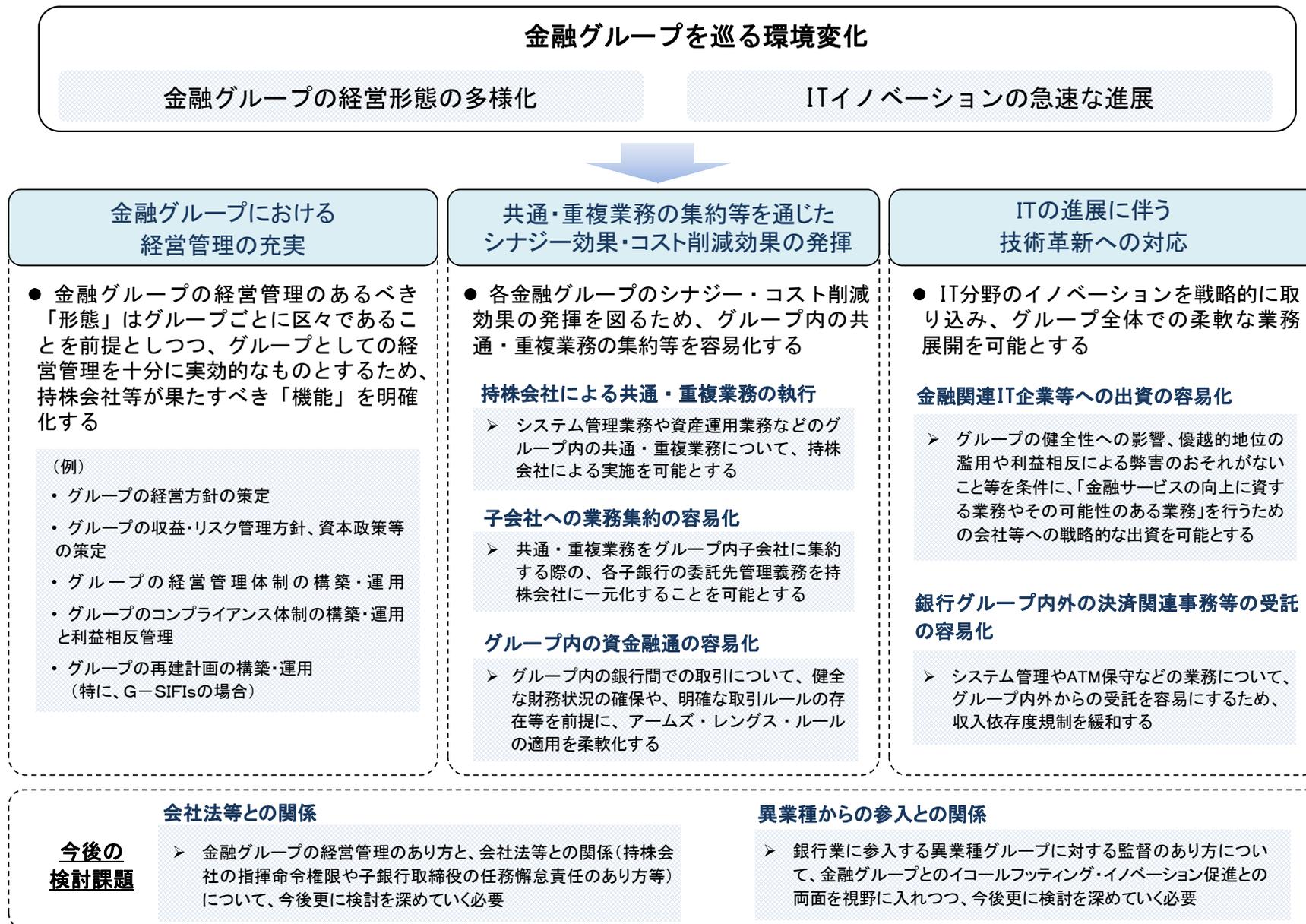
その際には、決済システムの安定性と情報セキュリティへの対応にも留意

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」
メンバー名簿

平成27年12月22日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	川村 健一	(株)横浜銀行取締役常務執行役員
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小鈴 裕之	みずほ総合研究所(株)金融調査部長
	中村 善二	UBS証券(株)代表取締役兼CEO兼UBS銀行東京支店在日代表
	野崎 浩成	京都文教大学総合社会学部教授
	林田 晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤井 文世	(株)北洋銀行常務取締役
	藤原 弘治	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役執行役常務
	船津 浩司	同志社大学法学部准教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金(株)常務執行役員
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
吉崎 健	(株)NTTドコモ執行役員金融ビジネス推進部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	林 新一郎	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略・五十音順)



「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年4月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メンバー	石田 英和	前 大阪ガス（株）財務部 担当部長
	石原 秀威	新日鐵住金（株）執行役員財務部長
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント（株）代表取締役社長
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	熊谷 五郎	みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小足 一寿	三井住友信託銀行（株）執行役員業務部長
	逆瀬 重郎	前（株）日立製作所財務統括本部顧問
	静 正樹	（株）東京証券取引所取締役 専務執行役員
関根 愛子	日本公認会計士協会副会長	
永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長	
橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授	
原田 喜美枝	中央大学商学部教授	
山内 公明	日本証券業協会執行役 自主規制本部長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	日置 純子	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

(敬称略・五十音順)

制度開示に係る自由度の向上と
対話に資する情報の充実による、
効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との
建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と
中長期的な企業価値の向上

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○ その他

- ① 単体IFRSの任意適用の検討
- ② フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施
- ③ 投資者のリテラシー向上等に向けた取組みの充実

市場ワーキング・グループ 委員等名簿

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	※ 有田 浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	※ 鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 神戸 孝	FPアソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	※ 濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金株式会社常務執行役員
	※ 横山 邦男	三井住友アセットマネジメント株式会社代表取締役社長

※テーマに応じてご出席頂く委員

オブザーバー 財務省

日本銀行

日本取引所グループ

日本証券業協会

国際銀行協会

(注) オブザーバーは本日の出席者

事務局説明資料

(市場・取引所を巡る諸問題に関する検討)

平成28年4月19日
金融庁総務企画局

目次

○ 総論	・・・p. 2
○ 各論	
1. 取引の高速化	・・・p. 3
2. 取引所外の取引	・・・p. 5
3. 取引所の業務・自主規制機能	・・・p. 6
4. ETF等の投資商品の提供	・・・p. 7
5. 顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)	・・・p. 8

総論

- 1990年代末以降、我が国の市場を欧米と並ぶ国際的な市場とする等の目的の下、取引の場の多様化、取扱商品の多様化、取引システムの高度化、取引所の統合等が進められてきた。
- このような中、日本や欧米の市場・取引所やそれを取り巻く環境には、以下のように様々な変化が見られ、新たな対応が求められている。
 - 欧米のみならず、日本においてもアルゴリズムを用いた高速な取引が大幅に増加し、市場に与える影響について様々な指摘がある。
 - 日本では、足元の金融環境を踏まえ、国民の安定的な資産形成や資産運用の高度化を進めていくことが益々重要。
 - ブロックチェーン技術など最近のFinTechの進展等への対応は、証券取引などの分野においても国際的に重要な課題。



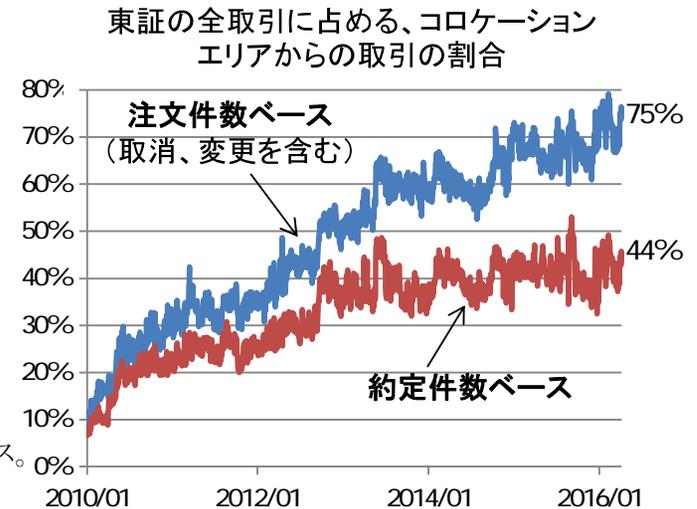
我が国の市場・取引所を巡る諸問題や今後のあり方について、欧米の動向や情報技術の革新などの環境変化を見据えつつ、幅広い観点から議論し、施策を講じていくことが必要ではないか。

各論①：取引の高速化

背景

- 東証アローヘッド導入（2010年1月）により、注文処理時間が1ミリ秒へと大幅短縮。2015年9月のリニューアルを経て、現在、国際的にも遜色のないスピードを実現。
- 2010年1月、東証がコロケーション・サービス※を開始して以降、アルゴリズムを用いた高速な取引のシェアが増加（全注文の約7割）。

※ 取引所の売買システムに近接した場所に参加者サーバーの設置を許容するサービス。主としてアルゴリズムを用いた高速な取引（広義のHFT）を行う投資家が利用。



アルゴリズムを用いた高速な取引（広義のHFT）が市場に与える影響についての指摘

市場の安定性に与える影響

昨年夏以降の相場急変動やボラティリティの上昇は、アルゴリズムを用いた高速な取引がその要因の一つではないか。

市場の効率性に与える影響

アルゴリズムを用いた高速な取引の是非はともかく、過度のスピード競争のためにコストや労力をかけることは、市場の効率性を高める上で意味がないのではないか。

システム面に与える影響

万が一の場合、システム面でのトラブルが市場に大きな問題を引き起こすおそれはないか。

市場の公正性に与える影響

欧米とは異なり、市場の分断を利用した不公正取引は限定的だが、我が国でも、アルゴリズム取引を用いたり、アルゴリズムに働きかけるような相場操縦事案について、摘発事例あり。

投資家間の公平性に与える影響

HFTが高速性を生かして一般の投資家よりも過度に多くの利益を得るとすれば、投資家に不公平感を与えるのではないか。

企業価値に基づく価格形成に与える影響

アルゴリズムを用いた高速な取引のシェアが過半を占める株式市場では、中長期的な企業の収益性に着目した価格形成が阻害されるのではないか。

(参考) 欧州・第二次金融商品市場指令等におけるアルゴリズム取引規制

2014年公布。2018年1月から実施予定

アルゴリズム取引に従事する者に対する規制

高頻度アルゴリズム取引技術を利用する者(HFT業者等)を登録制として、以下の規制を導入

体制整備・ リスク管理義務

- 強靱で十分な容量を有していること
- 適切な取引の閾値・上限を設定していること
- 誤発注を防止するものであること
- 市場の混乱を惹起するような方法で機能するものではないこと
- 市場濫用防止に関する欧州規則又は取引所が定めるルールに反する目的で利用されないこと 等

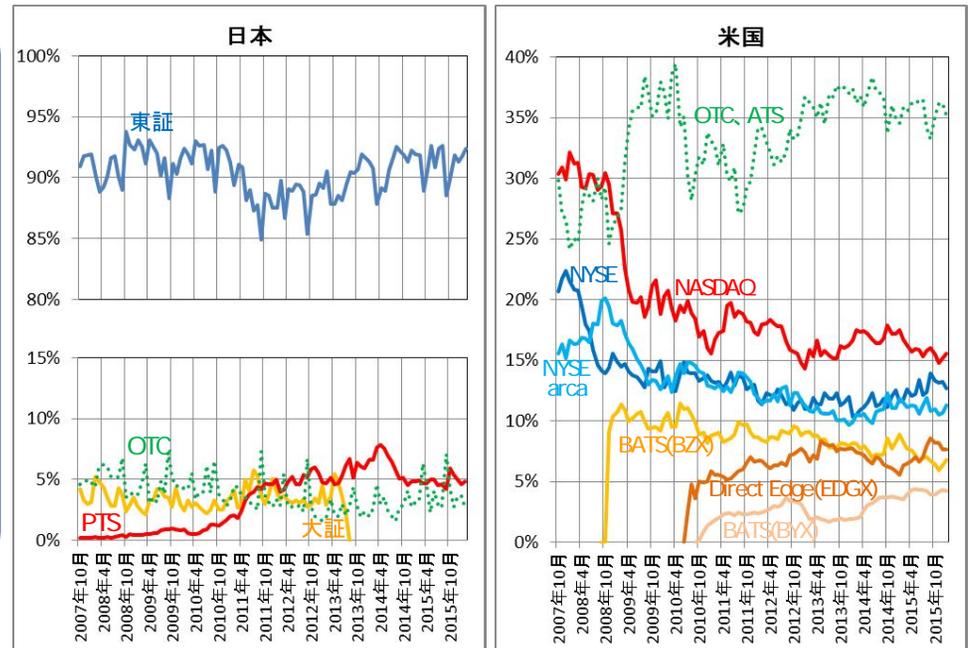
当局に対する通知・ 情報提供義務

- アルゴリズム取引に従事する旨の通知
- アルゴリズム取引戦略、システムが採用する取引パラメータやリミットの詳細、リスク管理等に関する情報の提供
- 必要な記録の保持 等

各論②：取引所外の取引

背景

- 我が国では、取引所集中義務の撤廃後、市場間競争を促進する観点から、PTS制度が創設され、取引所取引も含めた取引制度の改善に一定の役割を果たしてきたが、取引シェアは5%程度と伸び悩んでいる。
- 他方、米国では、市場間競争を促進した結果、50以上の取引施設が乱立し、取引所外取引が35%超を占める一方、取引所の取引シェアは最大のNASDAQでも15%程度（NYSEは単独ベースで13%程度）。



(注) 債券除く上場有価証券の売買高シェア。各取引所・日証協公表データより作成。

(注) 売買高シェア。BATS公表データより作成。

検討課題

市場間競争の促進とPTSの今後のあり方

取引所の統合が進む中、市場間競争及びPTSの今後のあり方をどう考えるか。

米国における市場の分断の問題

米国では、50以上の取引施設が存在して市場の分断の問題が指摘されているが、このような実態をどう考えるか。

取引所とPTSのイコールフットイング

例えば、PTSでは信用取引が認められていないことについて、取引所とPTSのイコールフットイングを図る観点から見直しを求める意見があるが、これについてどう考えるか。

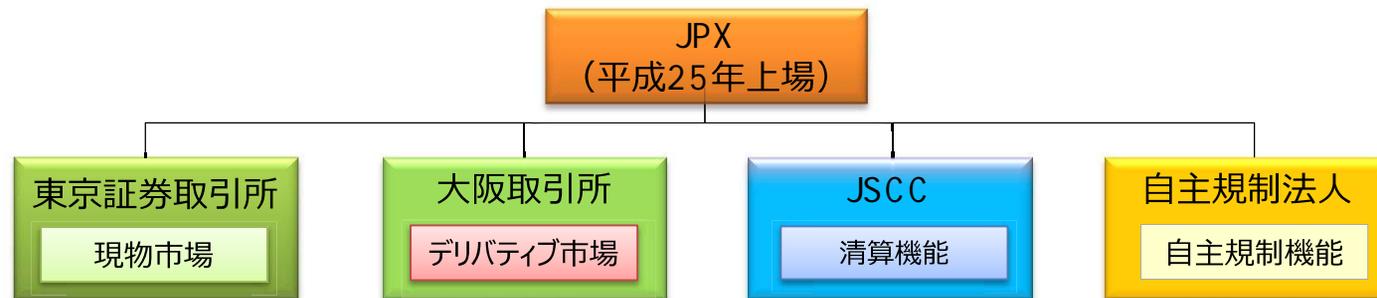
PTS等の位置付け・自主規制のあり方

現行の金融商品取引法上、PTSは証券会社の業務として位置付けられているが、PTSにおける自主規制のあり方をどう考えるか。さらに、ダークプールの位置付けについては、どう考えるか。

各論③：取引所の業務・自主規制機能

経緯・現状

- 平成25年、東証と大証の経営統合により日本取引所グループ(JPX)が形成され、現状、国内株式の取引の9割以上(取引所取引で見れば99%以上)はJPXに集中。
- 同年、JPXは自ら上場。
- JPXの中期経営計画では、海外ビジネスの拡大や新規ビジネスへの進出など、業務の拡大・多様化が打ち出されている。また、最近では、FinTechの進展に伴い、情報技術の革新に対応した取組みも重要となっている。
- 一方、取引所を取り巻く環境の変化等を踏まえ、取引所における自主規制機能の発揮について改めて検討を行うべき、との指摘。



検討課題

取引所の業務範囲

国際化や情報技術の進展を踏まえ、取引所の業務範囲のあり方について、どう考えるか。

情報技術革新への対応

FinTechの進展について、取引所は、中長期的にどう取り組んでいくべきか。

自主規制機能のあり方

取引所を取り巻く環境の変化等を踏まえ、取引所による自主規制機能の発揮のあり方について、どう考えるか。

各論④：ETF等の投資商品の提供

ETF市場の現状

- 多様な投資商品の提供が要請される中、我が国では、ETF市場の整備が図られ、その後、銘柄数・市場規模は急速に拡大。
- 一方で現在、上場されているETFには、流動性の乏しい銘柄も少なからず存在。また、ETFの中には、対象指標(例：日経平均)に連動させるために行われる先物等の売買により、結果として相場変動を増幅させている、との指摘もある。
- 米国では、スマートベータ型のETFなど、収益性等に着目した商品も出現。日本でも、JPX400に連動したETFなどが上場されているが、より一層の多様化を図るべき、との指摘がある。
- また、ETFの販売チャンネルに関しては、その多様化を求める声があるほか、同一の投信委託会社がほぼ同内容のETFと公募投信を提供している場合、それぞれの販売方針が必ずしも明確ではない、との指摘がある。



検討課題

- ETFの商品設計、販売チャンネル、流動性供給などについて、多様な投資家が参加する厚みのある市場の形成に向けて、どのような取組みが求められるか。

各論⑤：顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）

背景

- フィデューシャリー・デューティー（F.D.）については、以下のような動きがある。

【米国】

- エリサ法（1974年）：年金資産の管理・運用に関わる全ての者が年金受給者（最終受益者）にF.D.責任を負う。
- 労働省ルール案（2016年）：投資アドバイスを行う外務員にもF.D.を課す。

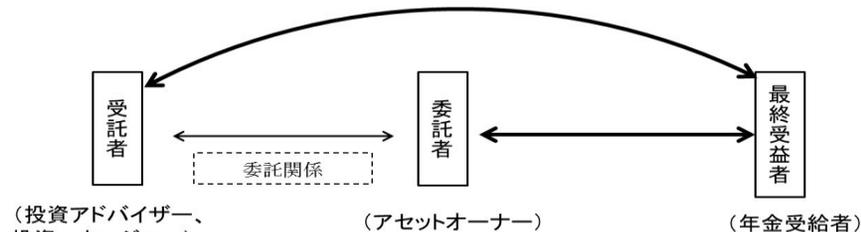
【英国】

- ケイ・レビュー（2012年）：他人の投資の意思決定に助言を行う全関係者にF.D.を課すべき旨提言。
- 特に近年、インベストメント・チェーンに含まれる全ての者が顧客目線で活動することが重要とされてきている。

検討課題

- 我が国においても、金融行政方針において、「投資信託・貯蓄性保険商品等の商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関等が、真に顧客のために行動しているかを検証するとともに、この分野における民間の自主的な取り組みを支援することで、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る」ことを掲げている。こうしたプリンシプルを定着させていくため、どういう取り組みが必要か。

エリサ法におけるF.D.概念



OECD「金融消費者保護に関するハイレベル原則」（2011年） 及び同原則の適用に関する報告書（2013年）

- 金融サービス提供者、ブローカー、アドバイザー等は、顧客のベスト・インタレストを図らなければならない。
- 上記原則の実施をサポートするための規制・監督上の効果的な取組みは、銀行取引、信用取引、投資、証券、保険及び年金を含む全ての金融サービス部門に関わる。

G20/OECD「コーポレート・ガバナンス原則」（2015年）

- コーポレート・ガバナンスの枠組みは、インベストメント・チェーン全体を通じて、健全なインセンティブを与えるものであるべき。
(注釈：インベストメント・チェーンは、長く複雑であり、最終受益者と会社との間に数多くの仲介者が存在することが多い。)

(参考) フィデューシャリー・デューティーに関する米英における動向

米国

【エリサ法】

- エリサ法において、fiduciaryは、投資アドバイザー、投資マネージャーのみならず、年金受給者から資産を預かるアセットオーナー(年金基金等)等を含む概念として定義されている。
- 投資アドバイザーや投資マネージャーは、アセットオーナーに対してのみならず、最終受益者(年金受給者)に対してもfiduciaryとしての義務を負う。

【最近の動き】

- 労働省フィデューシャリー・デューティー・ルール案(2016年4月公表)において、退職口座を扱う証券外務員につき、
 - 有償で投資アドバイスを行う場合にはfiduciaryであるとされ、
 - 投資家のベスト・インタレストのために行動すべきとするF. D. が課される、との方針が示されている。

英国

【最近の動き】

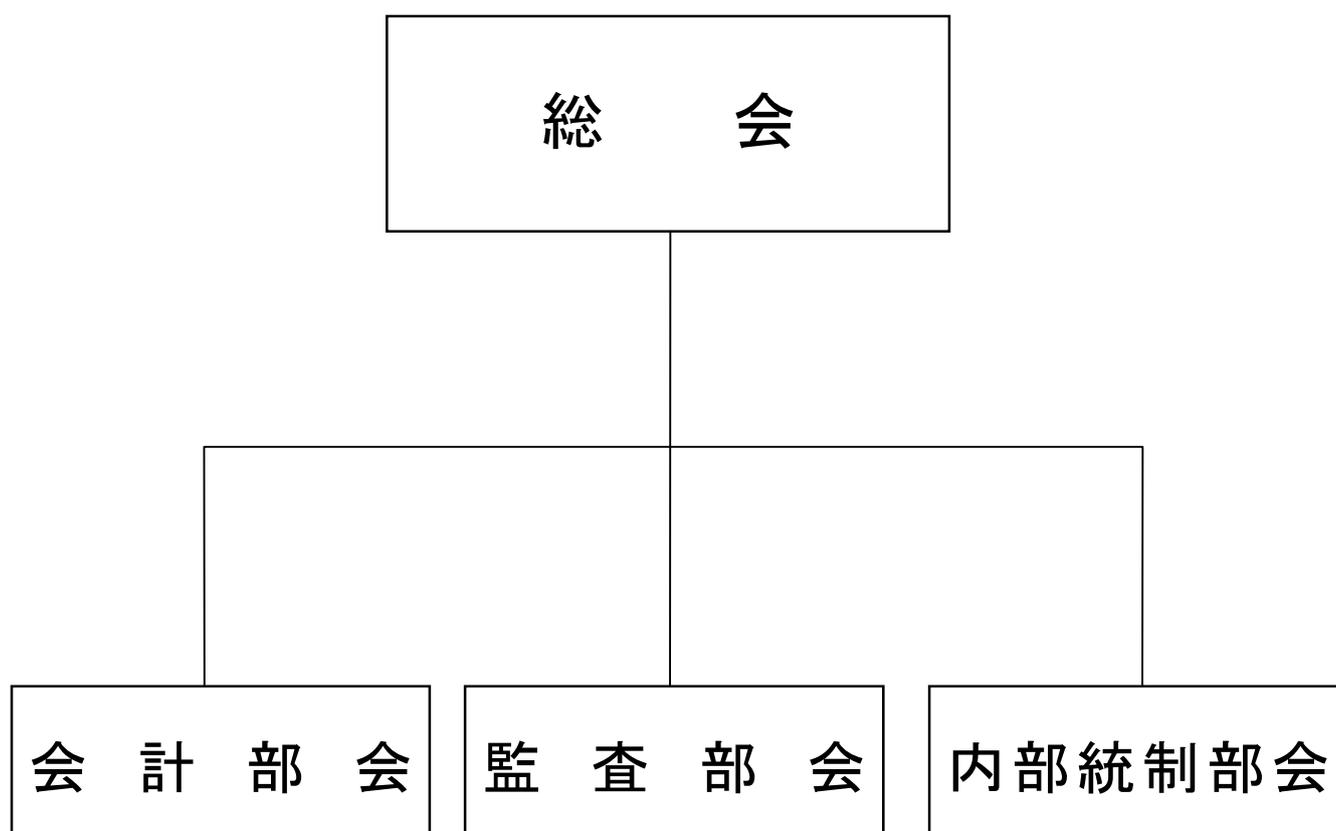
- 英国政府の要請により取りまとめられた、英国株式市場の構造的問題等に関する調査・分析レポート(ケイ・レビュー: 2012年7月公表)において、
 - 他人の投資に関する裁量権を持ち、投資の意思決定に助言を行うインベストメントチェーンの全関係者にfiduciary standardsを適用すべき旨の指摘がなされている。

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿
(平成28年1月21日現在)

会 長	落 合 誠 一	東京大学名誉教授
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大川畑 文昭	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	古 笛 恵 子	弁護士
	島 崎 元 次	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	鈴 木 共 子	特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真理子	明治大学商学部教授
	新 居 康 昭	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	堀 本 修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	石 井 正 三
桑 山 雄 次		全国遷延性意識障害者・家族の会代表
丹 野 美 絵 子		独立行政法人国民生活センター参与
野 尻 俊 明		流通経済大学学長
藤 田 友 敬		東京大学大学院法学政治学研究科教授
矢 代 隆 義		一般社団法人日本自動車連盟副会長

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織



金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成28年6月9日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁消費者教育・地方協力課長	金子 浩之	
国民生活センター相談情報部長	鈴木 基代	
東京都消費生活総合センター所長	吉村 幸子	
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長	土田 篤志	
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ	小浦 道子	
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問	唯根 妙子	
全国消費生活相談員協会主任研究員	樋山 昌子	
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長	阿部 耕一	
信託協会信託相談所長	岡本 康二	
生命保険協会生命保険相談室長	酒巻 宏明	
日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森 栄二	
保険オンブズマン専務理事	瀧下 行夫	
日本少額短期保険協会事務局長	小泉 武彦	
証券・金融商品あっせん相談センター業務部長	田口 順一	
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	黒岩 篤行	
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長	阿部 吉邦	
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長	加藤 英夫	
全国労働金庫協会経営企画部長	渡部 勝	
日本商品先物取引協会相談センター長	原田 孝司	
農林中央金庫総合企画部副部長(農漁協系統金融機関代表)	梅田 泰弘	
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子	
日本資金決済業協会事務局長	永澤 修	
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士	井上 聡	
西村あさひ法律事務所, 弁護士	森 倫洋	
港共同法律事務所, 弁護士	石戸 谷豊	
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子	
【座長代理】早稲田大学大学院教授	犬飼 重仁	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之	
【座長】一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦	
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長	松尾 元信	
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	崎山 正夫	
金融庁監督局総務課長	伊野 彰洋	
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	湯浅 雄士	
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	佐藤 秀一	
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	松家 新治	
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	菱沼 宏之	
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	加藤 順二	
	[計37名]	
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	菅井 英彦	
	[合計38名]	
	(敬称略、順不同)	

第50回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成27年12月4日（金） 14:00～16:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成27年度上半期）

IV. 利用者からの信頼を向上させるための対応

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第7回）」の概要報告

VII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	207	508	▲6%	715	488	227	0	279	44	0	27	0	138	488	194	153	101	40	488
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	193	547	181%	740	494	246	0	294	158	0	4	0	38	494	173	172	124	25	494
日本損害保険協会	1,271	2,449	76%	3,720	2,134	1,586	0	1,779	136	0	179	0	40	2,134	602	888	332	312	2,134
保険オンブズマン	30	123	▲7%	153	126	27	3	89	0	0	33	0	1	126	61	54	10	1	126
日本少額短期保険協会	17	51	▲6%	68	54	14	1	44	1	0	0	0	8	54	28	10	11	5	54
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	477	71%	506	442	64	0	397	44	0	1	0	0	442	365	64	9	4	442
日本貸金業協会	4	89	68%	93	86	7	0	78	4	0	3	0	1	86	76	6	1	3	86
合計	1,751	4,244	60%	5,995	3,824	2,171	4	2,960	387	0	247	0	226	3,824	1,499	1,347	588	390	3,824

(注) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	80	50	▲53%	130	86	44	39	0	43	0	4	0	0	0	86	0	22	34	30	86		
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1		
生命保険協会	85	160	63%	245	109	136	5	29	74	0	1	0	0	0	109	10	33	43	23	109		
日本損害保険協会	211	263	▲10%	474	216	258	72	15	120	0	8	0	0	1	216	3	36	101	76	216		
保険オンブズマン	5	10	増減なし	15	9	6	3	0	6	0	0	0	0	0	9	0	3	5	1	9		
日本少額短期保険協会	3	1	▲80%	4	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4	0	1	2	1	4		
証券・金融商品 あっせん相談センター	23	44	▲4%	67	41	26	22	0	18	0	0	0	0	1	41	0	26	15	0	41		
日本貸金業協会	5	5	▲38%	10	7	3	3	0	2	0	1	0	0	1	7	0	2	1	4	7		
合計	413	533	▲6%	946	473	473	147	44	263	0	14	0	0	5	473	13	124	201	135	473		

(注)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第51回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成28年6月9日（木） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成27年度）

IV. 指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第8回）」の概要報告

VII. 石戸谷 豊 委員「金融ADRの当面の主要課題を考えて」

VIII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	207	1,245	13%	1,452	1,133	319	0	641	113	0	58	0	321	1,133	474	349	229	81	1,133
信託協会	0	2	100%	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2
生命保険協会	195	1,012	112%	1,207	1,001	206	0	605	305	0	9	0	82	1,001	345	324	271	61	1,001
日本損害保険協会	1,271	4,620	48%	5,891	4,376	1,515	0	3,705	253	0	344	0	74	4,376	1,143	1,754	753	726	4,376
保険オンブズマン	30	260	▲2%	290	242	48	3	164	0	0	73	0	2	242	119	103	19	1	242
日本少額短期保険協会	17	91	▲9%	108	93	15	1	71	6	0	0	0	15	93	40	29	17	7	93
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	1,132	95%	1,161	1,104	57	0	972	130	0	2	0	0	1,104	895	164	36	9	1,104
日本貸金業協会	4	137	46%	141	129	12	0	115	6	0	8	0	0	129	108	11	5	5	129
合計	1,753	8,499	48%	10,252	8,080	2,172	4	6,274	814	0	494	0	494	8,080	3,124	2,736	1,330	890	8,080

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	80	124	▲38%	204	134	70	61	0	67	0	6	0	0	0	134	0	32	54	48	134		
信託協会	1	2	100%	3	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2		
生命保険協会	85	312	61%	397	239	158	10	71	154	0	4	0	0	0	239	21	54	120	44	239		
日本損害保険協会	211	529	2%	740	504	236	169	16	295	0	19	0	0	5	504	6	95	238	165	504		
保険オンブズマン	5	24	9%	29	19	10	9	0	9	1	0	0	0	0	19	0	7	10	2	19		
日本少額短期保険協会	3	6	▲33%	9	7	2	3	0	1	2	1	0	0	0	7	1	2	3	1	7		
証券・金融商品 あっせん相談センター	23	131	30%	154	118	36	57	0	54	0	5	0	0	2	118	2	83	33	0	118		
日本貸金業協会	5	20	67%	25	13	12	6	0	3	0	4	0	0	0	13	1	4	6	2	13		
合計	413	1,148	8%	1,561	1,036	525	316	87	584	3	39	0	0	7	1,036	31	279	464	262	1,036		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

日本再興戦略2016

第二部・具体的施策

Ⅱ 生産性革命を実現する規制制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-1. 「攻めの経営」の促進

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

2-1. 「攻めの経営」の促進

◆ コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後はコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。

そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

◆ 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく。

◆ FinTechをめぐる戦略的対応

FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、FinTechによる金融革新の推進や制度面での対応を進め、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化につなげていく。

◆ 金融仲介機能の質の改善

金融機関が、経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援していく。

「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

2-1. 「攻めの経営」の促進

◆ コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における取組

- 機関投資家に対し、企業側に「気づき」を与える対話を促進
- 顧客・受益者の利益に沿った機関投資家の議決権行使等を促進
- 上場企業に対し、資本政策・経営方針・経営戦略等の分かりやすい公表を促進
- 下記の取組を通じコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業サイドの適切な取組を確保
 - 最高経営責任者(CEO)の選解任や取締役会の構成・評価等に関する上場企業の取組状況の把握・公表
 - 政策保有株式の縮減の状況のモニタリング(「保有させている」側の企業の状況もモニタリング)

✓ コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

- G20/OECDコーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について、金融審議会において検討

✓ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

- 会計基準・会計監査の更なる品質向上・信頼性を確保(監査法人のガバナンス・コード策定等)

「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

◆ 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

- ✓ 国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進
 - 家計に対し、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を促進
 - NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展、投資教育の強化
 - 金融商品の販売・開発に携わる金融機関及び家計・年金等から資産運用・管理を受託する金融機関に対し、フィデューシャリー・デューティー(顧客本位の業務運営)を徹底
- ✓ 市場の公正性・透明性・安定性を確保
 - アルゴリズムを用いた高速取引への対応の検討(「金融審議会」)
- ✓ 我が国資産運用業の高度化
 - 日本拠点の設置を検討している海外のアセットマネージャー/オーナーに対する一元的な窓口を設置

◆ FinTechをめぐる戦略的対応

- ✓ FinTechによる金融革新の推進
 - FinTechエコシステムの形成に向けた施策を推進(「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」)
 - 企業間送金のXML電文への移行による金融EDI実現に向けた取組みを推進し、オープンAPIやブロックチェーン技術等の新たな金融技術の活用について官民連携して検討(「決済高度化官民推進会議」)
- ✓ FinTechの動きへの制度的な対応
 - FinTechの更なる展開等も見据え、金融関係の制度面の課題について、引き続き検討(「金融審議会」)

◆ 金融仲介機能の質の改善

- ✓ 人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化への適時適切な対応
 - 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
 - 事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じた産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能の発揮

平成28年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成27年12月
金融庁

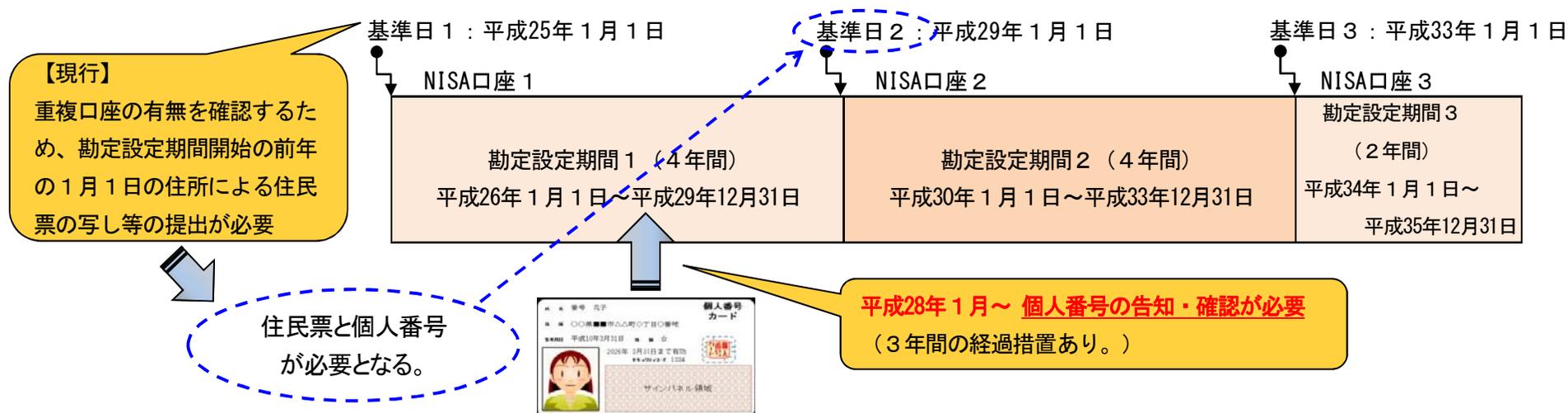


1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

【現状及び問題点】

- NISA口座については、勘定設定期間毎に重複口座の有無を確認するため、当該勘定設定期間開始の前年の1月1日の住所による住民票の写し等の提出が必要となるが、マイナンバー制度の導入後は住民票の写し等に加え、個人番号の提出も必要となる。
- NISAの更なる普及・定着に向け、煩雑な手続きが利用者の投資意欲を減じないように、口座開設手続き等を見直す必要がある。



【大綱の概要】

- 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて平成30年以後の勘定設定期間を統合する。

(注)平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用

- 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。

◆マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

【現状及び問題点】

- 「マイナンバー制度」は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を図ることを目的として、平成28年1月より導入予定
- 個人投資家のすそ野拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続きの簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。

(参考)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋

(基本理念)

第3条第2項 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

【大綱の概要】

既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等を不要とする。

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		更なる一体化については、引き続き 検討
預貯金等	源泉分離	—	

2. 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援

◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

【現状と問題点】

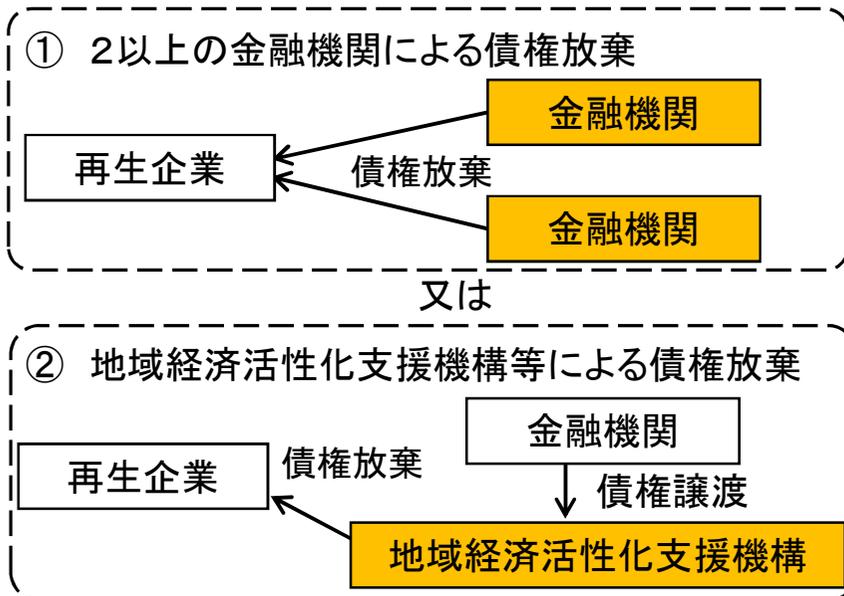
○ 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

【大綱の概要】

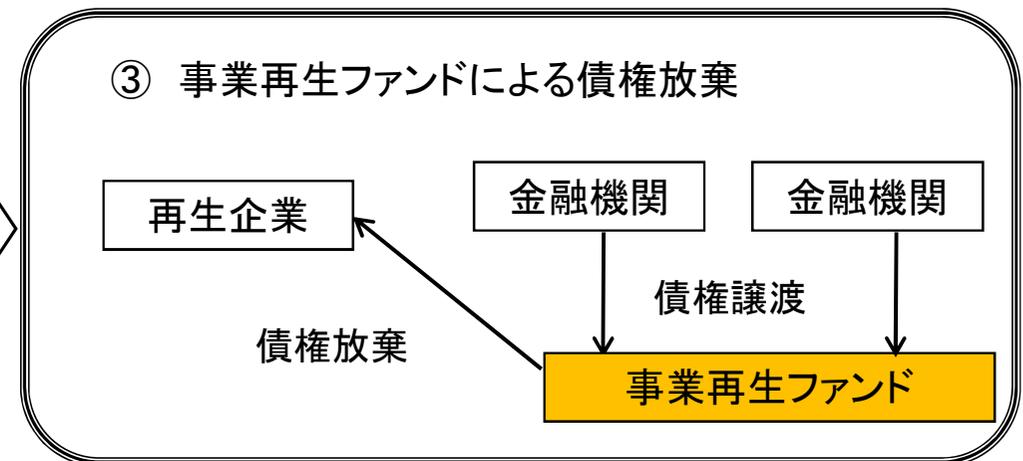
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注)。

(注) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注1)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

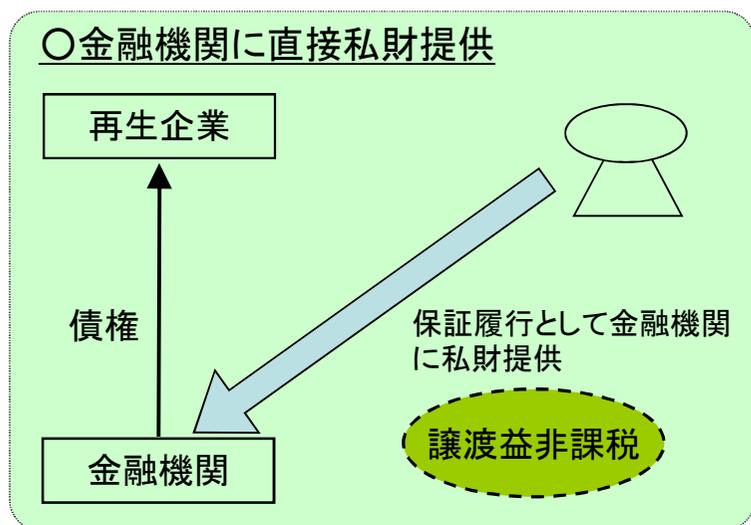
(注1) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

【大綱の概要】

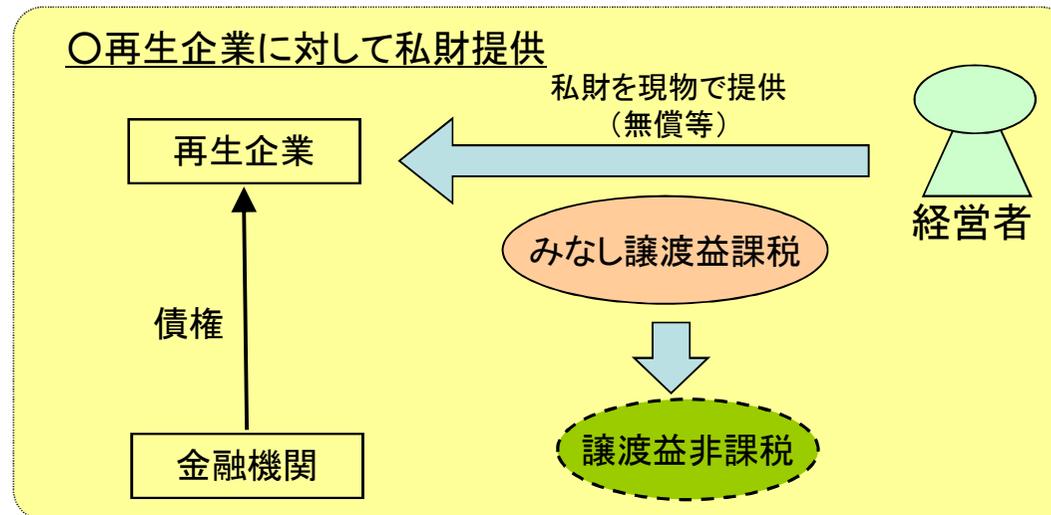
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注2)。

(注2) 本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまでも認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



3. 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化

◆日本版スークに係る非課税措置の延長

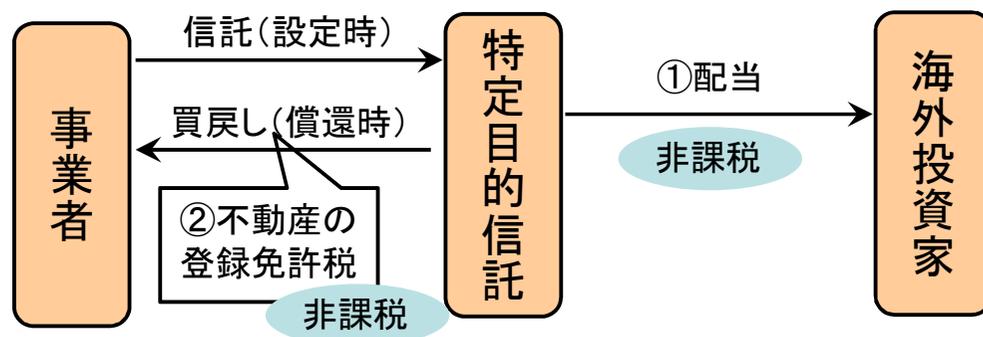
【現状及び問題点】

- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スーク）に関する税制（日本版スークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スークの発行を促し、日本市場の利便性と活性化を図る観点から、これらの非課税措置の延長が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成28年3月末とされている。

【大綱の概要】

日本版スークに係る①海外投資家への配当及び②信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税に関する非課税措置の適用期限を3年延長する。

【現行】 <日本版スークに係る非課税措置>（平成28年3月末まで）



【大綱】

①②に係る非課税措置を
平成31年3月末まで3年
延長する

4. その他の要望項目

◆協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。



【大綱の概要（与党大綱）】

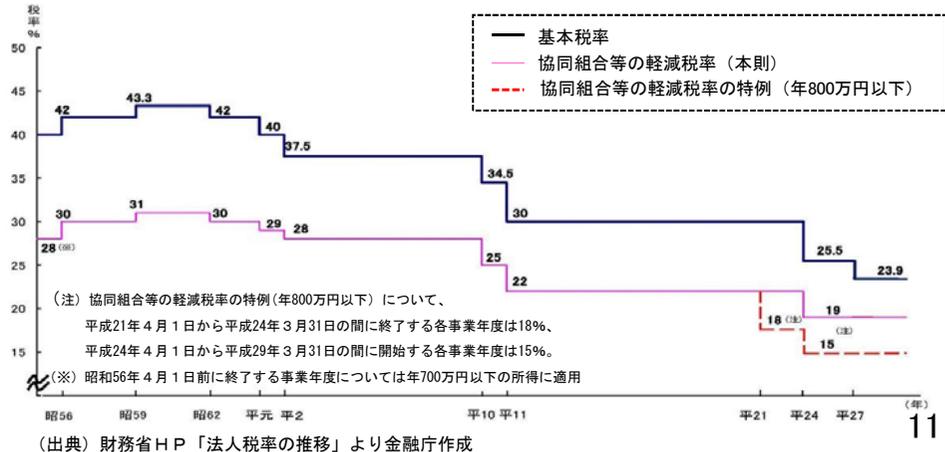
「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1（例）信用金庫の場合：従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者
 ※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



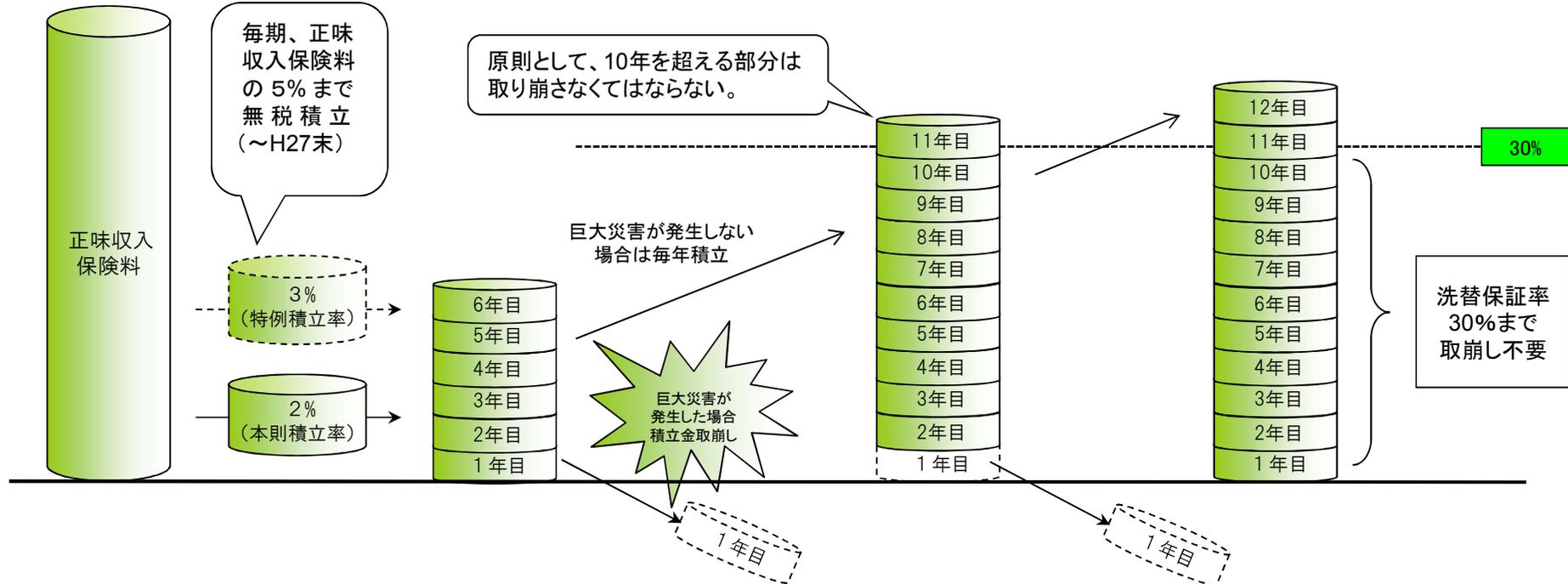
◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大
⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠

【大綱の概要】

保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。



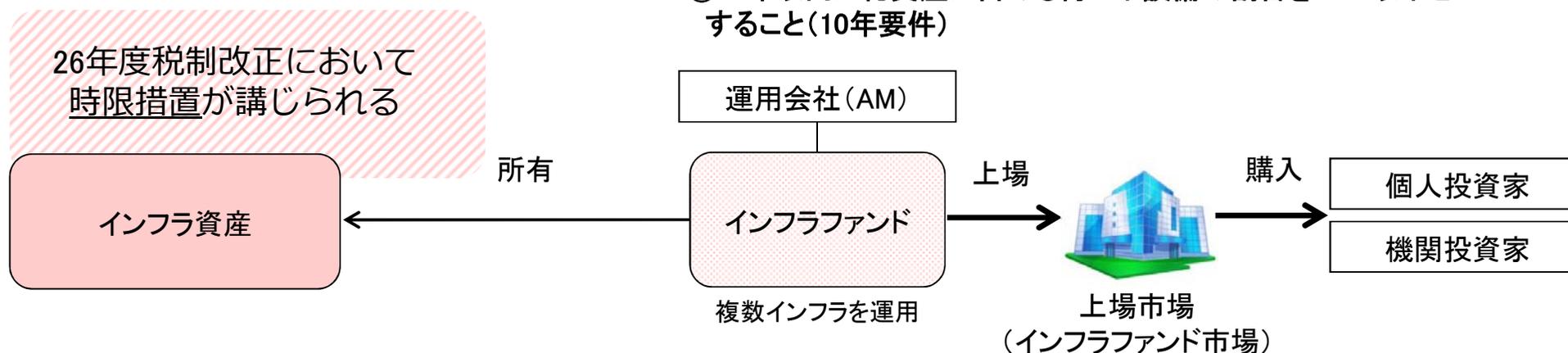
◆投資法人(インフラファンド)に係る税制優遇措置の拡充

【現状及び問題点】

- 平成26年9月の投信法政令改正において投資法人の主たる投資対象資産に追加された再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）について、現行の税制上の時限措置（特に「10年要件」）が、商品組成・上場に当たっての実務上の課題となっている状況
- 平成27年4月、東京証券取引所において「上場インフラファンド市場」を開設

【時限措置の内容】

- ①再エネ設備を平成29年3月末までに取得(3年要件)
- ②10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること(10年要件)



【大綱の概要】

再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの導管性要件に係る時限措置（10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を50%以下とすること）について、期限を「20年以内」に延長する

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- 軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度(CFC税制)がある。
- CFC税制においては、企業等の適正な海外投資活動を阻害しないよう、軽課税国の定義や、適用除外基準等が設けられているものの、現行の規定では、租税回避目的がなく事業実体を有する外国子会社の所得についても、合算課税の対象となるおそれがある。
(例)英国ロイズマーケットにおける損害保険会社の子会社等の事業活動、航空機リース業
- 我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備するためには、適正な企業活動を阻害しないようCFC税制を抜本的に見直す必要がある。又は、現行の適用除外基準を見直す必要がある。



【大綱の概要】

1. 適用除外基準の適用方法の見直しについて

英国ロイズ市場で保険業を行う特定外国子会社等の実体基準、管理支配基準、非関連者基準について、適用方法の見直しを行う。

2. 抜本的改正について(与党大綱)

「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」

N I S A ・ ジュニア N I S A 口座の開設 ・ 利用状況調査
(平成 28 年 3 月末時点)

金融庁において、平成 28 年 3 月末時点の N I S A ・ ジュニア N I S A の口座開設数及び N I S A 口座における買付額について調査したところ、結果は以下のとおりです。

調査対象：N I S A 取扱全金融機関 694 法人
ジュニア N I S A 取扱全金融機関 331 法人

1. N I S A ・ ジュニア N I S A 口座の開設数

(1) N I S A 口座数

	N I S A 口座数 3 月末時点	平成 27 年 12 月末 からの増加率	年代別比率	平成 27 年 12 月末時点	
				口座数	比率
総数	1,012 万 809 口座	2.5%	100.0%	987 万 6,361 口座	100.0%
20 歳代	46 万 235 口座	2.6%	4.5%	44 万 8,724 口座	4.5%
30 歳代	100 万 5,123 口座	3.6%	9.9%	97 万 585 口座	9.8%
40 歳代	149 万 2,935 口座	3.8%	14.8%	143 万 7,632 口座	14.6%
50 歳代	171 万 7,492 口座	1.3%	17.0%	169 万 5,716 口座	17.2%
60 歳代	264 万 2,539 口座	1.9%	26.1%	259 万 3,165 口座	26.3%
70 歳代	195 万 4,893 口座	1.1%	19.3%	193 万 4,143 口座	19.6%
80 歳代以上	84 万 7,592 口座	6.4%	8.4%	79 万 6,396 口座	8.1%

(注) 1 平成 28 年 3 月末時点で投資可能な勘定が設定されている口座数

(注) 2 年代別比率については、端数処理(四捨五入)の関係で、100%にならない場合がある。

(2) ジュニアNISA口座数

年齢	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	78,168口座	2,658口座	3,396口座	3,356口座	3,449口座	3,528口座
年齢別比率	100%	3.4%	4.3%	4.3%	4.4%	4.5%

年齢	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	3,581口座	3,565口座	3,664口座	3,867口座	3,798口座	3,889口座
年齢別比率	4.6%	4.6%	4.7%	4.9%	4.9%	5.0%

年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	4,054口座	3,982口座	4,216口座	4,349口座	4,258口座	4,193口座
年齢別比率	5.2%	5.1%	5.4%	5.6%	5.4%	5.4%

年齢	17歳	18歳	19歳	20歳
ジュニアNISA口座数 3月末時点	4,170口座	3,636口座	2,895口座	448口座
年齢別比率	5.3%	4.7%	3.7%	0.6%

(注) 1 平成28年3月末時点で投資可能な勘定が設定されている口座数

(注) 2 一部の金融機関において、年齢別の口座数が集計できないため、内訳と総数が一致しない。

また、各年齢別比率の合計が100%にならない。

2. NISA口座における買付額

(1) 商品別内訳

	NISA買付額 3月末時点	平成27年12月末 からの増加率	商品別比率	平成27年12月末時点	
総額	7兆7,554億708万円 (1兆3,109億2,317万円)	20.3%	100.0%	6兆4,444億8,391万円	100.0%
上場株式	2兆7,464億1,628万円 (5,809億6,798万円)	26.8%	35.4%	2兆1,654億4,830万円	33.6%
投資信託	4兆8,126億5,071万円 (6,829億4,889万円)	16.5%	62.1%	4兆1,297億182万円	64.1%
ETF	1,314億1,926万円 (361億3,719万円)	37.9%	1.7%	952億8,207万円	1.5%
REIT	649億2,084万円 (108億6,911万円)	20.1%	0.8%	540億5,173万円	0.8%

- (注) 1 平成26年、27年及び28年の利用枠で買付があった金額の合計
 2 ()内は平成28年の利用枠による買付額
 3 端数処理(四捨五入)の関係で、総額と内訳が一致しない。

(2) 年代別内訳

	NISA買付額 3月末時点	平成27年12月末 からの増加率	年代別比率	平成27年12月末時点	
総額	7兆7,554億708万円 (1兆3,109億2,317万円)	20.3%	100.0%	6兆4,444億8,391万円	100.0%
20歳代	2,091億9,614万円 (362億8,731万円)	21.0%	2.7%	1,729億883万円	2.7%
30歳代	6,338億5,867万円 (1,112億5,483万円)	21.3%	8.2%	5,226億384万円	8.1%
40歳代	9,736億7,497万円 (1,696億942万円)	21.1%	12.6%	8,040億6,555万円	12.5%
50歳代	1兆3,131億5,779万円 (2,200億3,230万円)	20.1%	16.9%	1兆931億2,549万円	17.0%
60歳代	2兆3,903億7,833万円 (4,005億169万円)	20.1%	30.8%	1兆9,898億7,664万円	30.9%
70歳代	1兆7,171億8,602万円 (2,815億9,159万円)	19.6%	22.1%	1兆4,355億9,443万円	22.3%
80歳代以上	5,179億5,514万円 (916億4,602万円)	21.5%	6.7%	4,263億912万円	6.6%

- (注) 1 平成26年、27年及び28年の利用枠で買付があった金額の合計
 2 ()内は平成28年の利用枠による買付額
 3 端数処理(四捨五入)の関係で、総額と内訳が一致しない場合がある。また、各年代比率の合計が100%にならない場合がある。

(以上)

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
<p>中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携</p>	<p>地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。</p>

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成26年2月26日

「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
メンバー名簿

平成26年2月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス(株)取締役常務執行役員
	橘・フクサ・咲江	G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行(株)専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント(株)専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事チーフ・インベストメント・オフィサー
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託(株)代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

(敬称略・五十音順)

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつなげるものである。

経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシッ

¹ 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

「本コード」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については26の個人・団体から、英文については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
5. 一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。
6. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。(金融庁では別に示すような形(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。)

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。
12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。
13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。
14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
 - ・ 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びステュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
 - ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
 - ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。
15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、

本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」⁴（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。
- 1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁵。

⁴ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁵ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話⁶を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有⁷を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである⁸。
- 4-2. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである⁹。
- 4-3. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである¹⁰。

⁶ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

⁷ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

⁸ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

⁹ 当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

¹⁰ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである¹¹。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。
- ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてよりの確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。
- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

¹¹ なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである¹²。
- 6-2. 「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである¹²。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである¹³。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

¹² ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

¹³ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

- 7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。
- 7-2. このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。
- 7-3. こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～



2015年6月1日

株式会社東京証券取引所

目 次

コーポレートガバナンス・コードについて	p2
基本原則 一覧	p3
コーポレートガバナンス・コード	p5
第1章 株主の権利・平等性の確保	p5
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	p9
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	p12
第4章 取締役会等の責務	p15
第5章 株主との対話	p22
資料編	p24

コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

基本原則

【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。
取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。
その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則 1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則 1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じる

べきではない。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則 1－7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

【原則 2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

- 2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則 3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、

上場会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

- ４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるの
かに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示す
べきである。
- ４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一
つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮
に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対
応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の
計画に反映させるべきである。
- ４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏ま
え、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を
行うべきである。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを
主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎
しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場にお
いて多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営
陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、
健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

- ４－２① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして
機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報

酬との割合を適切に設定すべきである。

【原則 4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

4-3② コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

【原則 4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、

監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則４－６．経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべき

である。

補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体とし

てバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

【原則 4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも賃金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実に係る取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則 5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

資料編

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」

2015年3月5日現在

座長	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	内田 章	東レ(株)常務取締役
	太田 順司	公益社団法人 日本監査役協会最高顧問
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	スコット キャロン	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
	武井 一浩	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	富山 和彦	(株)経営共創基盤代表取締役CEO
	中村 美華	(株)セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松井 忠三	(株)良品計画代表取締役会長
	森 公高	日本公認会計士協会会長
	アドバイザー (国際機関)	マッツ イサクソン
幹事	坂本 三郎	法務省大臣官房参事官
	中原 裕彦	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
事務局		金融庁、(株)東京証券取引所

(敬称略・五十音順)

「コーポレートガバナンス・コード原案」序文

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

2015年3月5日

経緯及び背景

1. 我が国におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年、大きく加速している。
2. 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成25年8月、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において検討が開始され、平成26年2月に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下、序文において「スチュワードシップ・コード」という。）が策定・公表され、実施に移されている。

また、法務省法制審議会は、平成24年9月に「会社法制の見直しに関する要綱」を採択したが、その後、社外取締役を選任しない場合における説明義務に関する規定なども盛り込んだ上で、会社法改正案が国会に提出され、平成26年6月に可決・成立している。
3. 更に、上記の「日本再興戦略」においては、「国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける」との施策も盛り込まれていたが、これを受けて、日本取引所グループにおいて「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数」である「JPX 日経インデックス400」が設定され、平成26年1月6日より算出が開始されている。
4. こうした中、平成26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成26年8月、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下、「本有識者会議」という。）が設置された。本有識者会議は、8

月から計9回にわたり議論を重ね、今般、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（以下、「本コード（原案）」という。）の形で取りまとめた。なお、『日本再興戦略』改訂2014』において、コードの策定に当たっては「OECDコーポレート・ガバナンス原則」を踏まえるものとするとして明記されたことを受けて、本有識者会議は同原則の内容に沿って議論を行ってきており、本コード（原案）の内容は同原則の趣旨を踏まえたものとなっている。また、本コード（原案）の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリック・コメントを実施し、和文については80の個人・団体から、英文については41の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本有識者会議は、これらの意見についても議論を行い、本コード（原案）の取りまとめに反映させていただいた。

5. 今後、東京証券取引所において、『日本再興戦略』改訂2014』を踏まえ、関連する上場規則等の改正を行うとともに、本コード（原案）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定することが期待される。

本コード（原案）の目的

6. 本コード（原案）は、『日本再興戦略』改訂2014』に基づき、我が国の成長戦略の一環として策定されるものである。冒頭に掲げたように、本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識の下、本コード（原案）には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んでいる。
7. 会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して運営されることが重要である。本コード（原案）は、こうした責務に関する説明責任を果たすことを含め会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果敢な意思決定を促すことを通じて、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。本コード（原案）では、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いている。

本コード（原案）には、株主に対する受託者責任やステークホルダーに対する責務を踏まえ、一定の規律を求める記載が含まれているが、これらを会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではない。むしろ、仮に、会社においてガバナンスに関する機能が十分に働かないような状況が生じれば、経営の意思決定過程の合理性が確保されなくなり、経営陣が、結果責任を問われることを懸念して、自ずと

リスク回避的な方向に偏るおそれもある。こうした状況の発生こそが会社としての果敢な意思決定や事業活動に対する阻害要因となるものであり、本コード（原案）では、会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることを狙いとしている。

8. 本コード（原案）は、市場における短期主義的な投資行動の強まりを懸念する声が聞かれる中、中長期の投資を促す効果をもたらすことをも期待している。市場においてコーポレートガバナンスの改善を最も強く期待しているのは、通常、ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる中長期保有の株主であり、こうした株主は、市場の短期主義化が懸念される昨今においても、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である。本コード（原案）は、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものであるが、このような会社の取組みは、スチュワードシップ・コードに基づくこうした株主（機関投資家）と会社との間の建設的な「目的を持った対話」によって、更なる充実を図ることが可能である。その意味において、本コード（原案）とスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コード（原案）において示される規範は、基本原則、原則、補充原則から構成されているが、それらの履行の態様は、例えば、会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得る。本コード（原案）に定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。
10. こうした点に鑑み、本コード（原案）は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。
- 「プリンシプルベース・アプローチ」は、スチュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものであるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。このため、本コード（原案）で使用されている用語についても、法令のように厳格な定義を置くのではなく、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、本コード（原案）の趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されている。

株主等のステークホルダーが、会社との間で対話を行うに当たっても、この「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. また、本コード（原案）は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コード（原案）の各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。
12. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、ステュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものの、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。本コード（原案）の対象とする会社が、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには十分な留意が必要であり、会社側のみならず、株主等のステークホルダーの側においても、当該手法の趣旨を理解し、会社の個別の状況を十分に尊重することが求められる。特に、本コード（原案）の各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていない、と機械的に評価することは適切ではない。一方、会社としては、当然のことながら、「実施しない理由」の説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう工夫すべきであり、「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するものである。

本コード（原案）の適用

13. 本コード（原案）は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものである¹。その際、本則市場（市場第一部及び市場第二部）以外の市場に上場する会社に対する本コード（原案）の適用に当たっては、例えば体制整備や開示などに係る項目の適用について、こうした会社の規模・特性等を踏まえた一定の考慮が必要となる可能性があり得る。この点に関しては、今後、東京証券取引所において、本コード（原案）のどの部分に、どのような形での考慮が必要かについて整理がなされることを期待する。

¹ 我が国取引所に上場する外国会社については、一般に、そのガバナンスに関して別途適用を受ける本国の規制が存在し、その内容が本コード（原案）と異なり得るため、本コード（原案）の内容をそのままの形で適用することが適切でない場合も想定される。このため、その取扱いに関しては、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

14. 我が国の上場会社は、通常、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することとされている。本コード（原案）は、もとよりいずれかの機関設計を従えるものではなく、いずれの機関設計を採用する会社にも当てはまる、コーポレートガバナンスにおける主要な原則を示すものである。

我が国の上場会社の多くは監査役会設置会社であることを踏まえ、本コード（原案）には、監査役会設置会社を想定した幾つかの原則（監査役または監査役会について記述した原則）が置かれているが、こうした原則については、監査役会設置会社以外の上場会社は、自らの機関設計に応じて所要の読替えを行った上で適用を行うことが想定される。

15. 本コード（原案）は、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成27年6月1日から適用することを想定している。

なお、本コード（原案）の幾つかの原則については、例えば体制整備に関するもの等を中心に、各会社の置かれた状況によっては、その意思があっても適用当初から完全に実施することが難しいことも考えられる。その場合において、上場会社が、まずは上記の適用開始に向けて真摯な検討や準備作業を行った上で、なお完全な実施が難しい場合に、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明（エクスプレイン）することにより、対応を行う可能性は排除されるべきではない。

また、本コード（原案）には、会社が「エクスプレイン」を行う場合を含め、幾つかの開示や説明を求める旨の記載があるが、これらのうちには、特定の枠組み（例えば、コーポレート・ガバナンスに関する報告書）の中で統一的に開示・説明を行うことが望ましいものもあると考えられることから、この点については、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

本コード（原案）の将来の見直し

16. 上述のとおり、本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであるが、不変のものではない。目まぐるしく変化する経済・社会情勢の下で、本コード（原案）がその目的を果たし続けることを確保するため、本有識者会議は、本コード（原案）が定期的に見直しの検討に付されることを期待する。

「コーポレートガバナンス・コード原案」各原則の〔背景説明〕

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

2015年3月5日

補充原則

- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

〔背景説明〕

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、上場会社に係る重要な意思決定については、これを株主の直接投票で決することが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中でその意思決定の一部を取締役に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

補充原則

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

〔背景説明〕

株主総会開催手続きについては、本有識者会議において、以下の議論があった。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、2日間以内）。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約4週間以上）。

- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月（3月期決算の会社の場合）にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることや、例外的な事象が生じた場合も視野に入れた他の制度との整合性の検討が必要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるパブリック・コメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、本有識者会議において引き続き議論を行い、東京証券取引所における最終的なコードの策定に反映される必要があるか否かを検討することとする。

補充原則

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

〔背景説明〕

上記の行動準則は、倫理基準、行動規範等と呼称されることもある。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

〔背景説明〕

独立社外取締役を巡っては様々な議論があるが、単にこれを設置しさえすれば会社の成長が図られる、という捉え方は適切ではない。独立社外取締役を置く場合には、その期待される役割・責務に照らし、その存在を活かすような対応がとられるか否かが成否の重要な鍵となると考えられる。（独立）社外取締役については、既に会社法（平成26年改正後）や上場規

則が1名以上の設置に関連する規定を置いており、実務上もこれに沿った対応が見られるが、本コード(原案)では、独立社外取締役を複数名設置すればその存在が十分に活かされる可能性が大きく高まる、という観点から、「少なくとも2名以上」との記載を行っている。

なお、本有識者会議において、関係団体の中には、独立役員の円滑な選任を促進する観点から、その候補に関する情報の蓄積・更新・提供をするなどの取組みを行っている団体もあり、今後、こうした取組みが更に広範に進められていくことが期待される、との指摘があった。

補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

〔背景説明〕

独立社外者のみを構成員とする会合については、その構成員を独立社外取締役のみとすることや、これに独立社外監査役を加えることが考えられる。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

〔背景説明〕

金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関連する開示基準については、その内容が抽象的で解釈に幅を生じさせる余地があるとの見方がある。これについては、適用における柔軟性が確保されているとの評価がある一方で、機関投資家や議決権行使助言会社による解釈が様々に行われる結果、上場会社が保守的な適用を行うという弊害が生じているとの指摘もある。また、これらの基準には、幾つかの点において、諸外国の基準との差異も存在するところである。本有識者会議としては、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する。

補充原則

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する

ため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

〔背景説明〕

取締役会に期待される説明責任の確保や実効性の高い監督といった役割・責務に関しては、監査や指名・報酬に係る機能の重要性が指摘されている。また、諸外国では、こうした機能に関しては特に独立した客観的な立場からの判断を求めている例も多い。こうした機能(監査役会・監査等委員会が関与する監査を除く)の独立性・客観性を強化する手法としては、例えば、任意の諮問委員会を活用することや、監査等委員会設置会社である場合には、取締役の指名・報酬について株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会を活用することなどが考えられる。その際には、コーポレートガバナンスに関連する様々な事項(例えば、関連当事者間の取引に関する事項や監査役の指名に関する事項等)をこうした委員会に併せて検討させるなど、会社の実情に応じた多様な対応を行うことが考えられる。



株式会社東京証券取引所

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町 2-1

Tel. 03-3666-0141 (代表)

<http://www.jpx.co.jp/>

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード のフォローアップ会議」の設置について

1. 趣旨

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）においては、「昨年2月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年6月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。」とされている。

形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど、コーポレートガバナンスの更なる充実を引き続き重要な課題であり、また、このような取組を、経済の好循環確立につなげていく必要がある。

このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

2. 構成

- （1）会議の構成員は、企業経営者、内外投資家、研究者等の外部有識者とする（名簿は後日改めて発表）。
- （2）会議の庶務は、金融庁総務企画局企業開示課及び株式会社東京証券取引所上場部において処理する。

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（2）

I. はじめに

コーポレートガバナンス・コード（「コード」）の導入を受け、3,500社を超える上場会社において、コーポレートガバナンスのあり方についての検討が行われ、昨年12月末までに、約7割にあたる2,500社を超える上場会社が、コードへの対応状況を公表した。

これまでに公表されたコードへの対応状況を見ると、東証第一部・第二部に上場している会社の開示によれば、約8割の会社が原則の9割以上をコンプライ（実施）するなど、各原則は高い比率でコンプライされている。また、コードが求める開示やエクस्पライン（説明）の内容を見ると、企業におけるコーポレートガバナンスへの取組みを真摯かつ分かりやすくステークホルダーに伝えようとする意思の伝わってくる開示も多く見られる。このように、コードの導入を期に、コーポレートガバナンスの向上に向けた動きが広がっている。

このうち、取締役会を巡る動きを見ると、その監督機能のあり方が議論され、2名以上の独立社外取締役の選任を行う上場会社が東証第一部全体の約半数に達し、監督機能の一層の発揮を目指してモニタリング型に移行する例も見られるなど、大きな変化が起きている。一方、コードの適用直後ということもあり、例えば、多くの上場会社が取締役会の実効性の評価についてはこれから取り組むとしているなど、コードに対応して、如何に取締役会を構成し、運営し、評価し、改善していくかについては、これから取組みが本格化していくところである。また、スチュワードシップ・コードに基づく投資家と上場会社との対話を通じたコードの適用の状況の確認も、これから本格化していくところである。

本意見書は、各企業における今後の取組みや投資家との対話に資するよう、これまでの上場会社によるコードへの対応状況を踏まえ、コードの諸原則のうち、取締役会のあり方に関し、「形式」的な対応ではなく、「実効」的なコーポレートガバナンスを実現していく上で、現時点で重要と考えられる視点を示すものである。

Ⅱ. 企業を取り巻く経営環境の変化と取締役会のあり方

上場会社を取り巻く環境がグローバル化、技術革新の進展、少子高齢化、社会・環境問題への関心の高まりなどにより大きく変化し続ける中、会社が直面する経営上の課題も複雑化しており、日本の企業の多くが、必ずしもこうした変化に即応できていないのではないかと指摘されている。

このような経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応しながら、上場会社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させていくためには、経営陣が、最高経営責任者（CEO）を中心として、絶え間なく、先見性のある、適確な経営判断を行っていくことが重要である。このためにも、取締役会が行うCEOの選解任は、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、選解任を適切に行うため、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が強く求められる。

また、取締役会は、CEOの選解任のほかにも、経営理念の確立や経営にかかる戦略的な方向付けを行い、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備し、実効性の高い監督を行うという重要な役割・責務を担っており、経営陣とともに会社におけるリーダーシップを発揮することが求められている（原則4-1～3）。取締役会が、その独立性・客観性を確保しつつ、経営環境や経営課題に適確に対応して、このようなリーダーシップを十分に発揮していくためには、課題に対応するために必要な資質・多様性を備えた構成をとるとともに、運営にあたっては、経営戦略やこれに適った経営陣幹部の選解任など戦略的な議論を充実させることが求められている。

さらに、経営課題への適確な対応等の観点から、取締役会の実効性について継続的に評価を行い、こうした評価について情報開示・説明を行うことにより、PDCAサイクルを実現し、取締役会の機能の向上を絶えず図っていくことが求められている。

1. 最高経営責任者（CEO）の選解任のあり方（補充原則4-1③、4-3①等）

競争の高まりと、不連続かつ急激な環境変化の下では、CEOの能力が会社の命運を左右する。最高経営責任者（CEO）の選解任は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が求められる（補充原則4-3①）。

- (1) 日本企業に最も不足しているのはCEOとしての資質を備えた人材であるとの指摘がある。こうした課題へ対処するため、CEO候補者の人材育成及びCEOの選任には、中長期的な観点から、十分な時間と資源をかけて取り組むことが重要である。また、選任のための後継者計画の策定及び運用（補充原則4-1③）にあたっては、社内論理のみが優先される不透明なプロセスによることなく、客観性・適時性・透明性を確保するような手続が求められる。

このような観点から種々の取組みを進めている上場会社がある。

(取組みの例)^(注)

- ・ 企業の中長期的な戦略を踏まえ、将来のCEOに求められる資質（あるべき像）を十分に議論する。また、議論の結果を社内で共有する。
- ・ 取締役会において、CEOとなりうる人材の育成方針を定め、その方針の下、早期の段階から候補となりうる者を複数選定し、必要となる実務経験を積みつつテストを行うことによって、候補を入れ替えながら、人材を育成する。
- ・ 取締役会において、CEOの候補者複数名を明らかにし、十分な時間をかけ、取締役会が候補者の資質を見極めるようなプロセスを設ける。その際、社内のみならず、社外の人材にも目を向ける。
- ・ 独立社外取締役の十分な関与を得るため、指名委員会、指名にかかる任意の諮問委員会（補充原則4-10①）や、エグゼクティブセッション（独立社外者のみを構成員とする会合（補充原則4-8①））を活用する。

- (2) 適切に会社の業績等の評価を行ったうえで、CEOに問題があると認められるような場合には、CEOを解任できる仕組みを整えておくことが必要である。その際にも、取締役会が適時・適切にCEOを解任できるよう、取締役会の経営陣からの独立性・客観性が十分に確保されていることが重要である。

2. 取締役会の構成（原則4-7～9、4-11等）

経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応して求められる役割・責務を果

^(注) 本意見書で紹介する「取組みの例」は、コードの実効性を確保していく上で重要と考えられる事項に関し、フォローアップ会議において紹介された取組み例等を参考として示したものであり、これらが新たに形式的なルールを構成することにならないよう留意する必要がある。

たしていくため、取締役会は、必要とされる資質・多様性を備えるとともに、独立性・客観性を確保していくことが重要である。

- (1) 取締役会の構成（原則4-11）について、これまでのコードの実施状況を見ると、会社の事業・ステージ、経営環境や経営課題に応じて、取締役会メンバーの資質のバランスや多様性を充実させる取組みが見られるところであり、このような取組みが会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を後押ししていくことが期待される。

(取組みの例)

- ・ 自社が成長分野と位置づけている分野における専門家等の選任
- ・ 自社と異なる事業分野における経験・見識を持つ経営経験者等の選任
- ・ 国際的な事業展開のためグローバルな人材の選任

- (2) 各上場会社による独立社外取締役の選任は着実に増加しており、取締役会の3分の1以上の独立社外取締役を選任している企業も東証第一部上場会社の1割以上に上っている。ステークホルダーの関心は、独立社外取締役の人数の増加だけでなく、その資質のバランスや多様性の充実に移ってきている。経営環境や経営課題に応じ、例えば社内では得られない知見や経歴を基に、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略や経営陣幹部の選解任についての議論を含め、取締役会の役割・責務の発揮に積極的に貢献できる資質を持った独立社外取締役が、より多く選任されるよう、一層の取組みが期待される。

- (3) また、取締役会の独立性・客観性を一層確保するため、更なる取組みを行っている上場会社があり、このような取組みが上場会社の取締役会の独立性・客観性を向上させていくことが期待される。

(取組みの例)

- ・ 監査役会・監査等委員会設置会社を中心に、指名・報酬等にかかる任意の諮問委員会等を活用する（補充原則4-10①）。その際、独立社外取締役を過半とし、委員長を独立社外取締役にする。
- ・ CEOと取締役会議長を分離する。
- ・ 米国における事例も踏まえ、取締役会と経営陣の実効的な役割分担を図るため、筆頭独立社外取締役を設置する。
- ・ 独立社外取締役の選任プロセス自体に独立社外取締役が主体的に関与する。

- (4) 監査委員会・監査等委員会（以下「監査委員会等」）が業務監査・会計監査等の重要な役割・責務を適切に果たすためには、監査委員会等が独立性・客観性を確保する必要がある。委員長を独立社外取締役とすることは、監査委員会等の独立した客観的な立場を高めることに資する取り組みと考えられる。
- (5) 取締役会や監査委員会等の独立性・客観性が実質的に確保され、その機能が十分に発揮されるか否かは、しばしば、CEOが、取締役会等の「独立した客観的な立場」という特性を、経営判断等を行う上で活かす意思があるかどうかにかかっている。こうした観点からも、CEOの選解任は、上場会社にとって重要な課題である。
- (6) コードでは、取締役会の構成に関する考え方、取締役候補の指名や経営陣幹部の選任に関する方針・手続の開示、個々の選任・指名についての説明（補充原則4-11①、原則3-1（iv）（v））が求められている。このような開示や説明の内容は、各上場会社が、経営環境や経営課題に対応して、如何なる取締役会の構成をとること等により取締役会が求められる役割を果たしていこうとしているかが具体的に分かるようなものとなっていることが重要である。

3. 取締役会の運営（原則4-8、4-10、4-12~14等）

上場会社やその企業集団が経営環境の変化や経営課題の複雑化に対応していくためには、取締役会における戦略的な方向付けや会社の業績の適切な評価等に関する議論を充実させていくことが重要である。

- (1) 取締役会は、経営環境の変化と経営課題の複雑化に対応しながら、経営陣を監督し、また、経営陣とともに求められるリーダーシップを発揮していく観点から、以下のような議論を充実させていくべきである。
- ・ 戦略的方向付けとこれに基づく具体的な経営戦略や経営計画
 - ・ 会社の業績の適切な評価とこれに基づく経営戦略等の見直し及び経営陣幹部の選解任・報酬の決定
 - ・ 内部統制・リスク管理体制の整備
- (2) 取締役会において、このような議論を充実させていくためには、論点の明確化、議案の絞込みや十分な審議時間の確保など（補充原則4-12①）、運営上の工夫が必要である。

(取組みの例)

- ・ 議案について、効果的に取締役会の意見が引き出されるよう、論点・問題意識を明確にする。また、その際、取締役会議長が適切にリーダーシップを発揮する。
 - ・ 事業活動上、戦略的に重要と考えられる議案については、金額基準にとらわれず、取締役会で議論を行う一方で、議案数を絞り込むため、経営陣に委任することが適当な業務執行の決定権限については、委任を適切に進める。
 - ・ 取締役会の議案として、「報告事項」、「決議事項」に加え、「審議事項」を導入し、重要なテーマについて決議に先立って取締役会で議論する。
 - ・ 中長期的な戦略を議論するために必要な経営・財務情報を、適時に取締役会に対して報告する。
 - ・ 各議案についての議論が実質的に行われるよう、議案1件ごとに適正な審議時間を確保する。
 - ・ 取締役会の適切な運営を支えるための人員体制の充実を図る。
- (3) 社内取締役が業務を執行する場合、取締役会において、担当する業務の執行者としての立場からの参画に終始するケースもあるとの指摘がある。社内業務執行取締役は、執行者としての役割にとどまらず、取締役として業務執行全体や他の取締役の職務の執行の監督等を行う役割も担っていることについて、認識を深めるべきである。
- (4) 取締役会において独立社外取締役が戦略的方向付け等の議論に貢献できるように、環境整備を行うことが必要である。

(取組みの例)

- ・ 独立社外取締役への報告・情報提供の工夫を行う。
- ・ 独立社外取締役に、時期（就任時、就任後）、会社の状況等に応じた適切なトレーニングの機会を提供する（原則4-14）。
- ・ 独立社外取締役と会社の状況に通じた常勤監査役等との間での情報交換を行う。
- ・ エグゼクティブセッションを活用する。
- ・ 独立社外取締役から取締役会の議案を募る。

- (5) 独立社外取締役の役割・責務として、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること(原則4-7(iv))が重要である。
- (6) 不祥事防止の観点から、内部通報は最後の防波堤であり、こうした内部通報の機能を十分に発揮させるためには、例えば、社外取締役・社外監査役を内部通報のレポートラインとするなど、経営陣から独立した窓口で情報が伝達される仕組みを整備することが適切である。

4. 取締役会の実効性の評価(原則4-11)

取締役会の資質・多様性やその運営を充実させていくための取組みが有効に行われているかなど、取締役会全体としての実効性の評価を行い、次の取組みに継続的につなげていくことが重要である。

- (1) 本年5月末をもってコード適用開始から一年が経過することから、各上場会社において、取締役会の構成や運営状況等の実効性について、適切に評価を行うことが期待される。評価の実施に際しては、企業の置かれた状況に応じ、様々な取組みが考えられるが、取締役会メンバー一人一人による率直な評価がまずもって重要となると考えられる。

(取組みの例)

- ・ 各取締役に、各自の取締役会への貢献について自己評価を求めるとともに、取締役会がその役割・責務を十分に果たしているか、より実効性を高めるためにどのような課題があるかについても聴取する。
- ・ 指名委員会や独立社外取締役のみによる会合も活用するなど、独立社外取締役の主体的な関与を確保する。
- ・ 任意の委員会も含め、取締役会に設置された各委員会の運営状況等も評価の対象とする。
- ・ 英国における経験も踏まえ、評価の独立性・客観性をより高める観点から外部の眼も入れた評価を行う。また、評価機関との利益相反関係の有無を明らかにするため、その名称の公表を行う。

- (2) 取締役会の実効性を適確に評価するためには、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が果たすべき役割・責務を明確化することがまずもって求められる。その上で、評価の実施にあたっては、こうした役割・責務に照らし、取締役会の構成・運営状況等が実効性あるものとなっているかについて、実質的な評価を行うことが

必要である。

- (3) 取締役会が、その資質・多様性や運営を充実させていくためのPDCAサイクルを実現するに際しては、自らの取組みや実効性の評価の結果の概要について、ステークホルダーに分かりやすく情報開示・説明を行うことが重要である。

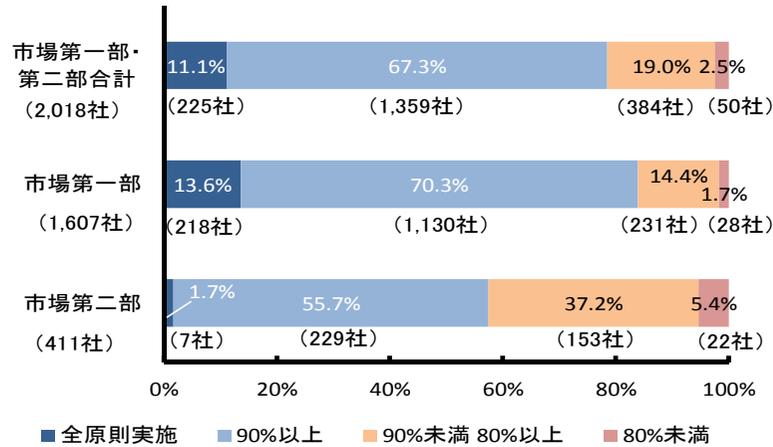
Ⅲ. おわりに

多くの上場会社において、現在、6月の株主総会に向けた取締役候補の検討や、取締役会の実効性の評価への準備が始まっているところである。各上場会社におかれては、本意見書を参考に、資質とリーダーシップを有する取締役を計画的に育成・選任し、独立性・客観性を備えた取締役会を構成すること、また、取締役会の適確な評価を行うことにより、取締役会の実効性向上に向けたPDCAサイクルを作り上げていくことが期待される。

このような各上場会社によるコーポレートガバナンスの充実に向けた真摯な取組みが、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ひいては日本経済の好循環を実現していくことを期待し、本意見書の結びとしたい。

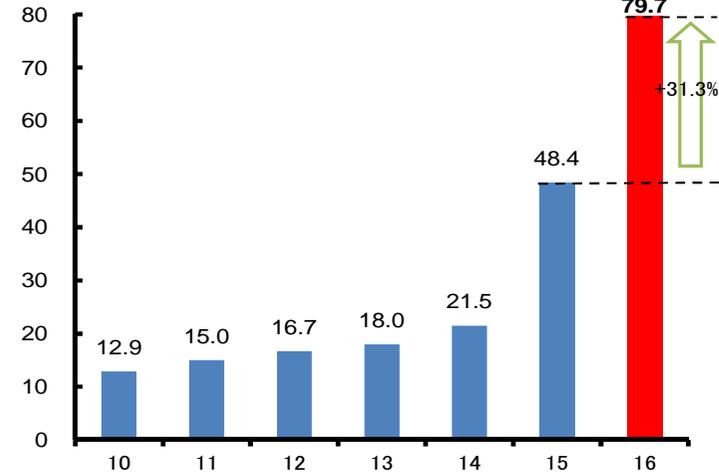
実効的なコーポレートガバナンスの進捗状況

コーポレートガバナンス・コードの“実施”状況



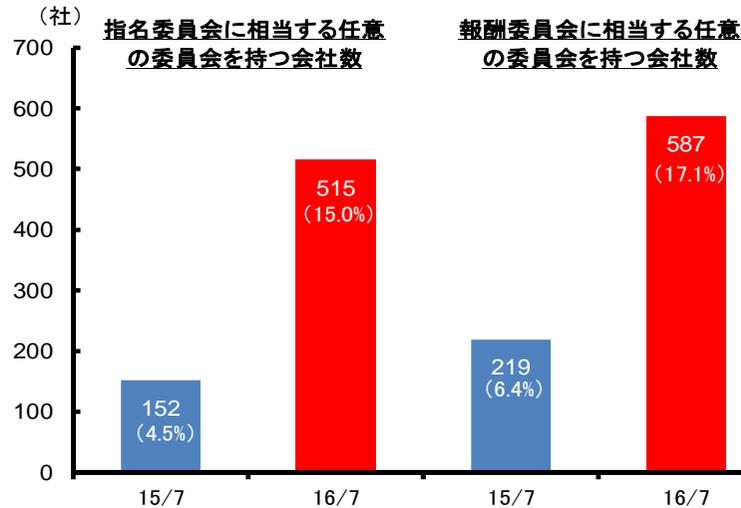
(注) 16年3月末時点
(資料) 東京証券取引所

2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移



(資料) 東京証券取引所

任意の指名・報酬委員会の設置状況



(資料) 東京証券取引所

銀行の政策保有株式の縮減

3メガバンクグループの政策保有株式の「当面の削減目標」(2015年11月13日公表)

	15/3末残高 (取得原価)	当面の削減目標額	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円程度(約3割)	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円程度(約3割)	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円程度(約3割)	5年程度

(資料) 各社公表内容に基づき金融庁作成。

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

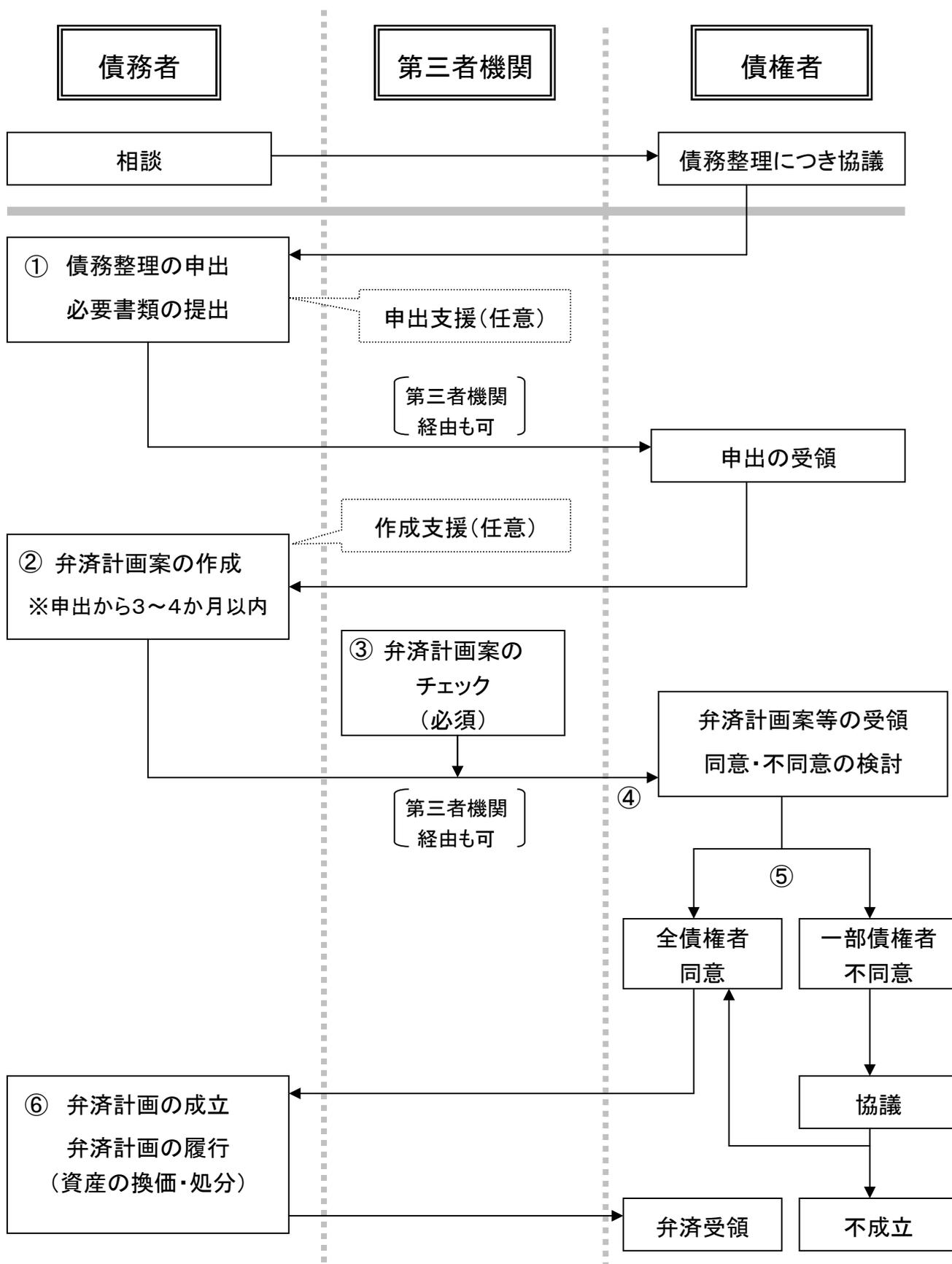
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

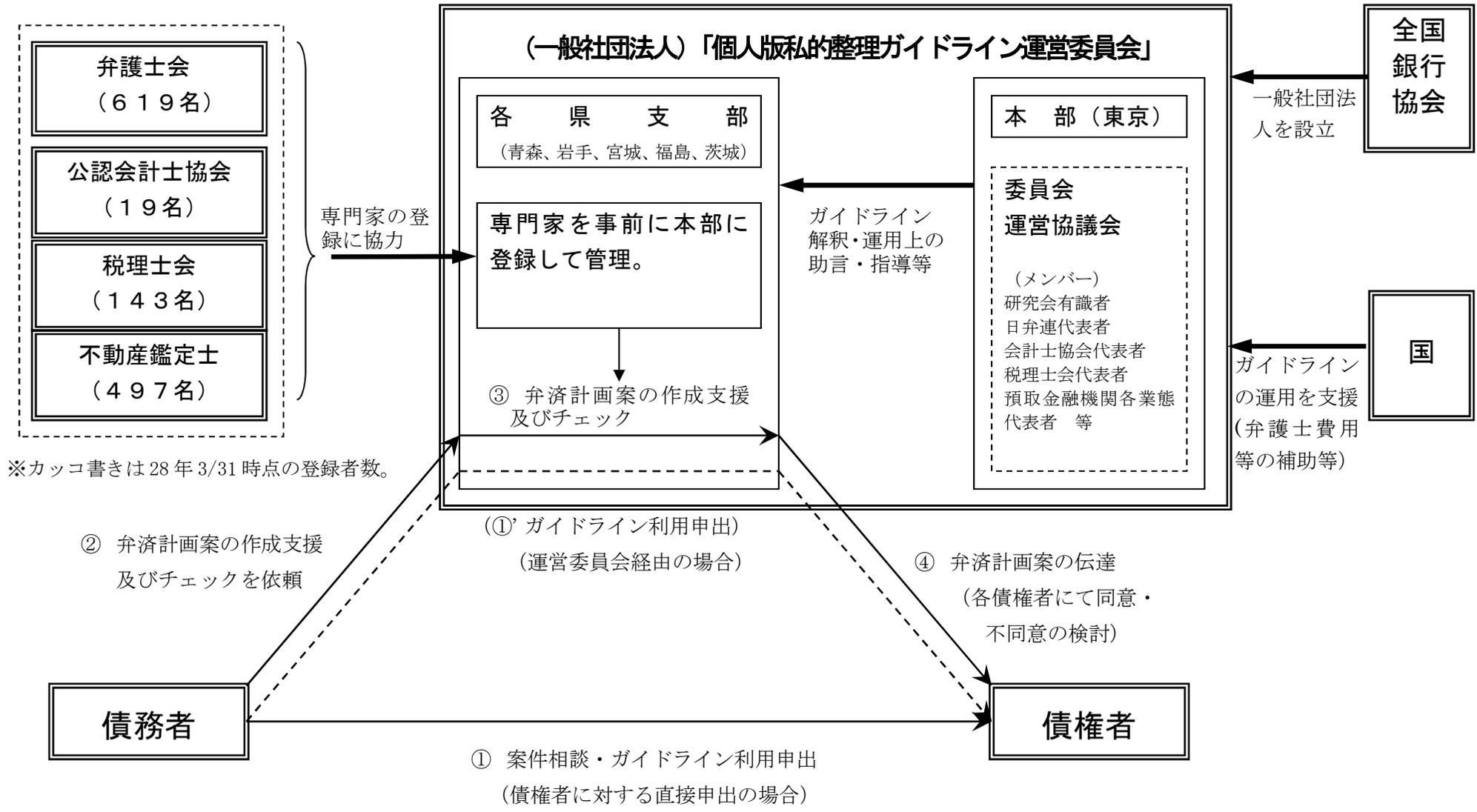
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエンコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部 上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関関係団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

- (1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成 23 年 10 月 26 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531



平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎
日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

平成28年熊本地震に係る金融庁関連の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融庁・財務局においては以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置の要請	熊本県内の関係金融機関等に対し、九州財務局長及び日本銀行熊本支店長の連名により要請文を発出。	4月15日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制を構築。	4月15日
3	外国当局・在外公館への情報提供	金融機関に対する金融上の措置要請等、外国当局・在外公館に対し、金融庁関連の状況について情報発信。	4月16日
4	金融庁及び金融機関の取組みの对外情報発信	金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。	4月17日
		トップページに専用バナーを設置。更新情報があるごとに金融庁Twitterでも情報発信。	4月18日
5	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。	4月18日
6	自然災害対応私的整理ガイドラインに関する周知広報等	全銀協を通じて、被災地の金融機関に対し、広報チラシの配布や窓口備置等による周知広報を改めて依頼。	4月18日
		金融機関に対し改めて、住宅ローン借入者等からの相談を受けた場合、ガイドラインの内容や手続等について丁寧な説明を行うことを要請。	4月22日

対応		内容	
7	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズを把握するための情報収集体制を整備。	4月19日
8	被災者からの相談に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	4月20日
9	被災企業の開示書類の提出期限延長	提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務(支)局において、個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応。この旨を、金融庁ウェブサイトにおいて20日(水)に公表、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。	4月20日
		「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が4月28日に閣議決定され、5月2日に公布・施行された。これにより、提出期限までに有価証券報告書等を提出できなかった場合でも、7月29日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなる(この場合、各財務(支)局長の延長承認は不要)。また、7月29日までに提出できない場合には、各財務(支)局長による個別企業ごとの延長承認で対応。これらについて、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、各財務(支)局から全有価証券報告書提出会社に対し個別に周知。	4月28日
10	義援金募集詐欺への対応	義援金の募集を装った詐欺行為に対する注意喚起を実施。	4月20日

	対応	内容	
11	被災者生活支援チームへの派遣	4月20日から5月6日までの間、当庁職員2名を嘉島町、八代市に派遣。	4月19日 ・20日
12	災害義援金等の犯収法上の本人確認の柔軟な取扱い(犯収法施行規則改正)	義援金の現金振込みについて、本来10万円超で必要となる本人確認を200万円以下は不要とする。また、被災者が口座開設をする場合、本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可能とする。	4月22日
13	貸金業法上の提出書類など借入手続等の弾力化(貸金業法施行規則改正)	総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間の延長(3ヶ月→6ヶ月)、個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の提出不要化、配偶者の年収に基づき借りる際に必要な住民票等の提出期間の延長(契約日→6ヶ月)、リボルビング貸付が一定額に達した際の年収証明書等の提出期間の延長(2ヶ月→6ヶ月)を可能とする。	4月22日
14	公認会計士試験実施に当たっての被災受験者への配慮	以下の内容について、審査会ウェブサイトで公表。 ①全国11の試験地(熊本を含む)で当初予定どおり5月29日(日)に実施 ②受験地の変更や受験票紛失者への再交付について個別に対応	4月22日
15	被災地金融機関等に係る報告提出期限等の柔軟な取扱い	金融機関等に提出義務のある諸報告・届出の提出期限等に係る特例措置について、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行(5/2)を踏まえ、当該措置の内容を金融庁・九州財務局のウェブサイトにおいて公表するとともに、関係金融機関等に直接連絡し周知。	5月10日

平成28年熊本地震に係る金融機関等の対応

平成28年熊本震災を受けて、金融機関等では以下のような対応をとっております。

	対応	内容	
1	預金の払戻し時の柔軟な取扱い等	各金融機関が、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱いや定期預金等の期限前払戻し等に応じるための態勢を整備。	4月15日
2	生命保険の保険料の払込みや保険金の支払いの柔軟化等	生命保険各社が、地震による免責条項の不適用、保険料の払込猶予（最長6ヶ月）、必要書類の一部省略による保険金等の簡易迅速な支払いなどを決定。	4月15日
3	損害保険の保険料の払込みや保険金の支払いの柔軟化等	損害保険各社が、保険料の払込みの猶予（最長6ヶ月）、継続契約の締結手続の猶予（最長6ヶ月）を決定。	4月15日
		損害保険各社が、地震保険に係る調査員の現地派遣等により、保険金等の迅速な支払いなどに向けた体制を強化。	4月15日
		国交省が、車検手続の猶予（最長1ヶ月）を決定したことに合わせて、自賠責保険の継続契約の締結手続を猶予（最長1ヶ月）。熊本県の一部地域については、猶予期間を最長3ヶ月とすることを決定（6月10日）。また、自賠責保険に係る保険料の払込も猶予（6ヶ月）。	4月18日
4	有価証券の売却・解約代金に係る柔軟な取扱い	証券各社が、有価証券の売却・解約代金について受渡日以前の払出しにも柔軟に対応。	4月15日
5	金融機関による休日対応	各金融機関では、休日にも相談窓口を設置するなどし、被災者の相談等に対応（3金融機関9か所で開設。また、金融庁ウェブサイトにおいても相談窓口の設置状況等を公表。）	4月16日から

	対応	内容	
6	義援金口座への振込みに係る手数料の無料化	全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協が、特定の義援金口座への振込みに係るそれぞれの団体の会員各金融機関の間での手数料の無料化を決定。	4月18日
7	手形の不渡処分の猶予	全銀協が各県銀行協会に対し、手形の不渡処分の猶予措置について通知。	4月18日
8	被災上場企業の決算発表の延期容認等	東京証券取引所は上場会社に対し決算発表を45日以内に行うことを要請しているが、被災上場企業についてはこの期限にとらわれる必要がない旨等を全上場会社に通知。	4月19日
9	貸金業者に対する被災者への適時、適切な対応の要請	日本貸金業協会が、貸金業者に対し、被災者からの相談対応等について、きめ細かい丁寧な対応を行うよう要請。	4月19日
10	被災者の信用情報について特別措置を実施	(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーが以下の特別措置を実施 ①被災者が自己の信用情報の開示等を求める際の手数料を無料化 ②被災地域の居住者である旨を信用情報に追記し、貸金業者等に被災者への配慮を促す ③自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理が行われた個人債務者の信用情報については、同ガイドラインに基づいて対応すること等を会員に周知	4月19日 ・20日
		全国銀行個人信用情報センターが以下の特別措置を実施。 ①個人信用情報の取扱いについて ・今般の災害を起因とした貸出金の返済猶予等については、当センターへの登録内容と齟齬が生じないように十分留意すること ・自然災害債務整理ガイドラインにもとづき債務整理が行われた個人債務者の個人信用情報については、同ガイドラインにもとづいて対応すること など ②被災者の本人開示手数料を無料化 など	4月21日

	対応	内容	
11	生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付（※）利率を減免。 ※ 契約者貸付：保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み	4月20日以降順次開始
12	地震保険金支払いの迅速化に向けた対応	損害保険各社が、地震保険金の迅速な支払いに向け、被災者からの保険金請求手続き、損害査定手続きを簡素化する対応（※）を実施。 ※保険金請求書類の一部省略、半損までの自己申告による損害認定（木造建物及び家財）	4月22日以降順次開始
13	銀行界としての被災者対応の徹底	全銀協が、申し合わせ事項を取り決め、公表。 ・「金融上の措置の要請」を踏まえた対応の徹底 ・義援金口座宛て振込手数料の無料扱い ・災害救助法の適用市町村以外の被災者についても自然災害対応債務整理ガイドラインの対象となり得る旨を周知 など	4月22日
14	地震保険金の支払件数等の公表	損害保険協会が、損害保険各社の地震保険金支払件数等について、取りまとめのうえ公表。	4月25日
15	生命保険会社による入院給付金等の特別取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする特別取扱いを実施。また、被災地の融資先（法人・個人）からの返済条件変更等の相談対応を実施。	4月25日以降順次開始
16	損害保険各社の追加対応	損害保険会社が、解約返戻金の算出方法の取扱いに係る特別措置や、契約者貸付における利率の減免等を実施。	4月26日
17	保険会社における罹災証明書の取扱いの周知	損害保険協会・生命保険協会が、保険金等の請求に当たって罹災証明書は原則として不要である旨を周知。	4月27日

	対応	内容	
18	預金取扱金融機関における罹災証明書の取扱い	各預金取扱金融機関が、ホームページや商品概要書等において、罹災証明書の提出について、顧客の状況に応じた柔軟な取扱いを行う旨を周知。	4月27日以降順次開始
19	自然災害対応債務整理ガイドラインの運営体制の整備等	全銀協が、債務整理の申出に係る必要書類である罹災証明書について、手続着手申出後、後日の提出でも差し支えない旨ウェブサイトでも周知。	4月28日
20	REVICによる被災事業者支援	① 地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興を支援する一環として、熊本事務所を開設。 ② 仮事務所から本事務所に移転。	①5月10日 ②6月30日
		被災地の地域金融機関等と復旧・復興を支援する「九州広域復旧・復興支援ファンド(仮称)」の設立に向け検討を開始。	6月3日
		① 熊本銀行に対する専門家派遣を決定。 ② 肥後銀行、熊本・熊本中央・熊本第一信金に対する専門家派遣を決定。	①6月13日 ②6月28日
21	被災企業を対象とした上場廃止・上場審査に関する柔軟な対応	東京証券取引所が、今回の震災により経営に打撃を受けた会社の上場廃止等について、特別損失の計上により債務超過となった場合の上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長する等の上場規則の改正を実施。	5月31日

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成27年12月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿(平成27年12月)

<委員>

(敬称略、五十音順)

石毛 和夫	ほくと総合法律事務所 パートナー 弁護士
伊藤 真	日本大学大学院法務研究科 客員教授
井上 浩一	日本公認会計士協会 常務理事
今井 英夫	城北信用金庫 審査部長
上西 左大信	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
大内 力	茨城県信用組合融資管理部 理事部長
奥 芝 努	北洋銀行経営企画部 副部長
加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
金丸 哲也	農林中央金庫 総合企画部長
小足 一寿	信託協会 業務委員長・三井住友信託銀行 執行役員業務部長
古賀 秀敏	住宅金融支援機構 債権管理部長
小林 信明	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
園尾 隆司	西村あさひ法律事務所 オブカウンスル 弁護士
高梨 晴雄	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 管理企画部長
高三 和之	クレディセゾン クレジット事業部長兼債権管理部長
竹下 慶之	日本信用情報機構 経営企画部長
田中 成幸	千葉銀行 業務集中部長
谷 英 樹	日本弁護士連合会 事務次長
田村 義弘	商工組合中央金庫 審査第三部部長
綿澤 省一	日本不動産鑑定士協会連合会 常務理事・調査研究委員長
座 長: 富永 浩明	富永浩明法律事務所 弁護士
平子 勝介	全国銀行協会 委員会室長・みずほフィナンシャルグループ 全銀協会長行室長
本多 英一	全国商工会連合会 企業支援部長
前島 浩	全国農業信用基金協会協議会 常務理事
前田 晃宏	全国信用保証協会連合会 事務局長
増田 豊	全国銀行個人信用情報センター 所長
松尾 幸太郎	みなと協和法律事務所 弁護士
松 信 元	シー・アイ・シー 執行役員経営企画部長
三上 幸孝	日本自動車リース協会連合会 副事務局長
村山 由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
八木 直人	日本貸金業協会 会員業務部長
山田 周一	リース事業協会法制委員会 委員長
米田 豊	山田債権回収管理総合事務所 取締役営業副本部長
渡部 勝	全国労働金庫協会 経営企画部長

<オブザーバー>

石坂 弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課 労働金庫業務室長
伊野 彰洋	金融庁監督局 総務課長
今井 祐子	最高裁判所事務総局 民事局付
大津 俊哉	財務省大臣官房 政策金融課長
菊川 人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部 金融課長
齋藤 克仁	日本銀行金融機構局 総務課長
千葉 信義	国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長
筒井 健夫	法務省民事局 民事法制管理官
山口 靖	農林水産省経営局 金融調整課長

<事務局>

小 岱 朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室 室長
事務局長: 辻 松 雄	全国銀行協会 事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」(特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。
 - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
 - ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
 - ④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
 - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
 - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社(以下「保証会社等」という。))とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)の登録を行うこととする。

- ① 日本弁護士連合会及び弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条に規定する弁護士会
- ② 日本公認会計士協会及び各地域会
- ③ 日本税理士会連合会及び各税理士会
- ④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家(以下「登録支援専門家」という。)は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案(調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。)が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

- ① 第6項(1)の債務整理の申出の支援
- ② 第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
- ③ 第8項(1)の調停条項案の作成の支援
- ④ 第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
- ⑤ 第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
- ⑥ 第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名(法人所属であっても個人名により登録する。)

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」という。)に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者(以下「対象債務者」という。)は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権(本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。)の元金総額が最大の者(以下「主たる債権者」という。)に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を全銀協に推薦し、全銀協は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家(本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、全銀協に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を經由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。
 - ① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

- て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。)。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日)
- ② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日
 - ③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日
 - ④ 対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

7. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 対象債務者は、通常的生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める調停条項案とする場合には4か月以内)に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(災害による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(1)④及び⑤を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

(4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換(以下「調停条項案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に(ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。)、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

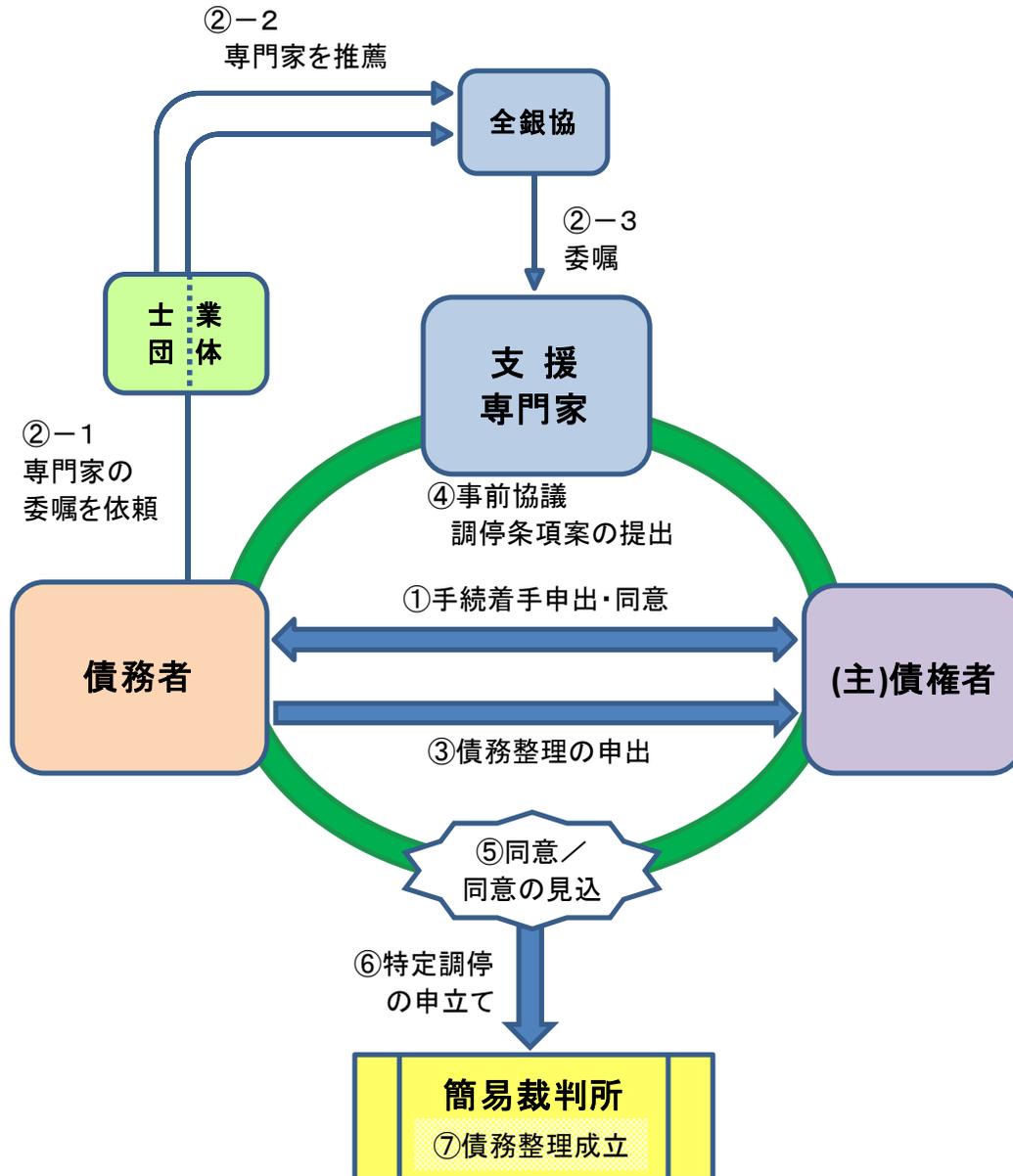
- (2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとすよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるQ&Aに定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)

(以上)

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

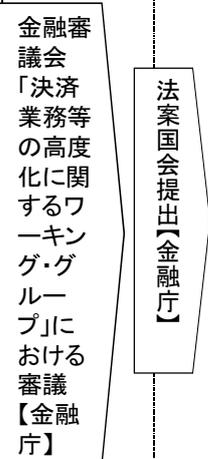
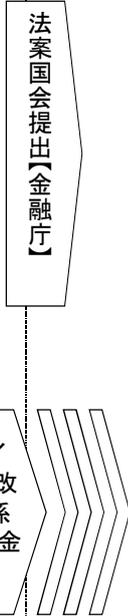
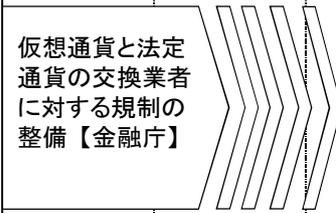


- ①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。
- ②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて全銀協に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。
※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者
- ③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。
- ④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。
- ⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。
- ⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。
- ⑦特定調停において、債務整理が成立。

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】					(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表（件数）
		<詐欺的商法による新たな消費者被害への対応> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】					
		(KPIの現状) ※平成27年4月から平成28年3月まで (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：32,270件（前年同期：43,356件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：3件（前年同期：6件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表件数：17件（前年同期：17件）					
④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数	
	(KPIの現状) 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：4社						
⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】	法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】			プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）		
	(KPIの現状) 平成28年度以降に実施予定。						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑥サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】 	法案国会提出【金融庁】 				法令及び事務ガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
		(KPIの現状) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。また、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。さらに、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、事務ガイドラインの改正を検討中。					
⑦仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備		仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】 					仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備状況
		(KPIの現状) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。【金融庁】

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、引き続き、当該業者に対しては、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度実績>

平成27年4月から平成28年3月までにおいて、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て（3件）及び金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について公表（17件）を行い、また、金融庁では、無登録で金融商品取引業等を行っている者154先（無登録業者131先、適格機関投資家等特例業務届出者23先）、無届けて有価証券の募集を行っていた者2先に対して警告書を発出した。【金融庁】

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度実績>

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正案が平成27年5月に第189回国会にて可決・成立し、6月に公布。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の上、3月、改正法が施行された。

また、平成28年度機構・定員要求を実施の上、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。

【金融庁】

⑥ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、事務ガイドライン改正の検討を進める。【金融庁】

<平成27年度実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。また、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。

【金融庁】

⑦ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を平成28年3月に第190回国会に提出した（平成28年5月成立）。【金融庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】							
金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】							
(KPIの現状) ※平成27年の取締り状況 ・ 架空請求詐欺：検挙件数：1,119件（前年比826件増）、検挙人員：762人（前年比531人増） ・ 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：429件（前年比312件減）、検挙人員：339人（前年比21人減）							
④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等	
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。						
	(KPIの現状) ※平成27年3月末時点 ・ ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：93.0%（前年比1.6ポイント増） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.1%（前年比0.9ポイント減） ・ ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（前年比0.1ポイント増） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：20.8%（前年比0.3ポイント増） ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.9%（前年比0.1ポイント増） ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：91.7%（前年比25.7ポイント増）						

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成27年の取締り状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,119件、検挙人員762人 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数429件、検挙人員339人）。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。

【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年4月、7月、10月及び平成28年1月）。【金融庁】

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表（平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月）するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年8月）。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策（インターネットバンキング対策も含む。）や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（平成27年4月）。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した（平成28年3月）。【警察庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度 (ロ) 関係省庁等連絡会議等開催状況
		環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】					
		(KPIの現状) (イ) 内閣府世論調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成27年9月実施）。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5% (ロ) 平成28年度以降に実施予定。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況 (ヘ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
		消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					
		成年年齢下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】					
		高校生向け教材を作成					
		作成した教材を計画的に配布し、効果的に活用					
		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】 					
		(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人 (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：49.9%（平成25年度） (ハ) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：5大学（金融庁） ・2,114件（平成27年度）の講座を開催。（総務省） (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（前年度平均：99.5%）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(2) 消費者教育の推進</p> <p>⑦地域における消費者教育の推進</p>		<p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】</p>					<p>(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況</p> <p>(ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</p> <p>(ハ) コーディネーター育成状況</p> <p>(ニ) 消費生活サポーター数</p> <p>(ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合</p> <p>目標：25年度調査結果 39.9%からの増加</p> <p>(ヘ) 担当省庁による支援の状況</p> <p>(ト) パンフレットの配布・活用状況</p>
		<p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】</p>					
		<p>教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】</p>					
		<p>関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】</p>					
		<p>消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】</p>	<p>消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】</p>				
			<p>消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】</p>				
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 消費者教育推進計画策定数：30都道府県、消費者教育推進地域協議会の設置：42都道府県（平成28年3月23日現在）</p> <p>(ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人</p> <p>(ハ) コーディネーター設置数：11都道府県78市区町村等（平成27年4月1日時点）</p> <p>(ニ) 消費生活サポーター設置数：28都道府県103市区町村等（平成27年4月1日時点）</p> <p>(ホ) 平成28年度に調査実施。</p> <p>(ヘ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される講座等への講師派遣：730回（金融庁） ・消費者セミナー：57回、独占禁止法教室：164回、一日公正取引委員会：8回（公正取引委員会） ・各地における消費者教育講座に講師として職員を派遣：15回（消費者庁） ・2,114件（平成27年度）の講座を開催。（総務省） 						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑪金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(KPIの現状) (イ) ・シンポジウム（5回）及び生活設計相談会（1回）の開催 ・関係団体と連携した大学での授業の実施：5大学 (ロ) 講座等への講師派遣：959回					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

内閣府世論調査（平成 27 年 9 月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5%）。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成 27 年 9 月 29 日）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及

び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成し、計画的に配布するとともに効果的な活用に努める。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討するとともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して5大学で実施した。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。

平成27年度は、2,114件の講座を開催した。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用

した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度実績>

消費者教育推進計画は30都道府県で策定、消費者教育推進地域協議会は42都道府県で設置している。【消費者庁】

消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を57回、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を164回、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー及び独占禁止法教室を独占禁止法講演会などとともに1か所で同時に開催するもの。）を8回開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

地域で開催される講座等への講師派遣を730回実施した。

ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した（5か所で実施。）。

【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施。平成27年度は、2,114件の講座を開催した。【総務省】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施

する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して 5 大学で実施した。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を 959 回実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した（5 か所で実施。）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成 26 年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。

【金融庁】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤ 金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】						(イ) 指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数) (ロ) 金融トラブル連絡調整協議会の開催(平成27年度～平成31年度)
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】						
		(KPIの現状) (イ) 苦情処理手続の処理件数は3,824件、紛争解決手続の処理件数は473件(平成27年度上半期) (ロ) 第49回及び第50回金融トラブル連絡調整協議会を平成27年6月と12月に開催。						
	⑧ 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】						被害者への返金の状況
		(KPIの現状) 115億円(被害者への返金額(平成27年度末までの累計)) (前年度末:103億円)						

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、 苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。					(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 【金融庁、消費者庁、関係省庁等】					
		・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】					
		・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】					
		・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】					
		(KPI の現状) (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：12万人（平成28年3月末時点） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容：28,963件（前年度同期：30,352件）（平成28年3月末時点）					
		(KPI の現状) 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）：19.5（平成26年）					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

平成21年6月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）が成立し、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛争解決の中立性・公平性等を確保した裁判外紛争解決制度が創設され、平成22年4月に施行された。同年10月より指定紛争解決機関が紛争解決等業務を開始（現在、銀行・保険・証券等、業態別に8つの機関が当該業務に従事。）していることから、引き続き、金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

<平成27年度実績>

第49回及び第50回金融トラブル連絡調整協議会を平成27年6月と12月に開催した。

苦情処理手続の処理件数は3,824件、紛争解決手続の処理件数は473件であった（平成27年度上半期）。【金融庁】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

<平成27年度実績>

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。【金融庁】

⑨ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

- 1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】
- 3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】

4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を2回開催（平成27年5月、12月）するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン2015において、各都道府県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成27年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
	⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 受付手段の拡充を検討【消費者庁 関係省庁】 } 各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】 </div>					各窓口での情報・相談の受付・対応状況
		(KPI の現状) 各窓口での情報・相談の受付体制の拡充についての状況は、別表3のとおり。					

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める（主な窓口は別表3のとおり。）。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段（電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について平成27年度中に検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度実績>

各窓口の消費者からの情報・相談の受付体制について、関係省庁等の状況は別表3のとおり。

【消費者庁、関係省庁等】

(別表3)

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン (※1)	身近な消費生活に関する相談窓口（消費生活センター、国民生活センター等）を案内する。	消費者庁	TEL:188
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	TEL:03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	個人情報保護委員会	TEL:03-6457-9849

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	TEL:03-6234-1177 (メール問合せ窓口) https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html
公正取引委員会審査局 管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471 電子窓口： http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
公正取引委員会 官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471
各都道府県警察本部及び警察署の相談窓口	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	TEL: #9110 ・警察相談専用電話「#9110」番 ・各都道府県警察のウェブサイト参照
金融サービス利用者 相談室	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	TEL:0570-016811 (ナビダイヤル) TEL:03-5251-6811 (IP電話) FAX: 03-3506-6699 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャー・ホットライン	金融商品取引法上の開示義務違反等に係る情報を受け付ける。	金融庁	FAX: 03-3506-6156 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/
証券取引等監視委員会 情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁(証券取引等監視委員会)	TEL:0570-00-3581 (ナビダイヤル) TEL:03-3581-9909 (一部のIP電話等) FAX: 03-5251-2136 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:03-3506-6627 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm MAIL: pension-hotline@fsa.go.jp
公認会計士・監査審査会情報受付窓口	公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報、公認会計士・監査法人の監査業務以外に関する情報、公認会計士試験の実施に関する情報を受け付ける。	金融庁（公認会計士・監査審査会）	FAX: 03-5251-7241 MAIL: cpaao@fsa.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/cpaao/b/uketuke/01.html
金融モニタリング情報収集窓口	深度あるモニタリングを行う観点から、金融機関に関する情報を収集している。	金融庁	FAX: 03-3581-6202 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/kensa/
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	TEL:03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	TEL:03-3591-6529 FAX: 03-5512-7651 下記ウェブサイト参照 http://www.maff.go.jp/j/heyasodan/index.html
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	TEL:03-3501-4657 FAX: 03-3501-6202 MAIL: shohisha-soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07
電力・ガス取引監視等委員会相談窓口	電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から、消費者が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等や、電気供給事業者間における電力取引に係る契約のトラブル等の解決支援を行う。	経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会）	TEL: 03-3501-5725 MAIL: dentorii@meti.go.jp
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/useful/hotline1.html

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	TEL : 0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/RJ/
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moemail
法テラス・サポートダイヤル	利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を提供する。	日本司法支援センター	TEL : 0570-078374 下記ウェブサイト参照 http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/index.html

※1 全地方公共団体（都道府県、政令市、市区町村等）のうち、メール、FAX による受付を行っている窓口の数は以下のとおり。

- ・メール、FAX の両方 : 434
- ・メールのみ : 51
- ・FAX のみ : 50

(参考)

都道府県 : 47、政令指定都市 : 20、市区町村 : 1721、広域連合・一部事務組合 : 8、合計 : 1,796

※2 上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことができないものも含まれる。

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

〔平成 27 年 10 月 30 日
金融庁訓令第 31 号〕

(目 的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、金融庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第 4 条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深め

させること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を、総務企画局総務課に置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。

5 第1項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知することとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話（社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。また、点字、拡大文字等による資料を使用する場合には、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。
- 障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）等で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

金融庁所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 本対応指針の趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者権利条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

3 本対応指針の位置付け

本対応指針は、法第11条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に即して、金融庁が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が、

法第8条に規定する障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して適切に対応するため、定めるものである。

4 留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条等の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 障害を理由とする不当な差別的取扱い

(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずには正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(4) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、代替措置の提供は、事業者の業務やビジネスモデル等の内容によっては、例えば、訪問等による能動的なサービスを提供することが、障害者のニーズを満たすこととなり、合理的配慮となる場合もあり得る。

合理的配慮の内容は、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、障害の状態等が変化することもあるため、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 意思の表明

現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者等を介するものを含む。）により行われる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。この場合、表明された意思の解釈に当たっては、障害者本人の真意から離れたものとなることのないよう留意が必要である。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(3) 事前的改善措置との関係

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援及び障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内

容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮に加え、事前的改善措置を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト削減・効率化につながりうる点は重要である。

(4) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は別紙のとおりである。

第4 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。

第5 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュアルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要である。

第6 金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

また、障害者等からの事業者の対応等に関する相談については、金融庁においては金融サービス利用者相談室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

(別 紙)

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たりうる具体例

不当な差別的取扱いに当たるか否かについては、第2.1で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることとなる。次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

- 障害を理由として、窓口対応を拒否する。
- 障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由として、商品の提供を拒否する。
- 身体障害者補助犬を連れていたり車いすを利用していることを理由として、入店を拒否する。
- 障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける。
- 事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由として、来訪の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

2 合理的配慮の具体例

合理的配慮については、第2.2で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次の具体例については、第2.2(4)で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではないこと、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

[意思疎通の配慮の具体例]

- 入店時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、必要に応じて誘導する。
- (身体的障害のある顧客に対しては、)書類の開封、受渡し等の対応が困難な場合に、必要なサポートを提供する。
- (視覚に障害のある顧客に対しては、)窓口まで誘導し、商品の内容を分かりやすい言葉で丁寧に説明を行う。また、顧客の要請がある場合は、取引関係書類について代読して確認する。

- （聴覚に障害のある顧客に対しては、）パンフレット等の資料を用いて説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。
- （盲ろう者に対しては、）本人が希望する場合、障害の程度に応じて、手のひら書き等によりコミュニケーションを行う。
- （吃音症等の発話に障害のある顧客に対しては、）障害特性を理解した上で、顧客が言い終えるまでゆっくりと待つ、発話以外のコミュニケーション方法も選択できるようにする。
- 明確に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、対応時間の制限などを設けることなく、内容が理解されたことを確認しながら対応するなど顧客に合わせた配慮をする。また、説明に当たっては、馴染みのない外来語は避ける、時刻は午前・午後といった説明を加える、比喩や暗喩、二重否定表現を用いないなど、あいまいな表現を避け、分かりやすい表現で説明を行う。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
- 障害のある顧客がコミュニケーションをしやすくするため、「筆談対応いたします。」など、可能な対応方法を案内するプレートを準備する。
- 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な顧客のために、主な手続を絵文字等で示したコミュニケーションボードを準備する。
- 顧客の要望がある場合に、意思疎通を援助する者（手話通訳等）の同席を認める。
- 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等について、点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で用意して対応する。

〔物理的環境への配慮の具体例〕

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応ではなく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行う。
- エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動をサポートしたり、上階の職員が下階に下りて手続する等の配慮をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際には、臨時の休憩スペースを設けるなどする。
- A T Mの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。
- 情報提供や取引、相談・質問・苦情受付等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意し、障害のある顧客が利用しやすい手段を選択できるようにする。
- 一般に顧客が来店する頻度の高い店舗においては、次のような例も参考に、可能な限り障害のある顧客が利用しやすい施設となるよう工夫を施す。
 - ・ 段差について、簡易スロープ等を設置する、または、見えやすい縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。
 - ・ 通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置かない。
 - ・ 視覚に障害のある顧客のために、音声案内装置や触知案内図等を準備する。
 - ・ 店舗専用駐車場を設けている場合、入口付近に障害者専用駐車場を確保する。
 - ・ 大型店舗等で順番待ちが必要となる店舗の場合、順番が来たことを知らせるために振動呼出器の準備や番号表示板の設置等の工夫を行う。
 - ・ 障害のある顧客が使いやすいA T Mを整備する。

〔ルール・慣行の柔軟な変更の具体例〕

- 周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を準備する。
- スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声や吃音等がある場合において、当該障害者が了承した場合には、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成 28 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
	18 年	5 月
9 月		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月		財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。

年 月		内 容
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年 5 月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約 6 万部）。
	9 月～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9 月 参加者 173 名）、大阪（11 月 参加者 164 名）、東京（12 月 参加者 96 名）、愛知（20 年 1 月 参加者 219 名）、宮城（3 月 参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約 69 万部）及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書制作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約 30 万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚）、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できる DVD 教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年 5 月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚）。
	6 月～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6 月 参加者 134 名）、金沢（9 月 参加者 102 名）、札幌（11 月 参加者 172 名）、高松（2 月 参加者 111 名）、熊本（3 月 参加者 159 名）で開催。
21 年	4 月～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部）。

年 月		内 容
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1 月 参加者 130 名）、東京（2 月 参加者 97 名）、大阪（2 月 参加者 59 名）、広島（2 月 参加者 104 名）、愛知（3 月 参加者 167 名）、宮城（3 月 参加者 180 名）で開催。
	4 月～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月 参加者 175 名）、金沢（11 月 参加者 151 名）、高松（12 月 参加者 197 名）、東京（1 月 参加者 107 名）、札幌（2 月 参加者 128 名）、熊本（3 月 参加者 170 名）で開催。
	12 月～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月 参加者 134 名）で開催。
	11 月～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。

年 月	内 容	
6 月	金融広報中央委員会で「第 1 回金融経済教育推進会議」を開催。	
11 月 ～26 年 3 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約 27 万部）。	
12 月	金融広報中央委員会で「第 2 回金融経済教育推進会議」を開催。	
12 月 ～26 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12 月 参加者 84 名）、大阪（12 月 参加者 134 名）、仙台（2 月 参加者 110 名）、広島（2 月 参加者 117 名）、名古屋（2 月 参加者 144 名）で開催。	
26 年	4 月 ～27 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 26 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 21 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 9 万部）。
4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2 大学）。	
6 月	金融広報中央委員会で「第 3 回金融経済教育推進会議」を開催。 金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。 「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6 月 12 日～14 日）で開催。	
11 月 ～27 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11 月 参加者 87 名）、札幌（11 月 参加者 153 名）、福岡（11 月 参加者 121 名）、熊本（2 月 参加者 192 名）、高松（2 月 参加者 107 名）で開催。	
12 月	金融広報中央委員会で「第 4 回金融経済教育推進会議」を開催。	
27 年	1 月	経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB）及び日本銀行との共催により、ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催（1 月 22、23 日）。
4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。	
4 月 ～28 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 18 万部、「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 8 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 13 万部）。	
6 月	金融広報中央委員会で「第 5 回金融経済教育推進会議」を開催。 金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。	
9 月	「そこが知りたい！ 今後の生活設計」を東京（9 月 3 日～5 日）で開催。	
10 月 ～28 年 1 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（1 大学）。	
11 月 ～28 年 2 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を大阪（11 月 参加者 108 名）、さいたま（12 月 参加者 100 名）、名古屋（2 月 参加者 95 名）、仙台（2 月 参加者 90 名）、広島（2 月 参加者 116 名）で開催。	
12 月	金融広報中央委員会で「第 6 回金融経済教育推進会議」を開催。	

年 月		内 容
28 年	1 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を改定。
	4 月	全国の高等学校へ消費者被害防止のための啓発チラシを配付。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

平成 26 年度：2 大学

大 学 名	科 目 名
東京家政学院大学	生活設計論
慶應義塾大学法科大学院	金融論

平成 27 年度：5 大学

大 学 名	科 目 名
東京家政学院大学	生活設計論
青山学院大学	金融と生活設計
金沢星稜大学	生活設計論
県立広島大学	パーソナルファイナンス論
神戸国際大学	ファイナンシャル・プランニング —金融の実態と基礎知識—

平成 28 年度：8 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	東京家政学院大学	生活設計論
	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
後 期	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	金沢星稜大学	生活設計論
	神戸国際大学	ファイナンシャル・プランニング —金融の実態と基礎知識—
	東北学院大学	経済学特殊講義Ⅱ

資料 6-10-3

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



「プリペイドカードを 買ってきて」は詐欺!

- アダルトサイトのワンクリック請求
- サクラを使った出会い系サイト
- 身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン▶ ^い**1** ^や**8** ^や**8** (局番なし)

お近くの消費生活センター等の
相談窓口をご案内します。



Illustration: Hiroshi Hanamura



独立行政法人
国民生活センター



一般社団法人日本資金決済業協会

警察庁/金融庁/消費者庁

2015年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 横井 規子
(北海道)
 - ・ 小学校の家庭教育学級等において、「お金の使い方」や「おこづかい帳の書き方」等をテーマに、シミュレーションゲームを使用した出前授業を積極的に行うほか、地元紙でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
2. 横江 光良
(北海道)
 - ・ 「ライフデザイン・ライフプラン」、「公的年金の基礎知識と資産運用」、「役立つ金融経済の話」といった多岐にわたるテーマについて、中立的な視点から分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 岡嶋 宏明
(北海道)
 - ・ 「生活設計」、「金融商品」、「社会保険・年金」、「資産運用」といった幅広いテーマについて丁寧で分かり易い講演を行うほか、地元紙でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
4. 有田 宏
(北海道)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、「金融経済」のテーマを中心に、その時々話題を織り交ぜた講演に取り組むほか、「相続」、「年金」等のテーマについての講演も積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 齋藤 廣勝
(秋田県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、それぞれの年代や地域の特性を踏まえた講演を行うほか、地元情報誌でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
6. 坂井 義明
(福島県)
 - ・ 司法書士としての知識と経験を活かし、「相続」、「遺言」、「成年後見人制度」等をテーマに講演を行うほか、「消費者トラブル」等について幅広い層を対象に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
7. 緒方 瑠美子
(茨城県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、児童・生徒や金融学習グループ等を対象に、「消費者トラブル」、「子どもの金銭教育」等をテーマとして、DVD等を活用した分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 佐藤 実
(栃木県)
 - ・ 児童・生徒やその保護者を対象とした出前授業に積極的に取り組み、子ども達が主体的に授業に参加し、考えることができるよう工夫を凝らすほか、一般市民向けに「ライフプラン」、「金融経済」等をテーマに講演も行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 山崎 二郎
(千葉県)
 - ・ 中学校社会科教員を対象とした金融教育セミナーや消費者教育セミナーにおいて講師として活躍するなど、長年にわたって学校等における金融教育の推進に関与し、金融知識の普及に貢献。

- 10. 音川 敏枝
(東京都)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、「年金制度」、「生活設計」を中心に幅広いテーマについて自ら工夫した資料を使った講演を行うほか、社会復帰支援の一環として、矯正施設での金融教育啓発活動にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 11. 樋口 勝彦
(山梨県)
 - ・ 元教員の経験を活かし、主に高校生を対象に、単立ち教室では「契約」、「クレジット」、「多重債務」等をテーマに、消費者教育講座では「生活設計」をテーマに、分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 12. 小山 正宏
(石川県)
 - ・ 老後の充実した生活に向けて「60才からの人生とお金」をテーマとした高齢者向け講演に積極的に取り組んでいるほか、元金融機関職員の経験を活かし、大学生等を対象に「保険」をテーマとした講演も行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 13. 生川 奈美子
(三重県)
 - ・ 主に児童・生徒を対象に、自らの子育て体験等を交えながら、「おこづかい」等をテーマとした講演を積極的に行うほか、インターネットやスマートフォンに係るトラブルに関する講演にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 14. 大石 美津子
(静岡県)
 - ・ 小学生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「お金の使い方」、「キャッシュレス時代の家計管理」、「老後の生活設計」等をテーマに、受講者の年齢層や関心に合わせて分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 15. 加藤 範子
(島根県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、小学生から大学生までを対象に、子ども達の発達段階に合わせて創意工夫に富んだ出前授業を行うほか、金銭・金融教育研究校への助言も行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 16. 小松 むつ子
(高知県)
 - ・ 小学生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「お金の使い方」や「老後を楽しく生きるために」等をテーマとして、ゲームや紙芝居等を活用した講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 17. 安枝 昭雄
(福岡県)
 - ・ 「金融経済」、「生活設計(エンディングノート)」等をテーマに、受講者の年齢層や関心に合わせて独自に工夫した資料を用いて講演を行うほか、金融学習グループの支援にも尽力するなど、金融知識の普及に貢献。

- 18. 坂口 真理
(熊本県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「消費者トラブル」をテーマとした講演を行うほか、特別支援学校向けの出前授業では、受講者に対応した教材の工夫に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

- 19. 村上 美佳子
(大分県)
 - ・ 消費生活相談員として培った経験等を活かし、幅広い年齢層を対象に、「消費者トラブル」をテーマとした講演を行うほか、消費生活相談員による劇団を結成し、自作の脚本による寸劇にも取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 山梨県立塩山高等学校
(山梨県)
 - 全学年・全教科において金融経済教育を教科指導に積極的に取り入れ、体験学習や講演会等を活発に実施するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
2. 石川県立金沢商業高等学校
(石川県)
 - 独自科目としての「金融」開設、外部講師による講演会、地元企業等での長期就業体験、模擬株式会社の運営等、商業教育を基盤とした金融経済教育の実践を通じて、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
3. 松山市立新玉小学校
(愛媛県)
 - 金融教育に視点をおいた教科指導や各種行事(全教員による研究授業、全校的な社会貢献活動等)の実施を通じて、お金の大切さや役割についての学習を推進するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、社会観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
27/7/3	日本証券業協会	27年8月8日	教育管理職セミナー
27/7/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年10月～11月	平成27年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
27/8/7	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27年10月3日～4日	FPフェア2015 上手な暮らしとおかね展
27/8/7	(社)投資信託協会	27年9月12日	投信フォーラム2015(秋田)
27/8/17	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	28年2月28日	第10回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
27/8/21	日本証券業協会	27年10月3日～31日	平成27年度「投資の日」記念イベント
27/9/11	日本証券業協会	27年12月5日	徳島を築く人材育成!金融・経済セミナー
27/11/2	(社)投資信託協会	27年12月19日	投信フォーラム2015(仙台)
27/12/11	(社)投資信託協会	28年1月16日、 2月13日	投信フォーラム2016(静岡)及び 2016(広島)
28/2/23	(社)金融財政事情研究会	28年3月15日～ 29年3月31日	啓発図書『未来を一緒につくる!ファイナンシャル・プランニング技能士』寄贈事業
28/2/23	(株)日本経済新聞社	28年4月1日～ 29年3月末日	第3回日経未来投資プログラム
28/3/16	公益財団法人生命保険文化センター	28年5月19日～9 月9日	第54回中学生作文コンクール
28/3/22	金融広報中央委員会	28年8月10日、 18日	2016年度「先生のための金融教育セミナー」
28/4/4	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	28年4月～29年3 月	平成28年度「くらしとお金のFP相談室」
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第49回「おかねの作文」コンクール(中学生向け)

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第14回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
28/4/25	金融広報中央委員会	28年5月20日 ～29年3月20日	第13回金融教育に関する小論文・ 実践報告コンクール
28/5/11	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	28年5月2日～10 月31日	小学生『夢をかなえる』作文 コンクール
28/5/18	(社)投資信託協会	28年6月18日	投信フォーラム2016(福島)
28/5/18	(株)日本経済新聞社	28年5月～ 29年1月	第17回日経 STOCK リーグ
28/5/23	日本証券業協会	28年8月1日 ～18日	教員向け金融経済夏期セミナー
28/5/23	全国公民科・社会科教育 研究会	28年8月2日～4 日	証券・経済セミナー
28/6/15	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	28年10月～11月	平成28年度「FPの日®(全国一 斉FPフォーラム)」

金融分野におけるサイバーセキュリティ 強化に向けた取組方針(概要)

平成27年7月2日

金融庁

金融分野のサイバーセキュリティにおける課題①

金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組みの必要性

- これまでも金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢については、システムリスク管理等の一環として、監督・検査を実施。
 - 他方、下記のとおりサイバー攻撃の脅威は、今や金融システムの安定にとって重大なリスク。個々の金融機関に留まらず、業界全体のサイバーセキュリティ強化を図ることで、金融システム全体の強靭性を高めていくことが必要。
 - 昨年11月に制定されたサイバーセキュリティ基本法では、政府は、金融も含めた重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ確保のため、政府一丸となって、施策を講じることとされている。
- ⇒ 金融分野へのサイバー攻撃の脅威に対抗すべく今後取り組むべき方針を整理・明確化。

金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況

イノベーションの進展に合わせた金融分野でのインターネットの利用拡大

サイバー攻撃の高度化
(手口の巧妙化、攻撃技術へのアクセスの容易化)

サイバーテロの脅威
(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えて)

金融分野のサイバーセキュリティにおける課題②

金融分野のサイバーセキュリティとして対処していくスコープ

攻撃者の動機	対象	脅威		関連する既存のリスク管理態勢
社会秩序の混乱	金融機関	金融機関・金融市場インフラの機能停止	金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	業務継続(BCM) 等
			人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、機能停止に陥るもの	
機密漏洩		金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	情報セキュリティ管理 等	
		人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、サイバー空間から機密漏洩		
経済目的		不正送金等の不正取引	金融機関のコンピュータがマルウェア(注)に感染して不正送金等の不正な取引がなされるもの	顧客保護 等
			顧客のコンピュータがマルウェアに感染して、顧客の意志に反した指示が金融機関になされるものや、フィッシング詐欺等	
	顧客			

(注) マルウェアとは、悪意のあるソフトウェアの総称。コンピュータに感染し、不正送金や情報窃取などの遠隔操作を自動的に実行するプログラム。

金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた5つの方針

基本的考え方

- 金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化には、官民が一体となって取り組んでいくことが重要。
- このため金融庁は、金融機関との間で、サイバーセキュリティ確保という共通目的を有しているとの理解の下、建設的な対話を日常的に重ねていくことを目指すとともに、行政当局の立場から金融分野のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、以下の5項目に取り組んでいく。

5つの方針

1. サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握
2. 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上
3. 業界横断的演習の継続的な実施
4. 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成
5. 金融庁としての態勢構築

1. サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握

- 金融機関等のサイバーセキュリティ管理態勢がより実効性のある優れた取組みとなるよう建設的な対話を重ねる。
- この一環として、全ての金融業態・金融市場インフラに対してアンケートも活用した実態把握を今年中に実施し、業態ごとの課題について分析。
- この結果は、対話等を通じて金融機関等にフィードバックし、自己点検等に繋げていく。

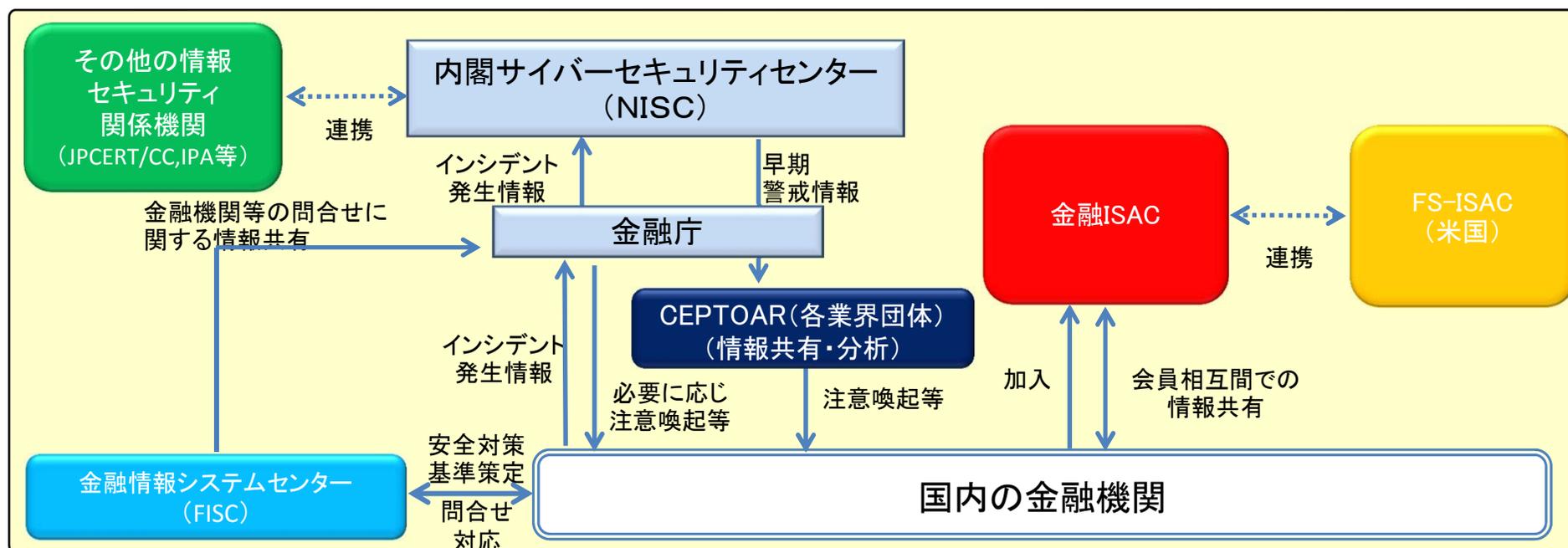
(参考)アンケートで確認する事項の全体像(イメージ)

具体的な対応

<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・金融インフラの機能停止 	<p>特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃から保護すべき対象(情報資産等)の把握 ・経営陣によるサイバーセキュリティ管理の重要性の認識 ・セキュリティ水準の定期的評価 ・システム開発におけるセキュリティ管理の視点の導入 等
<ul style="list-style-type: none"> ・機密漏洩 ・不正送金等の不正取引(金融機関への攻撃) 	<p>防御</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内の緊急時対応・早期警戒体制の整備 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の整備 ・多層防御(入口対策・内部対策・出口対策) ・システムの脆弱性についての適時の対応 ・コンティンジェンシープランの策定・業界横断的演習への参加 等
	<p>検知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信記録(ログ)等の取得・分析を含むサイバー攻撃に対する監視 等
	<p>対応・復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンティンジェンシープランに沿った適切な対応
<ul style="list-style-type: none"> ・不正送金等の不正取引(顧客への攻撃) 	<p>サービス提供の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より安全な認証手段をはじめとする不正防止策の組合せ状況 等
	<p>顧客への働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の利用環境のセキュリティ強化の取組み ・異常な取引等の検知・連絡 等

2. 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上

- 金融機関に対して、情報共有機関（金融ISAC等）を活用した情報収集・提供、取組み高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）の意義について、機会を捉えて引き続き周知。
- 業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供も、NISCから発信されたものに限らず、金融庁から提供すべき情報があれば、積極的に発信。
- 金融情報システムセンター（FISC）でも、安全対策基準を抜本強化した上で、基準の解釈に関する金融機関等からの問合せへの回答を「サイバーセキュリティ参考情報」と整理し、公表。



3. 業界横断的演習の継続的な実施

- サイバー攻撃への対応能力の向上には、演習を通じて実戦能力を涵養しつつ、対応態勢等の確認を行い、PDCAサイクルを回すことが有効。
- そこで、海外でも行われている演習事例を参考にしつつ、当局等の関係者を含めた業界横断的演習を速やかに実施するべく、早急に具体的方法(実施主体(他省庁・関係機関との連携を含む)、演習の目的、シナリオの内容等)を検討する。

[サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)抜粋]

(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

[米国の金融分野における業界横断的演習の例]

✓ Quantum Dawn 2

米国証券金融市場協会(SIFMA)の主催で、2013年7月に実施。対象は金融機関、証券取引所、政府関係機関等。証券市場に対する同時多発的なサイバー攻撃を想定して訓練を実施。

✓ CAPP Exercise (2014)

FS-ISACの主催で、2014年9月に実施。対象は、決済サービスを提供する金融機関。支払いプロセスに対するサイバー攻撃時の対応について訓練。

[英国の金融分野における業界横断的演習の例]

✓ Waking Shark 2

イングランド銀行(BOE)を中心に、2013年11月に実施。対象は金融機関、証券取引所、政府関係機関等。証券市場に対するDDoS攻撃等を想定して訓練を実施。

4. 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成

- サイバーセキュリティ強化には、対策の実装等を行う技術担当者だけでなく、経営層及びこれを支える管理部門の職員も、セキュリティに関する意識と一定の知見を有することが求められる。また、監督当局の担当者の質の向上も必要。そこで、平成27事務年度より以下の取組みを進める。
 - ✓ 金融機関の経営層の意識向上を目的としたセミナー等の開催
 - ✓ 業界団体、情報共有機関等の関係者と連携した、金融分野におけるサイバーセキュリティ人材の育成策についての検討(キャリアパス、バックグラウンドを含む適性等)。
 - ✓ 金融庁における担当者の専門性向上(外部登用と内部の人材育成)

[サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)抜粋]

(人材の確保等)

第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

[主要行等向けの総合的な監督指針(抜粋)]

Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

② 代表取締役は、システム障害やサイバーセキュリティ事案(以下「システム障害等」という。)の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

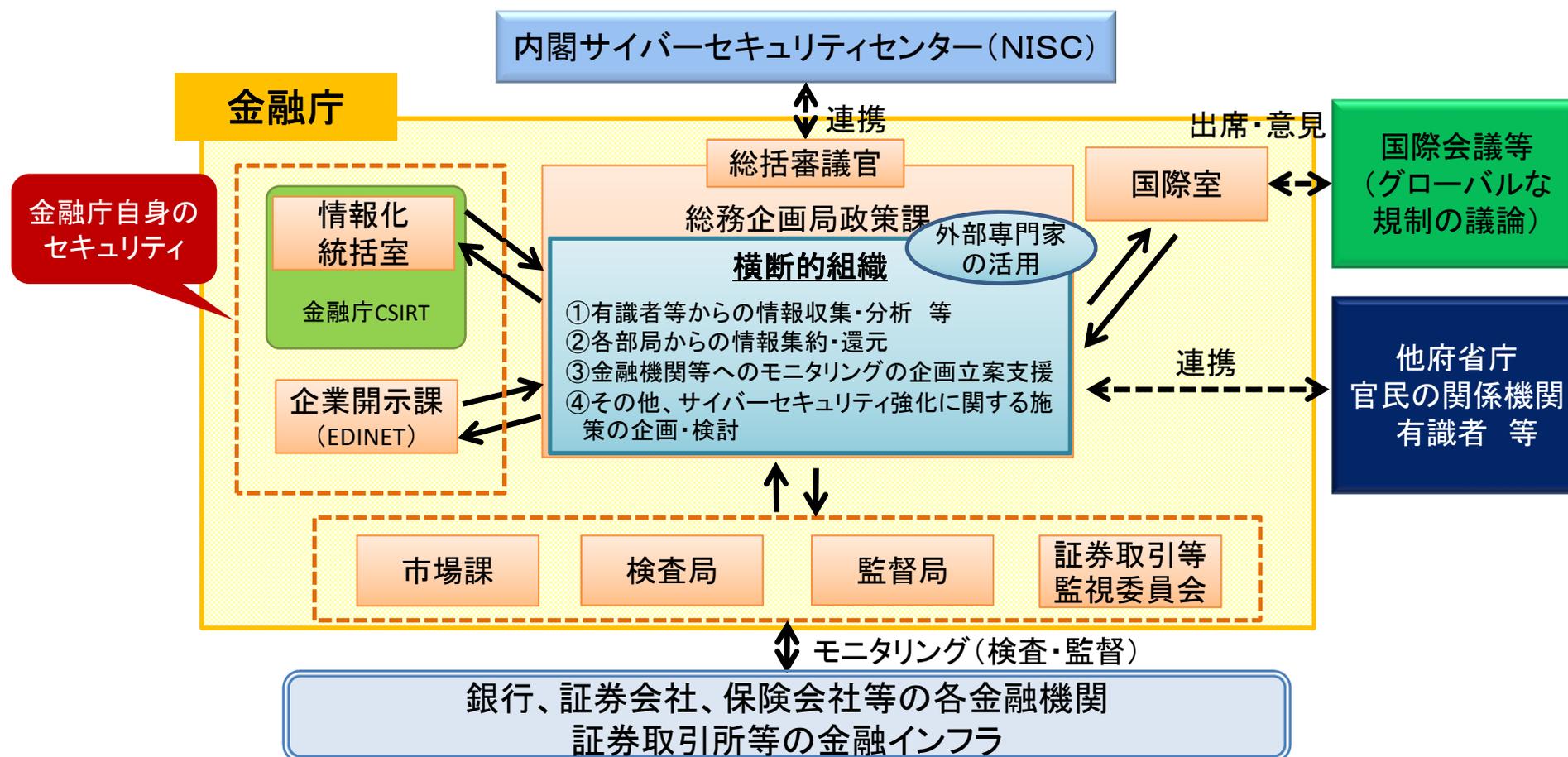
(5) サイバーセキュリティ管理

① サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

⑨ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

5. 金融庁としての態勢構築

- 金融システム全体におけるサイバーセキュリティを強化するため、金融庁内部において情報を一元的に集約し、外部専門家を活用しつつ知見の集積を図り、組織横断的に企画・調整を行う部署を直ちに設置する。





業態毎の進め方（27事務年度は、2段階で実施）

- 3メガ等は、既に把握済み
- フェーズ1（H27年10月～12月末まで）
 - 地銀・第二地銀、証券会社、大手以外の生損保、取引所など、合計82社と対話
- フェーズ2（H28年5月～6月）
 - フェーズ1の未実施金融機関の中から、地銀を中心に大手以外の証券会社・生損保など、合計61社と対話

実態把握の手法

- 金融機関のサイバーセキュリティ対策の状況を深掘りするため、対面でのインタビュー形式で実施。なお、インタビューを効率的に進めるため、事前に「確認項目」への回答を依頼し、その回答を分析した上でインタビューを実施。
- 「確認項目」の具体的な内容
 - ✓ サイバーセキュリティに関する経営陣の取組み
 - ✓ リスク管理の枠組み
 - ✓ サイバーセキュリティリスクへの対応態勢
 - ✓ コンティンジェンシープランの整備と実効性確保
 - ✓ サイバーセキュリティに関する監査
- サイバー攻撃のいくつかのシナリオに基づく金融機関等の対応の確認（ケーススタディ）

ここが疎かな金融機関は、対策に遅れが見られる。



・**経営層の取組が良いところは態勢整備が進んでいる**

しかしながら、殆どの金融機関において経営陣の関与が希薄（受動的）。
規程・組織体制の整備に際し、サイバーセキュリティに対する経営陣の
役割と責任を文書化する等、経営陣が陣頭指揮を執る態勢を明確にし
経営資源を適切に投下していく態勢の確立が必要。

・**サイバーセキュリティに着眼したリスク評価を実施する必要**

保護すべき重要情報や重要サービスの網羅的な洗い出しとサイバーセ
キュリティリスクの把握、自組織に必要な施策の選定と対応の優先付け
を行いPDCAを回す。

・**侵入されることを前提とした対策を強化する必要**

監視、検知能力の向上、攻撃検知時に適切な初動が取れる能力の獲得、
コンティンジェンシープランの策定と職員教育・訓練の実施。

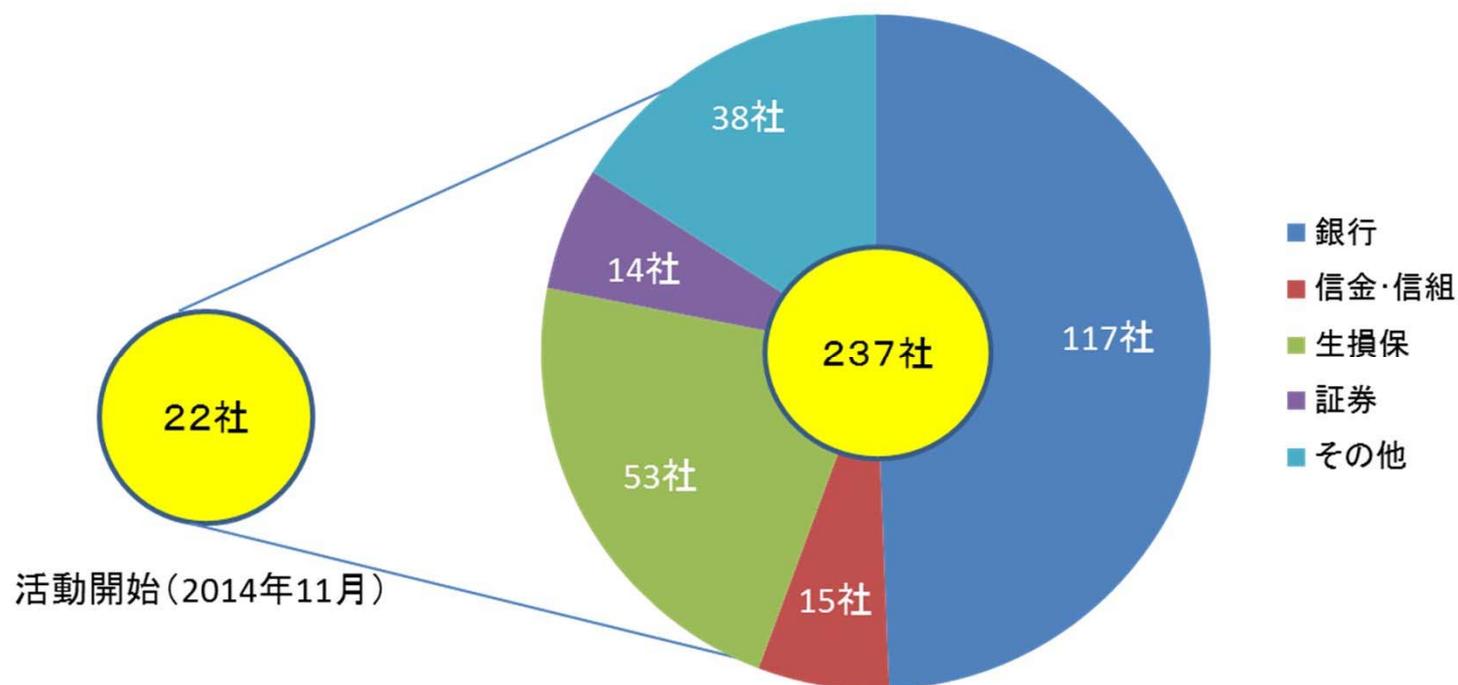
・**金融ISACをはじめとした情報共有（共助）態勢を確立する必要**

加入するだけでなく、活動に参加することが大切。人材育成にも繋がる。



金融ISACへの加盟状況

参加金融機関237社(正会員:224社、準会員:13社)の内訳



出典:金融ISACホームページ(2016年6月1日現在)

- ✓ サイバーセキュリティ2015 (2015年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部)
金融庁において、金融機関に対し、2014年11月から本格的に活動を開始した「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の構築を促していく。